

令和4年小布施町議会

令和5年3月会議

小布施町議会会議録

令和5年 3月3日 再開

令和5年 3月24日 散会

小布施町議会

令和5年小布施町議会3月会議会議録目次

第1号（3月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○再開の宣告	4
○町長挨拶及び議案の総括説明	4
○開議の宣告	14
○諸般の報告	14
○議事日程の報告	14
○会議録署名議員の指名	15
○審議期間の決定	15
○議案第76号及び議案第77号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	16
○議案第78号の上程、説明、質疑、委員会付託	16
○議案第79号の上程、説明、質疑、委員会付託	17
○議案第80号の上程、説明、質疑、委員会付託	18
○議案第81号及び議案第82号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	19
○議案第83号及び議案第84号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	19
○議案第85号の上程、説明、質疑、委員会付託	20
○議案第86号の上程、説明、質疑、委員会付託	21
○予算特別委員会の設置	22
○予算特別委員会委員の選任	22
○議案第87号の上程、説明、質疑、委員会付託	23
○議案第88号～議案第93号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	23
○議案第94号の上程、説明、質疑、委員会付託	24
○議案第95号～議案第100号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	25

○議案第101号の上程、説明、質疑、委員会付託	26
○議案第102号及び議案第103号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	27
○陳情第3号の上程、委員会付託	28
○日程の追加	29
○常任委員長報告（議案）	29
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	30
○散会の宣告	32

第 2 号 （3月9日）

○議事日程	33
○本日の会議に付した事件	33
○出席議員	33
○欠席議員	33
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	33
○事務局職員出席者	34
○開議の宣告	35
○議事日程の報告	35
○行政事務一般に関する質問	35
渡 辺 建 次 君	35
水 野 貴 雄 君	49
小 西 和 実 君	56
福 島 浩 洋 君	62
中 村 雅 代 君	71
竹 内 淳 子 君	82
寺 島 弘 樹 君	96
○延会の議決	105
○延会の宣告	106

第 3 号 （3月10日）

○議事日程	107
-------	-----

○本日の会議に付した事件	107
○出席議員	107
○欠席議員	107
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	107
○事務局職員出席者	108
○開議の宣告	109
○議事日程の報告	109
○諸般の報告	109
○行政事務一般に関する質問	109
小 淵 晃 君	110
関 良 幸 君	117
関 悦 子 君	126
小 林 正 子 君	136
○散会の宣告	146

第 4 号 (3月24日)

○議事日程	149
○本日の会議に付した事件	150
○出席議員	150
○欠席議員	151
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	151
○事務局職員出席者	151
○開議の宣告	152
○諸般の報告	152
○議事日程の報告	152
○常任委員長報告(議案)	152
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	154
○常任委員長報告(議案)	157
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	159
○常任委員長報告(陳情)	161

○常任委員長報告の質疑、討論、採決	162
○発委第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○予算特別委員長報告（議案）	164
○予算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決及び議案第87号の修正案の提出	169
○発委第10号の上程、説明、採決	176
○発委第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
○新たな議会活性化検討特別委員会最終報告	179
○職場環境等調査特別委員会最終報告	181
○出納検査の報告	183
○散会の議決	184
○町長挨拶	185
○散会の宣告	188
○署名議員	189

令和5年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第1号)

令和5年3月6日(月)午前10時再開

再開

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定について
- 日程第 3 議案第 76号 小布施町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 4 議案第 77号 小布施町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第 5 議案第 78号 小布施町債権管理条例
- 日程第 6 議案第 79号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 7 議案第 80号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 81号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 82号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 83号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 84号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 85号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 86号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 予算特別委員会の設置について
- 日程第 15 予算特別委員会委員の選任について

- 日程第16 議案第 87号 令和5年度小布施町一般会計予算
- 日程第17 議案第 88号 令和5年度小布施町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第 89号 令和5年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第 90号 令和5年度小布施町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第 91号 令和5年度小布施町下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第 92号 令和5年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第22 議案第 93号 令和5年度小布施町水道事業会計予算
- 日程第23 議案第 94号 令和4年度小布施町一般会計補正予算
- 日程第24 議案第 95号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第25 議案第 96号 令和4年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第26 議案第 97号 令和4年度小布施町介護保険特別会計補正予算
- 日程第27 議案第 98号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第28 議案第 99号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第29 議案第100号 令和4年度小布施町水道事業会計補正予算
- 日程第30 議案第101号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
- 日程第31 議案第102号 長野広域連合規約の変更
- 日程第32 議案第103号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議
- 日程第33 陳情第 3号 「最低賃金法の改定と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
-

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

- 追加日程第1 総務産業常任委員長報告
- 追加日程第2 議案第101号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
- 追加日程第3 議案第102号 長野広域連合規約の変更
- 追加日程第4 議案第103号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議
-

出席議員（13名）

1 番	寺 島 弘 樹 君	2 番	水 野 貴 雄 君
3 番	関 良 幸 君	4 番	竹 内 淳 子 君
5 番	中 村 雅 代 君	6 番	福 島 浩 洋 君
7 番	小 西 和 実 君	8 番	関 悦 子 君
9 番	大 島 孝 司 君	10 番	小 渕 晃 君
12 番	渡 辺 建 次 君	13 番	小 林 正 子 君
14 番	小 林 一 広 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	桜 井 昌 季 君	副 町 長	新 井 隆 司 君
教 育 長	山 崎 茂 君	総 務 課 長	大 宮 透 君
企画政策課長	益 満 崇 博 君	住民税務課長	須 山 和 幸 君
住民税務課長 補 佐	原 茂 君	健康福祉課長	永 井 芳 夫 君
産業振興課長	富 岡 広 記 君	産業振興課長 補 佐	宮 崎 貴 司 君
建設水道課長	林 信 廣 君	健康水道課長 補 佐	芋 川 享 正 君
教 育 次 長	藤 沢 憲 一 君	監 査 委 員	持 田 宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長	鈴 木 利 一	書 記	柘 津 貴 子
--------	---------	-----	---------

再開 午前10時04分

◎再開の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

ただいまより令和4年小布施町議会を再開いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、令和5年3月会議と呼称いたします。

◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長（小林一広君） 町長から定例会招集の挨拶及び議案の総括説明があります。

桜井町長、登壇願います。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

令和4年小布施町議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、本年1月及び2月に元職員が役場在籍時の非違行為容疑で逮捕され、住民及び関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。私自身をはじめ、職員には法令遵守と綱紀の粛正を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

さて、今冬は昨年と比べ降雪量が少なく、暖かなシーズンとなりました。そのような中でもクリスマスと1月の後半に災害級の大寒波に見舞われ、これまでに3回除雪車が出動し、凍結防止剤散布も13回出動しています。除雪、凍結防止剤散布の出動が協力企業の方々のご努力により、休日、夜間にもかかわらず滞りなく行われましたことに感謝申し上げます。

3月に入り、日に日に日照時間が長くなり、暖かい日が続く中で、農家の皆さんは果樹の剪定など新たな季節に向けて準備を整えていることと思います。昨年に続き、今年も豊作の季節を迎えられるよう、春先の凍霜害の被害がないことを祈るばかりです。

過去3年、住民生活に大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症についても、年始以降は長野圏域の感染者数や病床使用率は減少し、落ち着きを取り戻しています。3月13日からはマスク着用の見直し、5月からは感染症の分類変更が予定されるなど、いよいよウイルスとの向き合い方について、社会全体で方向転換していく時期となっています。

令和5年度は、「つながりの再構築」を進める1年にしたいと考えています。昨年まで中止を余儀なくされた町民運動会をはじめとするイベント等につきましても、積極的に再開に向けて対話を行い、現状に合った実施方法を模索していきたいと考えております。町民の皆さんの協力の下で小布施らしい、人と人とが活発に交流する風景を一つでも取り戻せるよう取り組んでまいります。

令和5年度における主要施策について申し上げます。

最初に、防災と環境分野について申し上げます。

令和元年東日本台風被害での教訓を踏まえ、災害時の「逃げ遅れゼロ」を目指し、令和2年9月に防災まちづくりに係る連携協定を締結した長野高専の皆様と引き続き密に連携をしながら、出水期までに全ての自治会を対象とした講習会を開催してまいります。

なお、例年6月に実施してきた町総合防災訓練については、9月に実施することを予定しております。

環境分野では、今年度策定した「小布施町環境ランドデザイン」の目標達成に向け、国の交付金を最大限に利用して具体的な事業を構築し、再生可能エネルギーの拡充や省エネの推進を図ってまいります。

また、町内から排出される廃棄物の削減と資源の有効活用に向けて、町民や事業者の皆様のご協力をいただきながら、今年度より実証的に取り組んでいるバイオ炭化事業や堆肥化事業をさらに進めるとともに、町内で排出される剪定枝等を利用した木質バイオマスボイラーの実証事業をフラワーセンターで実施してまいります。

加えて、引き続きツルヤ小布施店様の駐車場をお借りした土曜資源回収サタデーリサイクルを実施し、リサイクル率の向上に努めてまいります。

次に、産業振興について申し上げます。

地方創生臨時交付金を活用して実施しました小布施町「みんなでおぶせ応援券」事業につきましては、1月末日に利用期限を終了し、総額1億466万7,500円が利用され、換金率は99.8%となりました。この事業では、町民の皆様はもちろん、県内外のお客様にもご利用いただき、飲食、お土産店をはじめとする各業種の事業者の皆様にお役に立てたと考えており

ます。

4月からは、JR東日本・長野支社が企画する誘客促進に係る取組、旅する北信濃事業を近隣市町村と連携しながら進めてまいります。鉄道をご利用いただき、小布施町にお立ち寄りいただく観光客の誘客に向けたコラボ企画にも積極的に取り組んでまいります。

毎年連携・協働している高級フルーツの老舗、新宿高野様とは、来年度も引き続き連携して小布施の様々な果物に関する情報を発信し、小布施町や町内産の果物の認知度向上につながるよう取り組んでまいります。

2月5日に農業事業者と商工業事業者の連携・協働をさらに推進し、新しい付加価値創造に取り組むために、「四万十ドラマ足跡にあるもの」の講演会を大勢の参加者の下で開催しました。今後もこのような先進的な事例勉強会を継続的に開催するなど、農商工連携の取組を一層推進してまいります。

まちづくりについて申し上げます。

ふるさと応援寄附金は、寄附をいただいた方々に農産物等を中心とした町の魅力をしっかりお伝えすることを目標に取り組んでおります。昨年度に続き、過去最高額となる多くの寄附をいただいておりますが、来年度もさらなる返礼品の充実を図り、今年度同様に多くの方々からご寄附をお寄せいただけるよう取り組むとともに、いただいた寄附金は、町民の皆さんのために有効活用してまいります。

少子化対策は、若い世代の子育てを応援し、子供を産み育てていただける地域づくりを進めてまいります。引き続き条件を満たすご夫妻を対象に住居費用等を補助するほか、3世代住宅の増改築や市街化調整区域への新築費用に対する助成などを行ってまいります。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、妊娠及び出産時にそれぞれ5万円、計10万円相当の支援を行う出産・子育て応援ギフト事業を新たに行うとともに、町独自の出産祝い金や、第3子以降のお子さんを対象とした小・中学校入学祝い券の交付も引き続き実施し、支援してまいります。

移住・定住・地方創生関係につきましては、以前開催された小布施若者会議やH・L A B等で参加された皆さんとのつながりを再構築するため、(仮称)小布施しあわせフォーラムを開催し、町民の皆さんと小布施町で暮らす幸せ、小布施町を訪れ、感じる幸せなどを共有し、今後の協働と交流のまちづくりや移住・定住促進事業に生かしてまいります。

D X (デジタルトランスフォーメーション) の推進について申し上げます。

デジタル機器の普及など環境の整備がされていく中で、より町民の皆さんの利便性向上と

役場業務の効率化を図るために、行政のDX化を推進します。

来年度には、児童手当や保育関係の申請手続きに加え、介護保険に係る各種申請をマイナンバーカードを用いてオンラインで行うことができるようになります。さらなる利便性向上のため、その他申請手続きができるよう拡大するとともに、行政事務の効率化・省力化に引き続き取り組んでまいります。

なお、本町のマイナンバーカードの申請・交付状況につきましては、国から示されている最新の状況として、2月28日現在で申請率は62%、交付率は54.2%となっております。引き続き時間外交付や休日交付を行い、仕事等で平日日中に交付を受けられない方を支援してまいります。まだ取得されていない町民の皆様には、取得についてご検討いただきますようお願いいたします。

建設・水道関係について申し上げます。

かねてより国へ要望しておりました立ヶ花狭窄部の掘削作業が令和9年度末完了を目指し、令和3年2月から進められています。工事は川が増水しない時期に段階的に進め、川底の掘削、上下流に整備する遊水地も併せ、令和元年東日本台風災害時の推定最大流量毎秒9,000トンに対応できるようにするものです。事業が早期に完了するよう、引き続きお願いをしております。

堤防強化工事につきましては、当初、令和5年の出水期までに工事を完了する予定と国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所から説明を受けておりましたが、今年の2月に一部区間については、令和6年出水期までに完了する見込みであると説明がありました。

工事が遅れている箇所は、松川右岸大島地区と千曲川右岸押羽地区です。松川右岸の大島地区は令和5年の台風期までに、千曲川右岸押羽地区は令和6年出水期までに完了する予定とのことです。

なお、工事が完了するまでの間、大型土のうを設置するなど出水への対応に万全を期していくと説明がありました。一日も早い完成を引き続きお願いしてまいります。

東大先端研と連携しました土地利用の見直しについては、今年度、東部地区の農地調査を終えたところです。調査の結果や分析等を含め、市街化調整区域の土地利用の在り方の検討を住民の皆様と丁寧に進めてまいります。

通学路の交通安全対策につきましては、国庫補助も活用しカラー舗装を行うほか、丸林踏切の改修を行う予定です。

公共下水道事業、集落排水事業の公営企業会計移行化につきましては、建設水道課に下水道事業公営企業会計化準備室を付置し、令和6年4月の移行に向けて準備を進めてまいります。

水道事業につきましては、収益的収支で純利益が見込め、今後も安定した財政運営となる見通しです。

水道施設の整備につきましては、安全で安定した水道水の供給のため、幼稚園駐車場内に新しい水源の井戸及び丸都園芸組合様からお借りした既存の深井戸も整備いたしました。引き続き安全で安定した水道水の供給に努めてまいります。

小布施町低区配水池更新事業につきましては、今回補正でお願いしておりますが、令和5年度末の施設完成に向け工事を行っております。2月からは、第一浄水場の一部機能を新配水池に移すための配管等の工事を町道通行止めで実施しております。町道の通行止めで近隣にお住まいの皆様や事業主の方々に大変ご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康、福祉、暮らしについて申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

ワクチン接種につきましては、現在、オミクロン株対応となる3、4、5回目の接種のほか、1、2回目の接種が済んでいない方で接種を希望される皆さんの接種を受け付けています。接種は一旦3月末で終了となりますので、希望される方は早めに予約の上、接種いただきますようお願いいたします。

また、国では2月10日にマスク着用の考え方の見直し等についてを決定し、3月13日以降、着用は個人の判断に委ねる方針を示しました。この中で、着用が効果的な場面として、医療関係を受診するとき、高齢者施設などへ訪問するとき、混雑した電車やバスに乗車するときなどを挙げています。

なお、町役場職員の対応につきましては、他自治体や事業者の状況を見ながら早急に決定してまいります。

町国民健康保険における被保険者一人当たりの医療費は、コロナ禍を経て、再び前年度との比較で増加傾向になっております。しかし、町の国保会計は令和3年度の繰越額が多額となったことから、国保会計の持つ財政調整基金を適正な規模とするため、税率を見直してまいります。今議会に国保税条例の改正を提案しております。町では、引き続き国保財政の安定的な運営に留意してまいります。

全ての子供が健やかで安心して成長できる環境づくり・支援が求められています。

町としては、特に何らかの課題を持つ子供たちへの対応を丁寧に進めることが大切と考え取り組んでまいります。児童虐待が生じることがないように予防、早期発見に向けていくため精神保健福祉士に協力をいただき、児童相談所等関係機関と連携した対応に努めてまいります。併せて、切れ目のない総合的な支援を図ることを目指し、令和5年度は健康福祉課と教育委員会の連携をさらに強化してまいります。

年齢を重ねても住み慣れた地域で一人一人が尊重され、笑顔で安心して暮らし続けることができる地域づくりが求められています。地域包括支援センターの主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師による見守り体制を基盤として安心して介護が受けられるよう進めてまいります。さらに、町社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターを中心として自治会を単位とする地域への働きかけを進め、あらゆる人がつながり、助け合うことができる生活支援体制整備事業を受け入れていただけるよう、積極的に働きかけを進めてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

子供の自立に向けて、生きる力を育む教育を推進するとともに、学校や家庭、地域とのつながりを深め、地域全体での教育力の向上を目指します。地域の伝統文化を生かし、郷土を愛する心を育て、安心・安全で質の高い教育を支える環境を整備してまいります。

小・中学校の環境整備を計画的に進めます。新年度の主なものとして、小学校では毎年計画的に進めている教室照明のLED化工事、中学校では特別教室棟の屋根瓦修繕工事を実施し、児童・生徒の皆さんが快適に過ごせるよう努めてまいります。

発達障害の早期発見・早期支援を進めるため、特別な支援を必要とする幼児、児童・生徒について、関係部署、機関と連携をして、細やかな対応と子供たちの将来の自立を目指したサポートを強化してまいります。加えて、令和6年度の子ども家庭支援センターの設置に向け、具体的な体制づくりを進めます。また、教育支援相談員、保健師、作業療法士、療育コーディネーターなどの専門職が各園を巡回訪問し、組織的な早期支援と幼保小中、継続した支援体制の構築を進めます。

不登校や不登校気味の児童・生徒が増えていることへの対応として、引き続き中学校に不登校等学習生活支援員3名を配置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの町外専門スタッフとともに、学校現場や家庭で、児童・生徒や保護者の悩みや相談に応じるなど、様々な課題の解決のために必要な支援をしてまいります。

また、学校や家庭のほかに児童・生徒の居場所となる中間教室の組織を継続して進めてまいります。

児童の放課後の居場所である放課後児童クラブでは、職員研修等を実施し、支援に携わる指導員や職員の知識とスキルの向上に努め、適切に対応してまいります。

8年目を迎える幼保小中一体となった小布施学園コミュニティスクールは、各運営委員会が課題に対する議論を深め、実践を重ねることで、開かれた園・学校づくりに取り組んでまいります。今後、より一層町民の皆様のご意見やご要望を反映し、地域と一体となった保育・教育の実現を目指すために専任コーディネーターを配置し、園や学校を中心とした新たな地域づくりを展開してまいります。

学校給食は、どの児童・生徒も安全に、かつ楽しく食事ができるように、きめ細やかな対応と地産地消をより進めるためにも、安心・安全でおいしい給食を提供してまいります。また、希望する児童・生徒にはアレルギー対応食を提供してまいります。

生涯学習は、少子高齢化社会に対応するために、各種講座について内容の充実を図ります。また、スポーツを健康や交流を促進する重要な手段として位置づけ、豊かな人間関係の形成や健康づくり、生きがいをづくりにつなげます。

また、体育関係団体の連携を深め、併せて部活動の地域移行に向け、ご協力をお願いしてまいります。

「おぶせ能」は、能楽師の佐野 登先生のご協力をいただき、実行委員会の皆さんの主体的な取組による公演を予定しています。町といたしましては、第9回目となります公演を引き続き支援してまいります。

おぶせミュージアム・中島千波館では、春季展として町出身で日本芸術院会員の春山文典展、秋季展として昨年延期をした中島千波展を開催いたします。

また、高井鴻山記念館が開館40周年、小布施町町立図書館（まちとしょテラソ）が開館100周年を迎えます。今後も地域に親しまれる館の運営を進めるとともに、利用者の利便性の向上に努めます。

人権政策・人権同和教育の推進につきましては、引き続き町民の皆さんの一人一人が人権感覚を持ち、部落差別をはじめとした差別のない町を築くため、多様な学習講座を企画し、また、区民人権学習会をより多くの地域で開催できるように努めてまいります。

次に、本会議に上程いたします議案について申し上げます。

提案いたします議案は、新規制定条例3件、一部改正条例8件、令和5年度一般会計及び

特別会計等予算 7 件、令和 4 年度一般会計及び特別会計等補正予算 7 件、規約の変更 3 件、財産処分の協議について 1 件の計 29 件であります。

最初に、主な条例案について概要を説明いたします。

小布施町個人情報の保護に関する法律施行条例は、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和 5 年 4 月から地方公共団体にも改正法の規定が適用されることに伴い、法で委任された事項及び条例で規定する事項を定めるものです。

小布施町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、現行の小布施町個人情報保護条例を廃止することに伴い、現行条例に定めていた個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるものです。

小布施町債権管理条例は、町の債権の管理に関する事務の処理について、統一的な基準その他必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、町民負担の公平性の確保及び財政の健全化を目的に定めるものです。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、休憩時間制度に関しての人事院報告を受け、今後の時差出勤やフレックスタイム制等の導入の検討に向け、休憩時間をより柔軟に取れるよう改正を行うものです。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例並びに特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職報酬等審議会の答申等に基づき、議員及び各種審議会の委員等の報酬額を改定するものです。

小布施町健康保険条例の一部を改正する条例は、出産育児一時金の支給額について 8 万円上乗せし、これまでの 40 万 8,000 を 48 万 8,000 円に改定するものです。

小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、税率の改正に伴い、国民健康保険税の医療分所得割額を改正するものであります。

次に、予算について説明申し上げます。

令和 5 年度の一般会計の予算規模は 57 億 7,200 万円で、令和 4 年度当初予算に比べ 2 億 9,500 万円、率にして 5.4% の増となっております。

社会保障費、教育費など町民の皆様の生活を支える経費を確保した上で、町長公約に掲げた施策の具現化、第 6 次小布施町総合計画に基づく各種事業の実施、老朽化している公共施設の改修・修繕などに取り組んでまいります。

予算編成に当たっては、予算の執行状況に即した事業費の計上など、可能な限り一般財源

の支出削減に努めたほか、投資的経費、維持補修費については、必要な事業費を当初予算で確保し、補正予算編成は、真に緊急で多額なものを除き必要最小限とします。

また、今後想定される施設の建て替えや大規模修繕等に備えるため、計画的に基金を積み立て、財政調整基金からの繰入れは必要最小限とします。

歳入について申し上げます。

まず、町税は前年度比5.9%、6,840万8,000円増の12億2,103万9,000円を見込みました。うち個人町民税は、前年度比10.8%増の5億4,650万円を、法人町民税は、前年度比22.1%増の3,939万4,000円を見込みました。

固定資産税は、前年度比1.0%増の5億2,848万6,000円を見込んでいます。

地方交付税は、国の地方財政計画や令和4年度の実績も考慮し、前年度比0.9%、1,600万円増の18億6,600万円を見込んでいます。

ふるさと応援寄附金は、令和4年度の実績を踏まえ、前年度比25.0%、1億5,000万円増の7億5,000万円を見込みました。

繰入金は、前年度比51.1%、1億2,621万1,000円増の3億7,307万6,000円を計上しました。主なものは、小布施ふるさと応援基金繰入金2億8,028万3,000円、財政調整基金7,000万円です。

町債の総額は2億5,300万円を見込みました。借換債は5,880万円とし、これを除く実質の町債発行額は、前年度比0.5%、100万円増の1億9,420万円を計上しました。道路や水路の整備に伴う建設事業に係るもので1億6,980万円、地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債は2,440万円を見込みました。

続いて、歳出について申し上げます。

性質別では、人件費は前年度比7.8%増の13億3,841万2,000円、扶助費は5.8%増の5億8,095万円、公債費は10.6%減の3億3,928万9,000円となっています。

普通建築事業費は、前年度比30.5%増の4億590万9,000円になっています。主なものは、町道舗装修繕工事に5,500万円、水路新設改良工事に9,980万円、交通安全施設設置工事に2,474万4,000円、総合公園修繕工事に2,172万7,000円、木質バイオマスボイラー設置工事に315万7,000円などとなっています。

目的別の前年度との比較で主なものを見ますと、議会費は、議員報酬の増額により前年度比14.8%増の7,569万1,000円、総務費は、一般職人件費やふるさと納税事業費の増などにより前年度比10.4%増の15億8,109万9,000円、土木費は、工事費等の増により前年度比29%増

の7億613万円となっています。

次に、各特別会計及び水道事業会計の令和5年度予算を申し上げます。

国民健康保険特別会計は12億902万9,000円、後期高齢者医療特別会計は2億184万4,000円、介護保険特別会計は11億6,158万5,000円、下水道事業特別会計は4億2,421万円、農業集落排水事業特別会計は2億5,151万6,000円、水道事業会計は収益的支出で2億1,828万2,000円、資本的支出で8億9,651万2,000円です。

なお、歳入歳出等の説明は省略をさせていただきます。

次に、一般会計補正予算（第7号）及び各特別会計補正予算について申し上げます。

一般会計補正予算（第7号）は3億138万7,000円を追加し、補正後の予算額を68億6,422万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税で5,462万5,000円の増、出産・子育て応援交付金134万8,000円の増、交通安全対策補助金378万5,000円の減、小布施ふるさと応援寄附金2億1,000万円の増等が主なものです。

歳出の主なものは、ふるさと納税促進事業費で2億1,001万4,000円の増、財政調整基金積立金5,462万5,000円、福祉医療費給付事業費780万円の増、後期高齢者医療広域連合負担金221万4,000円の減などを計上しております。

国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳出予算内の増減のみの補正です。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、630万6,000円を追加し、補正後の予算額を1億9,162万8,000円に、介護保険特別会計補正予算（第4号）は、1,072万円を追加し、補正後の予算額を11億9,404万5,000円にするものです。

下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、繰越明許費のみの補正、農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、664万8,000円を追加し、補正後の予算を2億6,535万2,000円にするものです。

水道事業会計補正予算（第3号）は、継続費のみの補正となっています。

長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、令和4年度末で佐久平環境衛生組合が解散し、令和5年4月1日付で南佐久環境衛生組合が佐久環境衛生組合に名称変更するものです。

長野広域連合規約の変更並びに変更に伴う財産処分の協議については、特別養護老人ホーム久米路荘及び信州新町デイサービスセンターを、令和5年4月1日付で社会福祉法人に移管すること等に伴い、長野広域連合規約の一部を変更するとともに、久米路荘の建物及び物

品類、信州新町デイサービスセンター物品類を移管先の法人へ譲渡するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、令和5年度に向けた施策方針と令和5年度予算案をはじめ議案について概略を説明いたしました。よろしくご審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（小林一広君） 以上で町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

陳情書の受理について報告いたします。

令和5年2月22日付で、長野県労働組合連合会議長、細尾俊彦君から「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書1件の提出がありました。陳情書は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、今会議において、説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は、一覧表に印刷してお手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

これをもって、諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林一広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

5番 中村雅代 議員

6番 福島浩洋 議員

以上の2名を指名いたします。

◎審議期間の決定

○議長（小林一広君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

大島議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大島孝司君登壇〕

○議会運営委員長（大島孝司君） 令和5年3月会議の運営につきまして、議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結果、本日3月6日から3月24日までの19日間とすることに全員一致で決定しましたことをご報告いたします。

○議長（小林一広君） お諮りいたします。令和5年3月会議の審議期間につきましては、委員長報告のとおり、本日から3月24日までの19日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、令和5年3月会議の審議期間は19日間と決定いたしました。

審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

◎議案第76号及び議案第77号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第3、議案第76号及び日程第4、議案第77号は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議案第76号及び議案第77号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

益満企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第76号及び議案第77号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号及び議案第77号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第76号及び議案第77号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第78号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第5、議案第78号 小布施町債権管理条例についてを議題といた

します。

理事者から提案理由の説明を求めます。

須山住民税務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第78号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

ここで訂正がございます。

議案付託一覧表では、総務産業常任委員会となっておりますけれども、この付託先は社会文教常任委員会になりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ただいま議題となっております議案第78号は、社会文教常任委員会へ付託したいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第78号は、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第6、議案第79号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の

整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

藤沢教育次長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第79号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第79号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第7、議案第80号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第80号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第80号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第81号及び議案第82号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第8、議案第81号及び日程第9、議案第82号は報酬及び費用弁償等に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議案第81号及び議案第82号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第81号及び議案第82号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号及び議案第82号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第81号及び議案第82号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第83号及び議案第84号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第10、議案第83号及び日程第11、議案第84号は児童福祉法の一部改正に伴う関連議案であります。会議規則第37条の規定により一括議題

としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議案第83号及び議案第84号については、理事者から提案理由の説明を求めます。

藤沢教育次長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第83号及び議案第84号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号及び議案第84号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第83号及び議案第84号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第12、議案第85号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第85号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第85号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第85号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第13、議案第86号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

須山住民税務課長。

[提案理由説明]

○議長（小林一広君） 以上で議案第86号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第86号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常

任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎予算特別委員会の設置

○議長（小林一広君） 日程第14、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算及び議案第88号から議案第93号までの令和5年度小布施町特別会計予算について、慎重審議を期すため、この際、議長を除く12名をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎予算特別委員会委員の選任

○議長（小林一広君） 日程第15、予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において

寺島弘樹議員	水野貴雄議員	関良幸議員
竹内淳子議員	中村雅代議員	福島浩洋議員
小西和実議員	関悦子議員	大島孝司議員
小淵晃議員	渡辺建次議員	小林正子議員

以上12名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました12名の議員を予算特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました12名の議員を予算特別委員会の委員に選

任することに決定いたしました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第16、議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

益満企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第87号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号は、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第87号は、予算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第88号～議案第93号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第17、議案第88号から日程第22、議案第93号までは特別会計予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第88号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第88号の説明が終わりました。

続いて、議案第89号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

須山住民税務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第89号の説明が終わりました。

続いて、議案第90号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第90号の説明が終わりました。

続いて、議案第91号から議案第93号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

林建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第91号から議案第93号までについての説明が終わりました。

議案説明の途中ではありますが、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は、放送をもってお知らせいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時10分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第23、議案第94号 令和4年度小布施町一般会計補正予算について

てを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

益満企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第94号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第94号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第95号～議案第100号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第24、議案第95号から日程第29、議案第100号までは令和4年度小布施町特別会計補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第95号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第95号の説明が終わりました。

続いて、議案第96号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

須山住民税務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第96号の説明が終わりました。

続いて、議案第97号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第97号の説明が終わりました。

続いて、議案第98号から議案第100号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

林建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第98号から議案第100号までについての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第95号から議案第100号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第95号から議案第100号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第30、議案第101号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方

公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第101号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第101号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第101号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第102号及び議案第103号の一括上程、説明、質疑、委員会
付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第31、議案第102号及び日程第32、議案第103号は規約の変更に伴う関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議案第102号及び議案第103号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で議案第102号及び議案第103号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第102号及び議案第103号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第102号及び議案第103号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎陳情第3号の上程、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第33、陳情第3号 「最低賃金法の改定と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題といたします。

事務局職員から陳情書の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本陳情は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第3号はお手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

先ほど総務産業常任委員会に付託しました議案第101号、議案第102号及び議案第103号について、総務産業常任委員会を開会し、審査をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時45分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

最初に、諸般の報告事項についてご報告いたします。

建設水道課長、林信廣君から都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま総務産業常任委員長から、先ほど委員会に付託しました案件に係る委員会審査報告書が提出されましたので、ご報告いたします。

◎日程の追加

○議長（小林一広君） お諮りします。お手元に配付いたしました追加日程表のとおり、日程を追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、日程を追加いたします。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 追加日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました追加日程第2、議案第101号及び追加日程第3、議案第102号及び追加日程第4、議案第103号について、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

福島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○総務産業常任委員長（福島浩洋君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月6日午後1時57分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第101号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第102号 長野広域連合規約の変更について、議案第103号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第101号について、質疑の主なものとして、佐久平環境衛生組合の脱退の理由はの発言がありました。

議案第102号について、質疑の主なものとして、社会福祉法人に移管する理由は。特別養護老人ホーム久米路荘の運営年数は。移管することによる運営はいつからか。社会福祉法人に変更することの問題点はないか。社会福祉法人に変更することによる将来的展望は。このほか法人化する予定はどこか。移管するに当たっての職員の処遇と身分は。久米路荘の土地の所有者はどこか。小布施荘における今後の考えは等の発言がありました。

議案第103号について、質疑の主なものとして、移管先に伴い はどこか。また、移管する最大の理由は何か。無償の財産処分の理由と施設規模の概要は等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を再開し、討議を行いました。討論を省略して採決の結果、議案第101号、議案第102号、議案第103号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和5年3月6日、総務産業常任委員長、福島浩洋。

○議長（小林一広君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第101号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第101号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第102号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第103号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

引き続き、予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第7条の規定により、委員長、副委員長が共にないときは、議長が委員会の招集日時、場所を定めて互選を行わせるとの規定により、招集日時は、本日ただいまから、場所は議会会議室と定めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時54分

令和5年小布施町議会3月会議会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和5年3月9日(木) 午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小西和実君	8番	関悦子君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教 育 長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
住民税務課長 補 佐	原茂君	健康福祉課長	永井芳夫君
産業振興課長	富岡広記君	産業振興課長 補 佐	宮崎貴司君

建設水道課長	林 信 廣 君	建設水道課長 補 佐	芋 川 享 正 君
教 育 次 長	藤 沢 憲 一 君	監 査 委 員	持 田 宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木 利 一	書 記	柰 津 貴 子
--------	--------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

これより直ちに日程に入ります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（小林一広君） 最初に、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、順次質問をさせていただきます。

1点目、ペットと高齢者の共生による介護費の抑制。

東京都健康長寿医療センターの発表によると、犬や猫などのペットを飼っている高齢者は、飼っていない人に比べ、介護費が半額に抑えられたとのこと。同様の結果は埼玉県鳩山市からも報告されているようです。また、認知症やフレイル、虚弱予防にも効果があるとか。特に犬の飼育の効果が顕著のようですが、要介護状態や死亡、自立喪失への影響は犬を飼っていない人と比較して、リスクが半減したとの追跡調査があるようです。

アメリカの科学雑誌「サイエンス」に掲載された人間と犬の幸せ感の共鳴によると、犬と人間が見つめ合うと幸せホルモン、オキシトシンの濃度がそうでないグループより3.5倍に上昇したとか。また、スウェーデンの調査では、独り暮らしで犬を飼っている人はペットを飼っていない人と比べて心血管疾患で死亡するリスクが36%低減、家族がいる世帯でも15%下がることが判明しているようです。動物飼育、特に犬の飼育は健康長寿に大きな期待ができそうです。

そこで伺いますが、1点目、現在、町内で飼育されている犬の頭数とふん尿害の苦情件数について、町で把握している状況について伺います。また、ここ数年の推移や傾向についてはどうか併せて伺います。

2点目、近隣の保健所で殺処分される犬の頭数の推移はどのようになっていますか。また、譲渡の状況はどうか、町で把握されている状況について伺います。

3点目、高齢者が安心してペットを飼育し続けるための環境を構築するためには、町行政としてできる支援等のお考えについてはどうでしょうか。例えば、殺処分前の譲渡のあっせんや購入後の無料のしつけ教室の開催、犬の散歩に適した場所の選定等々、考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 原住民税務課長補佐。

〔住民税務課長補佐 原 茂君登壇〕

○住民税務課長補佐（原 茂君） おはようございます。

それでは、私のほうから渡辺建次議員のご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、1点目の町内の犬の頭数の関係でございます。

こちらにつきましては、令和元年度末で453頭、登録がございました。前年度末、令和3年度には413頭ということでございますので、減少する傾向にございます。

あと犬のふん尿害の苦情件数ということでございますけれども、大変申し訳ございませんが、こちらのほうで全て記録を取っておるわけではございませんが、ここ数年、10件に満たない程度の数で推移をしております。

なお、町では、町報ですとか同報無線等を通じまして、飼い主のマナーの向上ということについての啓発をしております。あと、犬のふん尿害でお困りの方につきましては、飼い主のマナー啓発の看板、いろんなものがございますけれども、犬のふんは持ち帰りましょう等の看板についてお貸出しをしております。

2点目の譲渡、殺処分の関係でございますけれども、殺処分の関係と譲渡頭数につきましては保健所が管轄しておりますので、長野の保健福祉事務所と長野市保健所で確認をいたしましたところ、殺処分についてはここ数年、数頭、1頭から2頭ぐらいで推移しているとのことでした。譲渡数につきましては、年間30から40頭程度で推移しているということでございました。

3番目の高齢者が安心してペットをしつけるための環境の構築についてのご質問でございますけれども、すみません、議員のおっしゃったよい面、高齢者に対して認知症の予防ですとかフレイル予防ですとか心疾患等のリスクの軽減というようなことであったり、また、専門家によるアニマルセラピーなどもよい効果があるというのが事実であると思います。

ただ、高齢者に限らず、ペットを飼育、飼うということにつきましては、環境の構築もそうなんですけれども、まずは前提としましては一時的なかわいいというような感情だけで飼うことなく、しつけをするとともに食事や散歩、ふん尿の片づけですとか健康管理など、最後まで責任を持って面倒を見るという覚悟が必要であります。

それらがなければ、飼い主とペットだけでなく、かわいそうというような、大変だということだけでなく、地域の皆さんにも場合によっては迷惑をかけてしまうなど、よくない結果になるのではないかと考えます。

すみません、ちょっと余計な話でしたけれども、行政の支援としますと、町単独というのはございませんけれども、有料ではありますが、須高地域で例年10月に3回シリーズで犬しつけ方教室を開催しております。

また、ペットということで関連しまして、今月3月4日、先週の土曜日でございますけれども、ペット動物のための災害対策講演会と犬猫の譲渡相談会を開催したところでございます。こちらにつきましては、おおよそ100人の方にご参加をいただいたところです。なお、長野保健福祉事務所や県の動物愛護センターでは、電話による犬の飼い方等の相談も受け付けておる状況でございます。

犬の譲渡につきましては、町ではあっせんということはやっておりますけれども、長野保健福祉事務所ですとか県の動物愛護センターで、月1回、電話で事前予約していただくと

譲渡会ということで開催をしておるということでございます。

あと、環境整備の関係でございますが、具体的な例として、散歩に適した場所というような選定ということでのご質問でございますが、なかなかちょっと難しいと考えております。一般的な考え方でいきますと、車や人の交通量が多くない時間帯ですとか場所を選んでいただくのが交通防止の観点からよいのではないかと思います。なかなかどこということは、選定というのはかなり難しいかなと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、二、三、再質問します。

1点目は犬のふん尿害の苦情ですけれども、町内のどのあたりが特に多いか、もし分ればお願いしたいと思います。

2点目として、犬のしつけ方教室ですか、その内容をもう少し具体的に、時間とか金額とかそういうのをお願いします。

3点目として、犬の譲渡ですけれども、何らかの形で町が直接、町民の皆さんの相談に乗れるような関係というのは構築できないものかと。長野保健所とか愛護センターだと、そこまで行かないと駄目だと思うんですけれども、もし町が何か直接関係できればありがたいなと思うんですけれども。

○議長（小林一広君） 原住民政務課長補佐。

○住民政務課長補佐（原 茂君） 今の再質問の関係でございますけれども、まず、犬のふん尿の被害といたしまししょうか、どこが多いかと言われると、電話の相談でいただくのは比較的、町の中心部といたしまししょうか、家の多いところということはあるんですけれども、どの地区ということとはなかなか限定しづらい状況でございます。

2点目のしつけ方教室でございますけれども、10月に須高地域で合同でやっておりますけれども、今年度は参加費2,000円ということでやっております。講師としましては、長野県の動物愛護の団体がございまして、そちらの方を講師に迎えまして、初歩的なところから3回に分けてご講演をいただいております。

あわせて、そのときに第1回目でございますけれども、県の保健福祉事務所のほうから講師に来ていただいて、犬の特性であったりふん尿の関係も含めてですけれども、そういったこともお話をいただいております。

3点目の町独自の譲渡会ということでございますけれども、なかなかそこは難しいかなと

考えております。実際、保健福祉事務所等ではご相談に乗りまして、引き取った犬猫、そちらのほうをしばらく保護しております。そちらのほうについて譲渡ということになっておりますので、町独自で保健所があって、そこで犬等を飼育しているわけではございませんので、こちらにお問合せいただいた場合は、県のほうの保健福祉事務所等をご紹介ということであるしかないのかなと思っています。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2点目に移らせていただきます。

横断歩道のストライプの3D化を。

横断歩道のストライプを3D化することにより横断歩道での交通事故が激減した自治体があるそうです。道路交通法第38条第1項は、車両等は横断歩道に接近する場合には、当該横断歩道等を通る際に、当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければならないと規定しています。

小布施町は他の自治体と比較しても、横断歩道手前での一時停止率は高いとされています。しかし、町外から多くのお客様が訪れる小布施町、横断歩道の視認性を高め、安全性を向上させることは重要と思われまます。

そこで伺います。

1点目、町内における横断歩道は何か所存在し、そのうち園児・児童・生徒が通園、通学によく利用する箇所はどのくらいあるか伺います。

2点目、町内における横断歩道関連の自己あるいは事故になりそうになった事案は、どのようなものがあるか伺います。

3点目、園児・児童・生徒が横断しようとするときの意思表示や注意点等について、幼保小中ではどのような指導をされているのか伺います。

4点目、園児や児童・生徒の利用が多い箇所の横断歩道のストライプを3D化して視認性を高め、安全性を向上させることの取組の町の考えについて見解を伺います。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

〔建設水道課長 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長（林 信廣君） おはようございます。

それでは、私のほうから渡辺議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の町内の横断歩道の数ですが、134か所あります。そのうち園児・児童・生徒が通園、通学によく利用する箇所は約80か所になります。

2点目の町内における横断歩道関連の事故につきましては、須坂警察署で把握しているものとして、過去5年で5件の横断者と通行車両の接触事故があったということでございます。そのうち子供の事故は1件あったそうでございます。死亡事故はないとのこと。また、事故になりそうになった事案ですが、そこまでは把握していないということでございます。

3点目の質問でございますけれども、小学校につきましては毎年4月に、幼稚園、保育園については5月に、小布施町交通安全協会による交通安全教室を開催し、横断歩道の注意点を含めた交通安全の指導を行っているところでございます。

4点目の横断歩道のストライプの3D化の取組の考えについてのご質問でございますが、須坂警察署に確認したところ、現在、長野県下で横断歩道の3D化を実施している箇所はないということでございます。

理由といたしまして、設置しても車両が通行することで塗装が剥げてしまい、効果がないことと横断歩道の設計から行っていく必要があるとのことで、設置するまでに長期間、約2年から3年かかるとの理由のことで、設置をしていないということでございます。

お隣の須坂市さんでも検討した箇所があったそうでございますけれども、今申し上げましたように設置までに長い期間を要するということから、設置をしなかったということでございます。

町といたしまして、園児や児童・生徒の利用の多い箇所の横断歩道につきましては、自発光化のある標識や道路標示等で、引き続き安全対策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、二、三、再質問させていただきますけれども、1点目は、横断者と通行車両の接触事故、少ないですけれども、多い少ないはあれだけでも、5年間で5件ということで少ないと思えますけれども、その原因がどんなものであったか、もし分かればお願いしたいと思います。

それから2点目として、園児・児童・生徒が横断しようとするときの意思表示とか注意点、具体的にどんな指導をされているのか。

3点目として、塗装が剥げてしまうとか、あるいは設計上、長期間かかるとおっしゃって

いますけれども、普通、ラインも塗装は剥がれるわけで同じことですが、3D化をもし二、三年かかってしたとしても同じようなことではないかなと思うんですけれども、そのあたり、もう少し突っ込んで考えられませんか。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） それでは、私のほうから2点ほどお答えをさせていただきます。

まず、接触事故の原因ということでございますけれども、須坂警察署のほうでは細かくは把握していないと、起きた事案について事故処理を行っているということでお聞きしているところでございます。

それから、塗装が剥がれるとかそういったことでございますけれども、町としても必要性があるようなところについては、やはり個別の案件として須坂警察署の交通課と協議をさせていただければなというふうに考えてはおりますので、また交通安全協会の支部の方々ともご相談をさせていただきながら、今後は新たな取組といたしますか、長野県下で初めて設置されるというような取組も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、渡辺議員の再質問の園児・児童・生徒に具体的にどのような取組をしているかということにつきまして、ご答弁させていただきます。

まず、保育園、幼稚園につきましては、交差点の渡り方や信号の見方、また、歩行の注意点などについて教えております。さらに、散歩など園外への外出時にその都度、保育士と一緒に行動する中で教えているところでございます。

また、小学校につきましては、横断歩道の歩行につきまして、左右をよく見て手を挙げる。また、渡った後、お礼のためにおじぎをしていく児童が多いわけでございますけれども、その際にも完全に渡り切ってからそのような挨拶をするといったことを日常的に各学級にて行っております。また、中学校におきましても、それぞれ学年ごとに安全指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

3番目ですね。

ナッジで道路沿いのごみの投げ捨て対策を。

国道403号沿いにごみの投げ捨て状況が続いています。特に跨線橋と延徳田んぼ周辺が目立ちます。以前よりは量が減少し、改善しているようには見受けられますが、町外車が多く利用する道路です。花のまち小布施によい印象を持っていただくためにも、ごみのない道路で皆さんをお迎えしたいものです。

最近では、管理者の須坂建設事務所において、ごみを捨てないでという立て看板が跨線橋に立てられました。一方、県外の兵庫県尼崎市では防犯カメラで特定中というナッジの手法で看板周辺はほとんどごみがなくなったとか。

ナッジとは、行動科学の知見を活用し、住民が自発的によりよい選択をできるように補助する工夫であるといわれています。人の心に働きかけるナッジの手法は、これからの時代の自治体職員に求められるジョブの一つであるとされているようです。

そこで伺います。

県管理の国道403号沿いのごみが、以前と比較して大分減少してきているように感じられますが、立て看板対策の効果は実際、どの程度あったのか。また、ほかに行った対策はあったのでしょうか、伺います。

2点目、町で管理する主要町道において、ナッジの考え方を活用した看板を今後整備していったらどうかと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（小林一広君） 原住民政務課長補佐。

〔住民政務課長補佐 原 茂君登壇〕

○住民政務課長補佐（原 茂君） それでは、今の渡辺建次議員からのご質問、ナッジでの関係でございますけれども、1点目の看板設置の対策効果等の関係でございます。

所管する須坂建設事務所を確認しましたところ、看板の設置につきましては、昨年12月21日に看板を2か所に、先ほど議員ご指摘のあった跨線橋のところに立てたと。ただ、それによる効果につきましては把握をされていないということでした。また、それ以外の対策も行っていないということでした。

なお、看板設置につきましては、実際のところ、昨年12月、ちょっと日にちまでは覚えておらないんですけども、中旬によくそこを通る中野市在住の方が、線路と跨線橋が交わる付近の道路の真ん中に、そのときには摘果ばさみなど数点が捨てられていまして、重大事故につながるんじゃないかと、大変危険ではないかというようなご指摘をいただきまして、実際にその方が役場までおいでになりまして、こんなのが落ちていましたよということで私たちにも見せていただきました。

その方は、いつも通過するときには、後続車がいなければごみがあったらちょっと拾うように心がけているんだけれども、今回、ちょっとあまりにもひどいと。小布施町は景観の関係で看板をなかなか立てないというようなことは聞いたことはあるけれども、さすがにこれはひどすぎると。看板を設置して注意喚起をしてもらえないかというようなご相談がありましたので、担当の建設水道課のほうから須坂建設事務所のほうに連絡して、設置をいただいたところでございます。

また、ちょっと関連しますけれども、そのほかに先月2月に付近の住民の方から、跨線橋の西側のり面に結構、ごみが散乱しているので何とかしてほしいと、撤去することはできないかというようなことで電話でご相談がありました。町の職員のほうで現地を確認しに行ったところ、ごみがありましたので、全てではございませんけれども、目立つ大きなごみを回収したところでございます。

なお、現地に行った際、立ち枯れした草木が目立ち、これがもしかしたら不法投棄の温床になっているのではないかと思いましたので、須坂建設事務所のほうに適切に管理をしてほしいということで連絡をしたところでございます。

また、あわせて、地域の不法投棄防止指導員にも連絡をしまして、地域の巡回をするときには今度、跨線橋ののり面周辺についても巡回を強化してもらえませんかということでお願いしましたところ、回っていただいて、目立った大きなごみについて回収をいただいたところでございます。

2点目のナッジの考え方を利用した看板設置の関係でございますけれども、私のほうでも議員ご紹介の自治体ナッジシェアのサイトですとか尼崎市の例を新聞等で拝見をさせていただきました。

ご質問の中に、403号線に関わるものがございましたので、県の道路についても確認させていただきましたけれども、県のほうの所管する主要道についてはナッジの手法による看板の設置等の事例は今のところないということでございました。

小布施町は今後ということでございますけれども、小布施町は今まで景観に配慮しまして、なかなか安易には看板を設置しない方向でまちづくりということで進めてきておりますので、ナッジの利用というのは大変素晴らしいと思いますので、そちらのほうも検討していきたいと思っておりますけれども、これ以外に、例えば場所にもよりますけれども、沿道に花壇の整備をするなど、小布施らしいような方法も併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2点ほど再質問をさせていただきます。

先ほど、町外の人から苦情があったというお話で、きれいにされた。そして看板を出されたということですが、結局、路面が汚れていれば、いわゆるごみはごみを呼ぶというんですか、そういう面がありますので、常に清潔に保つと。栗のまちだからまさにクリーンな小布施町を保つということで、路面の枯れ草等が結構目立つわけですが、不法投棄防止指導員の巡回が強化ということでもありますけれども、どのような強化なのか、そのあたり、もし詳しく具体的に分かればお話し願いたい。

それからもう1点は、沿道に花壇整備もこれから考えたいというお話ですが、どこか増やすような箇所があるのでしょうか。その2点をお願いします。

○議長（小林一広君） 原住民税務課長補佐。

○住民税務課長補佐（原 茂君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

1点目の巡回強化ということでございますけれども、今回のものに限らず、地域の皆さんですとかこのあたりがちょっとひどいというようなお話を聞きましたら、不法投棄防止指導員さんにお話をしまして、ちょっとそちらのほうも併せて回ってほしいというようなことでお願いしております。

一般的には、不法投棄防止指導員につきましては2年間、一応任期はございますけれども、引き継ぐときには、いつもここら辺がひどいんだよというようなことで引き継ぎをしていただいていますので、そのあたりは十分やっつけているものと考えております。

2点目のご質問の看板以外の方法の花壇整備ということでございますけれども、実際のところ、403号線ということに限って申し上げますと、矢島の信号ですか、それから中野方面に向けて既に花壇整備をしております。それ以外で何かあるかと言われるとちょっと、なかなか町道というふうに捉えた場合は場所も既にやっている部分がございますけれども、今後はまた場所等も確認しながら進めてまいりたいと思います。具体的にどこだということはまだ考えてはおりません。

以上です。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、4点目に移ります。

幼保小中で動物飼育をということですが、最近の青少年の目に余る凶悪な事件が全国で発生し、教育関係者をはじめとして多くの人々が心を痛めています。一方、成長、発達

が早い段階から動物飼育をすることによって、子供の健全な発達に寄与できたという実践報告がたくさんあるようです。例えば、不登校生が教室に復帰したというような例です。

子供の成長と動物との関わりをより意図的に、より計画的に実践することの重要性が認識されます。迷惑な不用意な鳴き声を出さない、人に危害を加えるおそれがないなどから、今年の干支ではないですけれども、ウサギが理想的な飼育対象動物だと思われまます。教職員や保護者、その他協力してくれる地域の皆さんの負担増は避けられませんが、それ以上に町民の宝物である子供たちの健全育成への貢献度が勝ると思われまます。

ちなみに報道によりますと、令和4年の文科省の報告では、小中高生等のいじめが61万件以上、小中学生の不登校が24万人以上、小中高生の自殺が過去最多の暫定値で512人ということです。命の大切さや人への思いやりを学ぶために、動物飼育は大きな役割を果たすと思われまます。

そこで伺います。

幼保小中では、過去、動物飼育をしていたと認識していますが、飼育上の問題点はどのようなものがありましたか。また、飼育を継続しなかった理由は何でしょうか。伺います。園でのニワトリ、小学校でのウサギ、ヤギ。

2点目、幼保小中における今後の動物飼育の予定について伺います。あるとすれば具体的な内容は何か、また、ないとすればその理由について伺います。

3点目、仮にウサギを飼育するとした場合における課題についてはどう考えられるか伺います。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） おはようございます。

それでは、渡辺議員の4項目めの幼保小中で動物飼育をというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の幼保小中では、過去、動物飼育をしていたと認識しておるが、飼育上の問題点は、また、飼育を継続しなかった理由はにつきまして、ご答弁をさせていただきます。

現在、幼稚園や保育園ではおたまじゃくしやザリガニ、金魚の飼育はしておりますが、幼保小中で動物の飼育はしていません。過去には、小学校では平成29年度にヤギ、平成31年度、令和3年度にハムスターとモルモットを飼育しておりました。以前、幼稚園ではウサギを飼育し、わかば保育園では令和2年度までセキセイインコ、つすみ保育園では昨年4月ま

でニワトリを飼育しておりました。

飼育を継続していない理由といたしまして、時代を経るごとに衛生面や管理面での多くの配慮が必要になっていることが挙げられます。また、鳥インフルエンザの流行や動物アレルギーの園児・児童の増加、近隣住宅への臭いや鳴き声の影響やネズミ等が小屋に入ってしまうといった衛生上の問題、さらに休日であっても餌やりが必要なことなど、管理面の課題も多く、飼育継続には至っておりません。

2点目の幼保小中における今後の動物飼育の予定は。あるとすれば具体的な内容、ないとすればその理由について、ご答弁を申し上げます。

現時点において、幼保小中で動物飼育の予定はございません。しかし、今年度、小学校では、特別支援学級の児童たちが図書館の動物との触れ合いを目的とした企画において、飼育していたヤギの世話を図書館職員と一緒に行いました。

児童たちはヤギの小屋を作ったり、世話をしたり、また、その様子をタブレットで記録するといった活動を授業の一環として行っており、来年度も動物を通じた学習の要望をお聞きしております。今後、教科等の活動の中で動物飼育の希望が出た場合などに対応を議論していきたいと考えております。

3点目の仮にウサギを飼育するとした場合における課題についてでございます。ウサギを飼育した場合、考えられる課題でございますが、餌の調達やふんの始末、加えて飼育を継続できるシステムづくりが難しいことが挙げられます。

幼保であれば、餌やりや清掃などは職員や保護者の皆様のご協力が必要であり、飼育の負担が増すことに対し、全ての保護者の皆様にご理解とご協力が得られるかといった課題もでございます。さらに、3歳未満児の受入れが多い状況において、好奇心からウサギに手を出してしまい、かまれてけがをしてしまう危険性も考えられます。

小学校では学級、学年、児童会などのうち、どこが担当するのか、職員の異動やクラス替え、卒業などの節目を迎えたときにどう引き継いでいくかといったことも考えなくてはいけない課題でございます。

ウサギの寿命は平均で8年といわれております。動物を飼育するということは子供たちにとって貴重で大切な機会ではありますが、命あるものを最後まで責任を持って飼う環境を用意することは現状では難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それじゃ1点だけ質問しますけれども、課題が多いということ、それは重々承知しております。それから希望が出た場合などにこれから対応したいとおっしゃられますけれども、とにかくいろんな問題点を挙げて、後ろ向きでなく、ぜひ前向きに検討しようというその気持ちが私は大事だと思うんですね。

小さい頃から、人生いろいろ課題が多く大変なんだと、そういう課題を超えていくことこそいい教育になるのではないかと思いますけれども、そのあたりのお考えをお願いします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） ありがとうございます。

渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

議員ご提案でありますウサギの飼育等については、本当に飼うことによって責任感が生まれたり、協調性が生まれたりするということで、教育に対する飼育というものは命の大切さを教える中では、先ほども答弁させていただきましたが、非常に大切なことであるというふうに思っております。

また、子供の情操教育に適した小動物というのは、やはり一番飼いやすい動物であるということだと思われまふ。答弁で申し上げましたが、いろんな課題はございますけれども、今後、また園、学校ともいろいろ話を進める中で、そういう動物の飼育ができる環境をなるべく整えられたらということで考えておりますので、よろしくお願ひをしたいかと思ひます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

5点目、栗木レンガ歩道の適切な維持管理と新たな手法転換の考えは。

国道403号沿いの栗木レンガ歩道の劣化が激しく、歩行者を悩ませています。車椅子やベビーカーの利用者がやむなく車道を通行している場面も見受けられます。再三再四、この問題について質問してきていますけれども、一向に改善の兆しが見られません。時折、部分的に補修を繰り返しているようですが、劣化スピードが速く、補修が追いつかないような状況です。

そこで伺います。

毎年何回か、部分補修が施されているようですが、劣化状況等の調査は年間を通してどのくらい行っていますか。また、年間の修繕総費用と費用対効果はどのくらいであるか伺います。

2点目、国道403号拡幅事業が予定されていますが、本事業に伴い、現歩道はどのような構造の歩道に改修されるのでしょうか。栗木レンガの活用と快適な通行が両立するようなベストミックスの歩道デザインを公募してはと思いますが、町としてのお考えを伺います。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） それでは、私のほうから栗木レンガの歩道の適切な維持管理と新たな手法転換の考えについてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のご質問ですが、栗木歩道の維持管理につきましては、平成21年2月27日付で長野県須坂建設事務所と小布施町で協定を締結しております。その中で、小布施堂前の約100メートル区間の栗木歩道の維持管理については、小布施町が行うことになっています。そのため、町では道路等のパトロールの際、状況を把握し、劣化により傷みの激しい箇所について、栗木れんがや常温合材による部分的な補修を行ってきております。

修繕の年間の総費用についてでございますけれども、令和4年度につきましてはの修繕費用は、栗木レンガの購入3,000個で90万円、栗木レンガの修繕ということで40万円となっております。費用対効果につきましては協定に基づく改修でもあり、部分的な補修でもありますので、改めてといたしますか、算出はしてございません。

2点目のご質問でございます。

現在、長野県が進めております国道403号整備事業では、景観に配慮した脱色舗装、さなげ石と呼ばれるものなんですが、に、よる改修を予定しております。しかしながら、先ほどから申し上げておりますように、小布施堂前の約100メートル区間については協定書の中にもうたわれているように、栗木レンガによる改修というふうに明記されているところでございます。

栗の小径や町並み修景事業周辺エリアについても小布施のまちづくりの発祥の地でもあり、栗のまち小布施を象徴する歩道ですので、これからも栗木歩道として継続していければというふうに考えているところでございます。

そうはいつでも、最終的には国道403号整備の事業者であります長野県、そして地域住民の方々、地域の事業者の方々と協議をさせていただいて、方針の決定をしてまいりたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 3点ほどお願いします。

まず、1点は道路等のパトロールの際に状況を把握しているとおっしゃっていますけれども、実際にそこを歩いておられるのかどうか。歩いて確認しているのかどうか、そこを確認したいと思います。

それから2点目、403号整備事業、今は西側でも結構進んでいますけれども、栗木歩道のある東側、この進捗状況、これについて分かればお願いしたいと思います。

3点目として、この栗木歩道のデザイン、これが現状のままになるのかどうか。これは協議した上でということですが、もしかすると今のデザインと変わったものになる可能性もあるということでしょうか。そのあたり、お願いします。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のパトロールの際、どういう状況であるかということですが、当然、車で通るときも、幟の広場に行くこともございますので、当然、栗木れんがの舗装の上も歩道の上も歩いて点検をすることもございます。

これがじゃ何か月に1回かとかということではなくて、その都度、現場に行く都度、車で通る際、目視で、また、幟の広場に行った際には当然、その辺を歩いた上で、確認をさせていただいた上で対応を行っているということですが、よろしくお願いたします。

それから2点目の403号の整備事業の進捗状況ということですが、今、議員からご質問のありました東側のところについては、建設事務所のほうの見解では難航しているというふうにお聞きしているところでございます。

そういった状況でございますので、今後、また進捗状況については、町のほうとしても見守ってまいりたいというふうを考えているところでございます。

あと3点目のデザインといいますか、構造についてどうかということにつきましては、本当に今後の整備事業の進捗状況で、今まで出てきております問題点も含めて、本当に地元の方々、事業者の方々と協議をさせていただいた上で方向性を検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小林一広君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◇ 水 野 貴 雄 君

○議長（小林一広君） 続いて、2番、水野貴雄議員。

〔2番 水野貴雄君登壇〕

○2番（水野貴雄君） おはようございます。

それでは、質問をしたいと思います。

第1番目、高齢者の健康増進とさらなる学びの場創設の考えはについて質問します。

現在の小布施町の人口は1万1,000人ほど、そのうち65歳以上の高齢者は3,500人ほどになっています。高齢者の人口が年々増加していく状況にあります。高齢になるにつれ、肉体は老化し、病気が増え、医療費も増加していきます。私の50年前の老人と比べれば、一昔の老人に比べ、現在の老人は精神的にも若さがあるように見えます。

現在は、定年後は前と違って生活活動が多岐にわたり、自分の役割として地域に貢献していると思います。現在、小布施町では特に公民館や社会福祉協議会、自治会、各種団体等による様々なスポーツ及び学びの場の活動が高齢者の健康管理に大いに寄与されていると思います。高齢者が健康で活動できると、高齢者が多くなる医療費の減少または地域社会の活性化、老人が元気であることによる活性化または地域人材の多様化など、町のよい相乗効果があります。

今後の町の財政維持、これは維持ですけれども、財政収入ですね。このまま10年、20年後、今の収入が入ってくるのか、そこに考えれば、医療費の削減につながる。これは高齢者が健康であればあるほど、削減につながると思います。高齢者や子供たちが生き生きと生活している姿がある活気のある町になることを期待して伺います。

1つ目、これから高齢者それぞれが自分のできる範囲内の活躍を地域担当役割として考えていくことができないか。現在活躍されている方、特に先ほど言いました町で行っている様々なスポーツや学びの場でやっている方はどんどん継続して続けていただきたい。しかし、今現在、外に出ていない方も活躍できる場がないか。元気な方はどんどん外へ出ていきますけれども、一般的に大人でもひきこもりがあると思いますから、そういう方も活躍される場がないか。

そういう場合、例えば高齢者の学びの場として、幼稚園、保育園等と共有した生活の時間を持って、高齢者の知恵を活用したり、高齢者同志の集まりの中で高齢者自身の参加者が講師となり、仲間の前で得意分野の学習会等などが開催できないか。例えば保育資格を有する高齢者が保育士の補助または子育ての相談に乗るなど、問題はあるかもしれませんが、そういうときの場合のために「老智園」という創設を今後の町の取組として考えられないで

しょうか。なお、ここでいう「老智園」とは、現役時代に取得した技術や資格、経験などを生かし、社会貢献を行う人たちのための私見によるイメージの施設です。

2番目、おでこポイントのさらなる利用拡大の考えは。

前回、令和4年12月会議において、小淵議員のおでこポイントの質問に対し、町は参加することに意義があり、ポイントの増加等は考えていないと回答がありました。しかし、今後の町の高齢者は増加し、健康の維持から考えると、さらに多様な人たちに参加をしてもらうために利用方法のポイントの、例えば繰越し制度やおでこ商品券の町内飲食店や施設の利用ができないか。現在は点数の増加は困難ですが、今後、利用者の増加に合わせて随時検討していただきたいが、町の考えはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） おはようございます。

それでは、私から水野議員のご質問の高齢者がそれぞれ自分のできる範囲内の活躍を地域での役割分担などとして考えていくことができないかということに関するご質問に答弁させていただきます。

厚生労働省が発表している令和元年の平均寿命は、男性81.41歳、女性87.45歳です。一方、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいう健康寿命は、同年で男性72.68歳、女性75.38歳となっており、男女差は徐々に縮小してきているものの、いまだに平均寿命との差が男性は9年、女性は12年あるということでございます。高齢化が急速に進む中、健康寿命と平均寿命との差を縮小することの重要性はますます高まっていると考えております。

質問の趣旨にありましたように、多様な関心をお持ちの高齢者が地域で長く社会的に活動を続けることで、お一人お一人、健康で生活の質を維持することができます。また、さらに地域社会の活性化、それから医療、介護費用の減少、健康寿命の延伸と平均寿命との差の縮小につながっていくなど、様々なよい効果が生み出されていくと考えております。

ご高齢の皆さんの人との交流、ボランティアなどの主体的な活動や継続した社会参加が健康づくり、介護予防に大きな影響を与え、身体や認知機能の低下、いわゆるフレイル予防に有効であるというふうにも考えております。

当町では、地域支え合い活動等、生活支援体制整備事業の協議体の立ち上げ支援、それからシルバー人材センターの活動支援、さらにボランティアセンターを中心としたボランティ

ア活動の支援、また、シニアクラブ連合会さん、支部を含めた活動支援、さらにおでこポイント制度を通じた社会活動への誘引などによりまして、ご高齢の皆さんの社会参加の促進を図っております。中でも地域活動、地域支え合い活動とその協議体の立ち上げ支援ということについては、これから一層、力を入れていくべき施策であると考えております。

地域支え合い活動とは地域で困っている人を地域の人同士がお互いさまの気持ちで支え合っていく活動のことで、仕事や資格を通じて培ってきたご高齢の皆様がお持ちの様々な技術や得意な家事、特技などをちょっと困っている誰かのために生かして、できるだけ住み慣れた地域で暮らしていけるように地域ぐるみで活動する取組というものが全国で広がっています。

支える側が支えられる側にもなる双方向の活動で、どちらも高齢者の方に限定した活動ではありません。日中に活動できる時間を持ちやすい高齢者の方に活動の大きな役割を担っていただけることに意欲や生きがいにつながるものと期待しています。

当町では、松村の支え合い組織の活動が好事例となります。除雪や資源ごみ出しの有償ボランティア、顔が見える関係から支援内容が広がり、現在は可燃ごみや草取りにも活動の助け合いの輪が広がっているというふうと考えております。

支えているようで実は支えられているお互いさまの心でつながっているという関係性が大切で、町内の他の地区にも投げかけさせていただき、勉強会を始めているところです。コロナ禍などもありまして、なかなか活動の協議体の立ち上げまでには至っていないというところが実情ではございます。今年度は自治会を単位とする地域支え合い活動にこだわらない活動支援を目的とした体制づくりに注力しています。

生活支援コーディネーターを委託している小布施町社会福祉協議会と協働して、交通弱者の移動に課題意識をお持ちの町民の皆さんとフォーラムや対話を重ねてきております。自分事として捉える住民主体の組織や具体的な支援、支え合い活動に結びつくにはまだ時間がかかると思っております。

まつぼっくり型の支え合い組織も移動支援のための支え合い組織のどちらも水野議員がご提案されていらっしゃる高齢者が現役時代に取得した技術や資格、経験などを生かし、自分のできる範囲の活躍を地域で実現し、地域社会の活性化につながっていくものと考えております。

ご提案いただきました「老智園」と同様の機能、効果を持つ地域支え合い活動の組織、設置を支援してまいりたいと思っております。ご高齢の皆さんをはじめとする町民の皆さんと

共にこういった取組をこれからも進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目のおでこポイントの利用拡大の考えでございます。こちらは、12月会議で小淵議員さんのおでこポイントの質問に対しまして、予算制約がある中での方向性として、現に参加している人のポイント付与を厚くするよりもおでこポイントを誘因として外出や交流、地域活動、ボランティア活動にできるだけ多くの方に参加していただく方向で、1番目の質問とも関連しますけれども、高齢になっても地域活動に積極的に関わり、交流を楽しみながらお互いに支え合うことで元気に暮らし続けることを支援していくということで、それが町民の皆さんの健康寿命の延伸につながっていくという趣旨の答弁をさせていただきます。

おでこポイントに参加できる年齢の65歳というのは、介護保険の1号被保険者でありまして、被保険者証、それから保険料納付の通知を送付する際、おでこポイントの案内を同封し、おでこポイントを知らなかったという方にもご案内が行き届いているというふうに考えております。参加することに意義や楽しみを感じていただけるよう仕組みづくりや工夫は必要と考えています。町民の皆さんのご意見、ご提案は承ってまいりたいと思っております。

また、議員ご提案のポイントの繰越しにつきましては、1人当たり年間ポイント付与、利用については上限を設ける必要があるというふうに現行制度上はしておりまして、管理上、有効期限の設定が欠かせないというふうに考えております。

そのため、おでこポイントへの交換は10ポイント単位となっておりますので、交換単位に届かず有効期限を迎えてしまった場合の現状、端数のポイントが無駄になっていきますので、町の事務、店舗での管理上、現状の500円以下の交換単位は難しいと思っております。

検討することができるのであれば、おでこポイント交換後に生じた端数を集計し、保育園や幼稚園で使用するおもちゃや図書館の図書などに活用していただくということですが、寄附としての扱いなど、慎重に議論させていただかないといけないというふうに考えております。交換できないポイントが将来世代のための活用されるのは、ご高齢の皆さんにとっても喜ばしいことというふうには考えております。

また、おでこポイントが商品券が利用できる飲食店ということでございますが、特に業態の制限は設けておりません。今後も多くの方に利用していただける店舗を選定してスタートしましたので、利用店舗に加えてほしいという申出があれば、利用できる店舗に加えてまいります。今後も店舗から申出があった際には、同様に応じてまいりたいというふうに思っております。また、ホームページやチラシの更新の際にご案内に努めてまいります。

12月会議の答弁でも今後の事業の検証について触れたところであります。比較するための

現状把握ということで、今月、おでこポイント参加者を中心にアンケートを行わせていただきたいと思います。いずれにいたしましても、高齢の皆様に関心が高い事業ですので、所期の目的と使いやすさなどを考えながら、よりよいものにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 水野貴雄議員。

○2番（水野貴雄君） それでは、再質問いたします。

1番目についてなんですけれども、これとは関連するんですけども、先ほど学校での動物の飼育についてのお話がありました。そのときに現状の先生方や保護者ではできないといった場合に、高齢者の動物関係の熟知している人であれば、そういう人が応援できるということとは考えられないのか。

高齢者が健康であるということは、外へ出るから健康である。これはポイントでもあるんですけども、健康じゃない人は外へ出られないわけです。健康である人がどんどん外へ出ていくことによって、いろんな町への貢献ができることを考えれば、今、様々な各種団体でスポーツや学びの場があります。それは健康な方が出られるんですけども、健康な方が出られない。できれば、町の町民65歳以上が全員、それは不可能な希望ですけども、9割以上の方が外へ出ている、そういう場ができないか。

今、元気な方はそれぞれが出ているんですけども、出ていない方が「老智園」なんていう場をつくって、週2回午前午後、そういう場へ出てお昼を一緒に食べて、コミュニケーションして、外へ出てくればいろんな交わりがあって、健康でいようと、そういう場ができないか。

これからますます増えてくる。町の試算でもいずれ高齢者が町の人口の半分ぐらいになってしまう、5,000人になってしまう。高齢者が増える、若い人がいない。であれば、財政収入もどうなのか。やはり高齢者が健康であればあるほどいいことなので、「老智園」なんていうものは先ほど支援していくという答弁がありました。さらに交流の場をどういうふうにやっていったらいいか。これから老朽化があって、園が一部新築になりますけれども、その場に併設したそういう場ができないか、それを考えていただきたい。

あとは2番目のおでこポイントなんですけれども、さらに小淵議員が言いました健康であればおでこポイントはできる。ですから、こういうものを利用して、おでこポイントをどんどん利用して、ただそれが1年来て期限が使いなくなってしまう。これをせっかくやっても

使いたい人、使わない人、いろいろありますから、こういうものもできれば継続して、繰越しができて、利用範囲が……

○議長（小林一広君） 水野議員に申し上げます。

簡潔明瞭にご質問をお願いいたします。

○2番（水野貴雄君） はい、分かりました。

おでこポイントのさらなる利用拡大をもう一度検討をお願いします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） まず、1点目の学校の動物の管理等と絡めて、高齢者が担い手となること等につきましては、非常にいいアイデアというふうに思っております。先ほど答弁の中でも、おでこポイントのお話を含めて、例えばシルバー人材センターであるとかボランティアのことについて触れさせていただいています。

ボランティア活動につきましては、社会福祉協議会で福ちゃんというような活動で、様々なボランティアを募集しています。今後、小・中学校、幼稚園、保育園などで動物を飼育していく場合の保護者の負担の軽減というようなことが議論され、そういった中でボランティア活動の一環として取り組んでいただけることが有効ということであれば、そういったものをひとつ、メニューとして、ボランティア活動の具体的なメニューとしてご紹介させていただき、参加を呼びかけ、お願いすることはできるかなというふうに思っています。

それからあまり出ることのできないご高齢の方をどうしていくかということでございます。ここは非常に大きな問題だと思っております。ただ、町では既に介護保険事業の中で、脳のリフレッシュ教室とか、地域に出て行って様々な活動をしていただけるきっかけづくりの活動を行っていますし、お茶飲みサロンというようなものももう既に取り組みられています。まず、そういうところで外へ出るということのきっかけを得ていただいた上で、おでこポイントにつながっていったり、その先のボランティア活動につながっていったりということが有効だと思っております。

加えて、生活支援体制整備事業というのは、各自治会というような小さな単位で、いろいろな活動に参加していただける仕組みを目指しているというふうに考えておりますので、そういった小さな単位での活動にご高齢の皆さんが参加していただけるように、町としては各自治会やご高齢の皆さんの団体、それから若い人も含めて、そういった生活支援体制整備事業の協議体への参加の呼びかけをさせていただきたいと思っております。

2点目の期限切れのおでこポイントの扱いでございますが、これを現状、まだ試行から具

体的な活動へとつなげたばかりでして、厳密な評価というものがまだできていないというふうに思っています。そういった現状の把握を進める中で、期限切れのものを有効に活用していく方法がないかということは考えていく必要があると思っています。

ただ、今の段階で、期限切れのものが少額で換金できるというような方法は非常に技術的には難しいと思っております。そこについては、しばらくは現状の制度で運用させていただきたいということをご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で水野貴雄議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（小林一広君） 続いて、7番、小西和実議員。

〔7番 小西和実君登壇〕

○7番（小西和実君） 通告に基づきまして、2問質問させていただきます。

まずですが、物価高騰に対する町民への支援をということで質問をさせていただきます。

ここ最近の物価高騰や原油高騰の影響については、例えば電気料金がこれまでの1.5倍ぐらいになるという状況であったりということで、非常に物価高騰や原油高騰の影響があらゆる業種の事業者にも及んでおり、それは町民の皆さん一人一人の生活にも大きく影響を与えております。

特に高齢の方の年金生活、年金で生活されている高齢者の方や非課税世帯の皆さんには、さらなる食品の値上げなども含めて、生活の質に大きく影響する事態となっております。県内の経済情勢からも、例えばですが、家賃の滞納等によって強制退去されてしまったりとか夜逃げをしてしまう状況に陥ってしまう方であったり、また、住宅ローンを実際に支払えなくて自宅を競売にかけられてしまうというような状況に陥るという世帯のケースが増加しております。

以上のように、世間一般として、最近では生活に困窮する方も増加しているという中では、小布施に住む町民の皆さんへの原油高騰や物価高騰の多大な影響を少しでも緩和する対策が必要であると考えます。

そういった対策をしている近隣の事例を挙げますと、須坂市では原油高騰、物価高騰によ

る子育て世帯の負担を軽減するため、15歳以下の子供1人当たり3万円を支給しております。また、長野市でも市議会9月定例会に18歳以下の子供1人当たり1万円を所得制限を設けずに給付を行うという特別給付金が上程されて、実施をされました。そのほかに、長野市では住民税の非課税世帯に原油価格の高騰に対する支援として、暖房機の助成をしているということでもあります。

小布施町においても、おぶせ生活応援券を町民に配布をいたしました。4,000円ということで金額が非常に小さく、より効果的な対策がさらに必要であると考えております。したがって、今後において、町民の皆さんの生活支援のために何かしらの物価高騰に対する支援策を講じるべきであると考えています。

そこでお尋ねいたします。

町民の皆さんに対する物価高騰などへの支援策を町独自に検討すべきではないかと思いますが、町の見解を伺います。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

〔副町長 新井隆司君登壇〕

○副町長（新井隆司君） では、物価高騰などへの町独自の支援策に関する質問にお答えいたします。

ウクライナ情勢や原油価格の高騰などにより、物価や光熱水費が上昇し、家計にも影響が出ております。こうした影響に対応するため、国では電気、ガス、燃料油価格の激変緩和対策事業、低所得世帯などへ5万円を給付する物価高騰緊急支援金事業などを実施してきております。

先ほど、須坂市、長野市の事例を紹介いただきましたが、小布施町におきましても本年度、国の地方創生臨時交付金を活用して、おぶせ生活応援券の配布のほか、下水道等基本料金6か月分の減免、学校給食費、材料費の補助、冷蔵庫、エアコンなど、省エネ家電等買換えに対する最大5万円の補助などの独自の事業を実施し、支援をしてまいりました。

物価高騰による影響が長期化しつつある中、国では来週3月17日までに予備費を活用した追加の物価高騰対策を取りまとめるとのこと。現在、与党内では低所得子育て世帯への5万円給付や地方創生臨時交付金を追加配分する案が検討されていると、そういった報道もございます。

今後、国や県、他自治体の動向も注視し、支援を必要とした場合は町独自の補正予算を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） それでは、再質問させていただきます。

国の予備費を活用した追加の予算によって、町独自の補正予算を検討したいという答弁をいただいたわけですが、その際にはまたおぶせ生活応援券のようなものを出していただきたいとぜひにと思うわけですが、金額がやはりもう少し、他市町村さんはもっと大きい金額を出していますので、4,000円といわずに、例えば1万円を出していただくみたいなことをぜひ目指していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

これが1点と、もう一つは前回のおぶせ生活応援券に関しては、町民の皆様から印刷代だったり用紙代、非常によい紙を使っているじゃないか、もっとコストを削減できて、それが給付のほうの金額に上乘せできたのではないかであったり、デザイン料が数十万円かかっている、送付料にも多額の費用がかかっているということで、早急に確実に対象の方に配布したいという行政のほうの気持ちも分かるんですが、やはりそのあたり、1週間、2週間待つてでも、多少煩雑であってでも、金額が多いほうがうれしいということを町民の皆さんがおっしゃってありました。

そういったお叱りも含めて、いただいているわけですが、そのあたり、次回、制度を検討するあたりでは、事務の煩雑性というところはあるかもしれないんですが、やはり金額の部分で費用にかけるよりは、手元に来る金額を増やしてほしいという町民の皆さんの切実な声を検討して、今後、制度をもしやる場合は採用していただきたいと思うんですが、そのあたり、2点目、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 再質問にお答えいたします。

金額と経費の部分のご質問かと思えますけれども、おっしゃるとおり、金額をよりたくさん給付できるほうが効果が出ると思いますので、その辺はまた国の予算の状況ですとか、あと町でどのくらい財源が確保できるのかとか、そういったことを考慮しまして、できるだけ効果的な事業ができるように検討してまいりたいと思いますし、経費につきましても今、ご提案いただきましたので、そういったところでなるべく経費を削減して、町民の皆さんに行き渡るところが増えるような、そういったところは常に考えて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） それでは、2点目に移らせていただきます。

2問目ですが、小布施駅周辺の活性化をとということで質問させていただきます。

小布施駅周辺の活性化というテーマについては、2011年12月15日には駅前周辺の住民や事業者の皆さん20名余りが参加した第1回小布施駅前検討委員会が開催されておりました。今からおよそ11年ほど前のこの会議には私も参加しましたが、当時、文化観光協会の会長というお立場で桜井町長も出席をされておりました。

その後、町政や文化観光協会、商工会との関連で小さな動きがあったものの、いまだに何も新しい形は見えず、具体的な進展もないまま、本日まで何年も何の会議も開催されなくなったまま、放置されているというのが現状であります。

私自身は学生、社会人の時代を通して、通勤通学で日々、駅周辺を歩く中で、議員になる前から駅周辺の衰退を小布施町の課題と捉えておりました。議員となった1年目の会議も一般質問で、小布施駅前の景観について質問を行うなど、これまで議会でも度々問題提起を行ってまいりました。

別の方面では、まちづくり活動を行うNPO法人の代表という立場で、私自身もその立場でも小布施町の玄関口である駅前にささやかな彩りを添えようと駅前の活性化に最初に取り組み始めてから、既にもう11年が経過しているという状況です。

回りくどい説明をしたわけですが、こういった中で、きっかけは、そもそもがまちづくり会社ア・ラ・小布施が駅舎から撤退してしまったということがこの当時、その時期にあったわけで、それがきっかけの一つであったと思っております。

そういったところで、今回、桜井甘精堂も駅舎から年末12月に、その後入っていた甘精堂さんも撤退してしまったということで、やはりまた1つ、明かりが消えてしまったなというところでありました。

前段で申し上げたとおり、これまで議会のほうでも度々、この一般質問の場で提起を行ってきたわけですが、今後の小布施駅周辺の活性化策についてお尋ねをいたします。

1つ目として、小布施駅周辺の現状をどう捉えているのか。

2つ目に、将来的に小布施駅周辺をどう活性化させていくのかお尋ねいたします。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

〔建設水道課長 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長（林 信廣君） 小西議員の小布施駅周辺の活性化についてのご質問にお答えいたします。

1点目の小布施駅周辺の現状についてでございますけれども、小布施駅前には小布施駅を降り立った方々が初めて目にする場所であり、そこで小布施町のイメージ、おもてなしの心が分かるといっても過言ではありません。

通り沿いは駅前やロータリー、それからポケットパーク、八十二銀行、商工会前の緑、小学校前の緑化や皇大神社などがあり、その間にお住まいの方の皆さんや商店の皆さんも生垣や花壇を整備し、あるいは歩道沿いに鉢植えやプランターを並べていただくなど、人に優しく潤いのある緑が多い駅前通りの環境づくりに取り組んでいただいております。これまでの取組に心から感謝をいたしたいと思っております。引き続き、人に優しく潤いのある緑が多い駅前通りの環境づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

2点目の将来的に小布施駅周辺をどう活性化させていくかでございますが、令和4年9月の関悦子議員の一般質問にもお答えしておりますが、周辺の位置づけについて昭和61年策定の第2次小布施町総合計画後期基本計画の中で、特色あるゾーン整備として小布施駅前を文化の町の玄関口にふさわしい景観とするため、周辺居住者と協力して整備を進める基本施策といたしました。

小布施駅前の将来につきましては、地域の住民がその地域を自らよくしていきたいという思いが高まり、それに私ども行政が側面的支援をしていくことが重要だと思っております。幾らよい建物や景観、風景を町が提案をしても、そこに暮らす人たちに機運の高まりや駅前活性化事業に参加する意識がなければ、事業の実現は難しいものと考えているところでございます。

小布施駅前周辺整備の進捗状況でございますけれども、平成31年4月に小布施駅前活性化に向けた意見交換会を最後に現在に至っているところでございます。町では平成18年に策定いたしました小布施町景観計画の見直し作業を行っているところでございます。その中で、小布施駅前、駅前さわやかゾーンにつきましても良好な町並み景観を形成していきたいと考えているところでございます。

令和5年度におきましては、アンケート調査、意見交換会を実施し、そこにお住まいの方の意見もお聞きしながら、今後の駅前周辺、駅前さわやかゾーンの将来について考えてまいりますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） それでは、いただいた答弁に基づきまして再質問させていただきます。

いただいた中で、小布施駅を降りたときにより印象であったり、イメージであったり、おもてなしの心を感じていただきたいということにつきましては同じ思いを共有しているなどということで、非常にありがたいことと思っております。

一方で、ハード面については現状で精いっぱいやっているあるいはやっていただいているということでお話しいただいたわけですが、まだまだできることはあるのではないかなと思うところと、ソフト面についてということですね。ソフトの面についてはやはりいろいろ動かしていくということが必要なのではないかと思っております。

そういった中で、小布施町の会議自体が開催されてから非常に長い時間、その後、開催すると当時の課長がお話ししていただいていたんですけども、その後、全くされていないというのが現状なので、このあたり、もう既にその方は実は退任されていて、在職ではないのですが、どう引継ぎをされていたのかなということを含めて、今後の取組についてぜひ教えていただきたいなということが1点。

もう一つは、当時、今の現桜井町長は最初の段階から、文化観光協会長、そして商工会長、町長になられるということで、非常に駅周辺のところに近い施設の長をやっていたらしくて、非常に関心を高く持っていたと思います。そして会議にも参加していただいていたと思います。

そうした中で、町長として駅周辺、どう今後やっていきたいだろうかということをご希望伺いたしたいと思います、そのあたり、ひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） 再質問にお答えをさせていただきます。

前課長からの引継ぎでございますけれども、再三ご質問にあります駅前の会議の開催、開催通知までは作成してあったようでございまして、また、その中止に至った理由はやはりコロナという中で、面と向かっての会議は難しいだろうということで急遽、開催を中止したと。

それに代わるアンケート調査も準備したようでございますけれども、やはり訪問していくなりということが難しいし、こういったアンケートをお願いするのも、ポストにただ入れてくるだけではなくて、やはり1軒1軒伺って、ご意見を伺いたいというお願いをするべきだろうというふうな思いもあったようでございまして、そういった中でやはりコロナという本当に恐ろしい病気といいますか、ものに対して慎重にならざるを得なかったという引継ぎを受けまして、その後、私も2年、在職しておるわけでございますけれども、やっと収まりが見えてきたといいますか、国のほうでも政策転換という形になってまいりましたので、先ほ

ど申し上げました令和5年度の取組について取り組めればなということ考えておりますので、ご支援をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） ご質問ありがとうございます。

当時、私も文化観光協会の会長として参加をいたしました。当時の記憶を思い出すと、本当にいろんな意見が出て、うまくまとまらずにそのまま散会してしまったという印象を受けております。

今、この立場になりまして、駅前を見ますと、やっぱり小布施町の駅前というのは非常にお店、それから通常の住民の方の生活が混在しているといった場所でございます、あそこに新しいいわゆる商業店舗を誘致するであるとか町並みを一気にいじるというわけにはなかなかいかないのかなど。むしろあそこを本当に気持ちよく降りて、気持ちよく散策できるという形での取組のほうが大事かなと思っております。

そのためにも地元の方々との話合いというのを、本当にすみません、滞っておりますけれども、また、これを機にいろいろ話合いをしながら、ご意見を伺いながら進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で小西和実君の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（小林一広君） 続いて、6番、福島浩洋議員。

〔6番 福島浩洋君登壇〕

○6番（福島浩洋君） ご苦労さまです。

通告に従い、1問5項目の質問をいたします。

桜井町政3年目の施策としてはということで、令和3年1月22日より新町長として就任されました。今年令和5年は3年目の調整ということになりますが、昨年までの2年間は桜井町長にとってはもろもろの難題で気が休まることなく、大変気の毒だと思っております。

そしてまた、連日の対策、対処の日々の業務、誠に苦労さまでございます。

さて、桜井町長就任時の共存、協働の大切さを知り、町政を行うための指針として、つな

ぐ、整える、育むの3つの柱を表明しました。1つ目のつなぐでは、農業と商業の強みをつなげていくことで、町全体を6次産業化、さらに強い町にすること、ほか3項目を出されました。

2つ目の整えるでは、インフラの整備やヒートショック対策等、安全で安心できる町をつくること、ほか3項目を出され、その中で現代の湯治場をつくり、町内外を問わず心も体も癒やされる町をつくるということでもあります。

3つ目の育むでは、子供たちが健やかに過ごせるような、ご年配の方が安心して過ごせるような町であること、ほかに3項目を出され、その中で幸せを感じるまちづくりに努めることを述べられております。

そこで質問いたします。

初めに、町長は共存、協働の大切さを知り、つなぐ、整える、育むの3つの柱を就任時に表明されております。しかしながら、町民の皆様の意見をお聞きしますと、まだあまり理解されていないようであります。再度、丁寧な解説をこの場でお願いいたします。

2つ目、2つ目の整えるの項目のうち、現代の湯治場については、町民の皆様の目線では具体的に何をどのように、最終的に何をどうしていくのかが見えず、全く理解のできない唐突なことと受け止められているように感じられますが、これを遂行するための手段は今後、町職員を含めてどのように取り組まれていくのかお聞きします。

ちなみに、昨年7月初めには、町長は町職員、商工会青年部、一般財団法人イノベーションHUBの方々と由布院へ視察研修に行かれておりますが、この現代湯治場との関連性について、その目的と成果を伺います。

3、3つ目の育むにおいては、町は栗と北斎と花のまちのキャッチフレーズで各方面に打ち出されておりますが、ちなみに、J Aながのでは栗の燻蒸施設をなくすというふうに聞いております。これからの名産小布施栗の燻蒸はどのように考えておられるのか。

そして、まとめとして、幸せを感じるまちづくりに努めることにて締めくくっておりますが、具体的に分かりやすい説明をお願いいたします。

4、桜井町政は3年目を迎えられましたが、いよいよ本格的に実行される3つの柱のトップダウンは、町職員の理解度はどの程度（職域）まで浸透しているのかお聞きします。

5番目として、2030年、令和12年度の目標値の脱炭素、ゼロカーボン50%削減に対して、小布施町環境グランドデザインが発表され、4つの基本方針、ゼロカーボン、ゼロウェイスト、防災レジリエンス・サステナビリティな体験をってもらう観光が出されました。2030

年、令和12年度に向けて、もう少し分かりやすく、町民の皆様方はそれぞれ一人一人が何を
するか、何をしたらよいのか、具体的な説明を求めます。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） では、福島議員のご質問の1番、つなぐ、整える、育むの具体的な再
度の丁寧な解説をということにまずお答えをいたします。

つなぐについてですが、小布施町が栗菓子製造販売であるとか酒の製造販売等、とてもい
い会社、優良な会社がたくさんございます。特に栗菓子の製造販売業は、もともと献上品で
ありました小布施栗という小布施ならではの特産品とつながった非常に協働性の高いものだ
と思っております。

また、栗に限らず、小布施町には品質のよい果実を中心に農業も大変盛んであります。栗
農家さんと栗菓子屋さん、既に連携は取れておりますけれども、ほかの果物に関してまだま
だ連携による発展の可能性があると考えております。

工業につきましても、小布施町ならではの商業、農業との連携によりまして、また、ここ
に工業がうまく連携することで、小布施町ならではの発展の可能性があるとこのように考え
ております。

そのためには、小布施町の農商工、それぞれの強みを持ち合い、新しいもの、事に取り組
んでいくことが必要だと思っております。その縁結び役として、今年度より農商工連携推進課
を設置し、小布施町全体活性化協議会を立ち上げ、活動を開始しております。

また、近隣の市町村を見ますと、須坂市、中野市、高山村、それぞれに強み、弱み、そこ
にしかないもの、そこではないものがたくさんございます。これがまた連携してつながること
でお互い補完し合い、生かし合うことができるのではないかと考えております。

整えるにつきましては、町民の皆様が安心して幸せに暮らしていける町であることが一番
であります。令和元年の台風19号の災害以来、異常気象などによる被害が続き、不安な日々
を過ごされたと思います。

河川敷内の畑などには令和2年、令和3年と増水による被害が続きましたが、堤防の決壊、
越水などの被害は発生はしませんでした。千曲川堤防のかさ上げ工事も順調に進みまして、
大方が令和5年度中には完成、一部は令和6年度以降にはなるものの、心配されております
豪雨による災害への対応は着々と進んでおります。

異常気象の原因の一つであります地球温暖化への対策として、小布施町環境グランドデザ

インを策定いたしました。令和4年度に引き続き、バイオ炭化や生ごみの堆肥化の実証実験を進めるとともに、木質バイオマスを活用した熱利用にも取り組んでまいります。太陽光発電の利用にも取り組んでまいります。のどかな風景と自然を壊すことのないよう、十分留意をしております。

グランドデザインにつきましては、また後ほど詳しくお話をいたします。

育むにつきまして申し上げます。

育むの公約の最後に、帰ってきたいまちづくり、幸せを感じるまちづくりという言葉がございます。そのために必要なことは様々ありますけれども、例えば子育てをしやすいこと、教育環境がしっかりしていること、ご高齢になっても活躍できる場があること、誇りと親しみを持てる小布施町であることが大切であると思っております。

子育て支援は引き続き取り組んでまいります。お子さんの教育環境につきましては、小学校と中学校がそれぞれ1つずつであるというメリットを生かし、一貫した教育プログラムに取り組めるというメリットがあります。教育委員会と連携し、子供たちの成長に合わせた教育プログラムの充実に努めてまいります。また、様々な困難を抱える子供たちに寄り添った支援、発達障害などの早期発見や早期支援の体制なども強化をしております。

コロナ禍の中、外出もままならず、人との交流も抑えがちであり、ご高齢の皆様は心身の健康を大変心配しております。ご高齢な皆様が持つ様々なノウハウや知識を発揮できる場をつくりたいと考えております。健康福祉課、社会福祉協議会など各種機関と連携し、地域コミュニティの活動を支援し、ご高齢の皆様が活躍できるまちづくりを目指しております。

2番の現代の湯治場は今後どのように取り組んでいくのか、由布院の研修と現代の湯治場との関連と成果は。また、4番の3本の柱について町職員がどのように浸透しているのか、していくのかにつきましては、関連性がございますので一括してお答えをいたします。

現代の湯治場につきましては、ご指摘のとおり、分かりにくい表現であったかというふうには思っております。湯治場の目的は癒やしであります。住んでいる人も来る人も心と体が癒やされる町でありたいと願っております。とはいえ、癒され方は人それぞれで、全てにこれを対応するというのは無理があるのかと。全てやろうとすると、どうしても総花的になってしまう。

小布施町ならではの癒やしとは何かというのをずっとディスカッションを重ねてまいりました。そして小布施町の癒やしとはつながりになるのではないかという結論に達しました。町民同士がつながり合って助け合って、コミュニティを形成していくと。様々な業種、業態、

住民が力を合わせて新しいものを生み出していくこと。町外から町民を訪ねて小布施町を訪れ、交流を重ねていくことで刺激を受ける。そして人と触れ合うことで心の安定を保つことが小布施町ならではの癒やしではないかと考えております。

令和5年度の当初予算には、このつながりの実現に向けた施策を盛り込んでおります。また、役場職員にはこのつながりを含めた町長施策の説明とともに、小布施町や役場内の環境改善に向けた対話会を行っております。

農商工連携事業の一環としまして、町内の若手事業者、役場職員による、昨年7月、大分県由布院への視察研修ですが、由布市まちづくり観光局代表理事、由布院玉の湯の代表であります桑野和泉氏、また、由布院観光協会会長であり、草庵秋桜の代表である太田慎太郎氏からまちづくりの講演をいただきました。また、湯布院を視察し、観光協会の若手メンバーとの交流を行いました。

由布院は民間主導型で行政に頼らない観光街づくりを目指し、また「潤いのある町づくり条例」の下、美しい水田風景を守る努力など、小布施町にとって非常に参考になる町であります。また、保養温泉地として長期滞在可能なまちづくりを進め、温泉観光地から進化していくとのことであります。

視察の参加者からは人材のすばらしさ、特にリーダーシップにすごさを感じたが、小布施町にもそういった人材がいるのではないかと。景観の一貫性は非常に大事、小布施町では過去培ってきた土台があるという小布施町のよさを再認識した意見から情報発信の動線の一本化が必要である。小布施町の持つ体験のコンテンツや施設をどのように一体的な体験につなげるかが課題。短期、長期両面での宿泊拠点での充実が必要ではないかなど、これからの小布施町に向けた意見交換ができました。

癒やしの場の見本として、次世代のまちづくりを担う若者同士の交流の場として、まちづくりに関する手法を学び小布施町の将来の姿を考える大変よい機会となりました。今後も役場職員、事業者と由布院との交流を続けていきたいと考えておりますし、また、他の先進事例の市町村との交流もしていきたいというふうに考えております。

3番目、栗の燻蒸を町としてどうしていくのか。また、幸せを感じるまちづくりとはについてお答えをいたします。

栗の燻蒸に使用いたしますヨウ化メチル、商品名はヨーカヒュームというそうなんです、この容器が変更になりまして、密閉された建屋を含めまして、新たな設備の投資が必要となりました。あわせて、今まで1コンテナ20キロ入るんですが、これに対しまして、今まで

J Aながの小布施支所さんは1コンテナ800円で処理をしていた。ただ、実際、計算をしますと、人件費を含めまして、ランニングだけで2,600円から2,800円ほどかかるということになりました。

J Aながの小布施支所さんからは、今後の燻蒸処理を小布施町役場で担ってほしい、ちょっとJ Aながのさんとはできないということであったんですが、役場としましては、それをそのまま引き受けるというわけにもいきません。ずっと話合いを続けてまいりました。

現時点での役場からの提案としましては、初期の費用、建屋、それから設備等の設備投資、これをJ Aながの小布施支所さんには補助をして造ってもらう。費用が高くなる、実際にこの金額がとんとんにしてもそれだけかかってしまうというのを農家さんのほうに説明をして、J Aながのさんのほうで赤字にならないように燻蒸処理を行ってほしいという希望をご提案しております。ただ、いまだ同意には至っておりません。あくまで農家さんへのサポートはJ Aながの小布施支所さんが行うべきというふうに考えております。

なお、ここに1月13日となっておりますかね、に、役場、それからJ Aながの小布施支所さんによります農家さんへの説明会を予定しております。

幸せを感じるまちづくりにつきましては、1つ目の答弁に含まれておりますので、ここでは割愛をさせていただきます。

5番目の地球温暖化対策として2030年に向けて、町民の皆さんに取り組んでいただきたいことを具体的にというご質問についてお答えをいたします。

まず、町内から排出されます温室効果ガスの内訳を見ますと、事業者や一般家庭で構成されるいわゆる民生部門が全体の42%となっております。特に家庭からの排出量は全体の約4分の1を占めております。

町では2030年の目標達成に向けて、家庭から排出される温室効果ガスの排出量を2030年時点で2018年と比べまして約50%削減することを目標としております。家庭による排出削減の推進は急務となっております。

家庭からの温室効果ガスの一般的な排出量の構成を見ますと、排出の約50%が照明家電等の電力使用に由来するものでありまして、このほか給湯が約25%、暖房が約20%となっております。このうち電力使用と暖房の使用は、様々な施策を組み合わせることのできるかなりの排出量削減につなげることができ、優先度の高い分野となっております。

例えば電力の利用内訳を見ますと、利用構成の順にエアコンが15%、冷蔵庫が約14%、照明が約13%、テレビが約10%となっております。この主要な家電、照明だけで、電力使用

の約50%を構成しております。これらの省エネ化を進めることで、家庭で使用する電力使用量の全体の約4分の1から3分の1を削減できるともいわれており、これは長期的に家計負担の軽減にもつながることとなっております。

省エネに加えまして、太陽光発電等、蓄電池の設置により家庭で利用する電力の多くが再生可能エネルギーで代替できます。町では目標値の達成に向けて、今後5年間で約600世帯の家庭に太陽光発電システムを設置することを目標に、その支援策の構築に向けて、現在、国の交付金に申請をしております。

また、暖房における化石燃料使用を抑制しながら、住み心地のよい家をつくるために暖房の利用頻度の高いリビング、また、寝室の部屋につきまして、熱を逃がさないための断熱窓設置を進めたり、ペレットストーブ、まきストーブなど、カーボンニュートラルの暖房利用を進めることで、家庭全体で20%を占める暖房由来の排出量を大幅に削減することができます。現在、長野県でこういった断熱改修やストーブ設置に対する補助メニューが事業化をされております。

このような温暖化対策に関わる抜本的な取組を各家庭が進めていく上で、ある程度の金銭的な投資が必要となります。町としては、先ほどご紹介したように国や県の交付金を積極的に活用、紹介をしながら、各家庭での取組を応援していきたいと考えております。

なお、費用負担が不要で、すぐにでも始められる取組もあります。例えば家庭からの排出構成には出てきておりませんが、廃棄物を削減することも町の温室効果ガス排出削減に確実に貢献できるものですし、小まめな節電も町全体での大きな力となります。

また、太陽光発電システムにつきましても、現在、初期の設置に関わる費用を無料としまして、電気料金の中で費用を回収するようなモデルも検討しており、可能な限り、家庭の負担がない形での取組メニューもご提案したいと考えております。

町では、温室効果ガスの排出削減に向けて、町民の皆さんや事業者の皆さんが取り組めること、取り組んでいただきたいことを今年度中に開設予定の特設ホームページの上で発信するとともに、来年度予算に盛り込んでいる事業としまして、環境に関わるアクションを分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、全戸配布することを予定しております。

それぞれの皆さんの事情に応じて、ぜひ温暖化対策に向けた取組にご協力いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） 4つほど再質問させていただきます。

単純な質問なんですけれども、由布院視察はどのような費用分担で行かれたのかお伺いしたいと思います。

それから、町長が理事長を務めておられる一般財団法人振興公社の職員はなぜ同行されなかったのか。

そして、現代の湯治場構想の中には一般財団法人振興公社は組み込まれていないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから4つ目として、小布施環境グランドデザインの解説を丁寧にいただきまして、皆さんもお分かりになったのではないかと思います。町長が先ほどからおっしゃっている国・県の交付金活用がどうしても必要だと思われるんですけれども、町長さんの手腕と期待をぜひ、頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

令和5年度の交付金もそうですけれども、他市町村と比べると非常に交付金というのは少ないので、その辺は今後、これから令和6年、令和7年、令和8年と交付金の活用をしないと、どうしても小布施町はやっていけなくなると思うんですが、ぜひその辺を町長さんの手腕で頑張ってくださいと思うんですが、よろしくお願いします。その辺はいかがかと思ひまして、質問させていただきました。

○議長（小林一広君） ここで、福島浩洋議員の質問の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時を予定しております。放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁からお願いいたします。

桜井町長。

○町長（桜井昌季君） それでは、福島議員の再質問についてお答えいたします。

まず、由布院の視察研修にかかった費用、それからその負担でございますけれども、費用につきましては松本空港、福岡空港の往復の飛行機代、それから福岡空港から由布院への往

復のバス代、それから福岡の宿泊、由布院の宿泊等も入れまして、1人当たりの負担が10万4,021円となりました。参加者の負担でございますが、約6割、6万円を負担していただいております。

また、この視察におきまして振興公社のスタッフはどうしたのかというご質問でございますけれども、当然、お声がけをいたしましたけれども、スケジュールが合わずにこの視察には参加しておりません。ただ、この農商工連携、特に農商の部分は振興公社という存在は非常にキーとなっておりますので、今後も当然協力をお願いしますし、それからこういった視察についても積極的にお声がけをまいります。

それから交付金、補助金を積極的にということでございますけれども、これはもう県・国とまた協議をしながら、連携をしながら積極的に取ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） ご苦労さまです。

先ほど町長の答弁の中で、栗の燻蒸処理について人件費を含めて2,600円から2,800円がランニングコストの説明とありましたが、その根拠は何でしょうか。

それから先ほどの説明の中でもありましたが、3つの柱の町職員の理解度は、つながりを含めて対話を行っておりますとの説明でしたが、町職員の職域はどこまでのことなんでしょうか。それをお聞きいたします。

○議長（小林一広君） 福桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） ありがとうございます。

まず、薫蒸のランニングコストでございますけれども、これはいわゆるそこに使われますヨウ化メチル、薬剤の費用、それからその機械を動かすための設備の稼働、あとは人件費等を、秋に薫蒸されますコンテナ数で割りまして算出したものでございます。

それから、対話のほうでございますけれども、昨日、今週も既に3回やっておりますけれども、当然、役場の職員、それから昨日は幼稚園のほうにも参りまして、保育士さんともお話をさせていただきました。正規の職員、それから会計年度職員等にお声がけをしてやっております。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（小林一広君） 続いて、5番、中村雅代議員。

〔5番 中村雅代君登壇〕

○5番（中村雅代君） それでは、通告に従いまして、令和5年度当初予算案の概要及びポイントについて質問をいたします。

政府は昨年12月23日、令和5年度予算が閣議決定され、11年連続で過去最大初の110兆円超えとなりました。国内では新型コロナウイルス感染症の流行が続き、円安と物価高に悩まされ、経済が混乱し、海外に目を向けると、昨年2月から続くロシアのウクライナ侵攻にも終わりが見えず、歴史的な物価高騰となっています。あわせて地方財政計画も公表され、地方財政においても地財規模は2年連続で前年度を上回り、過去最大規模となりました。

防衛関係費の大幅増や新型コロナウイルス感染症対策予備費も同規模で維持となり、地方交付税の総額は5年連続で前年度を上回るなど、やりくり困難な状況が続く中で、私たち自治体への影響はどうなっていくのでしょうか。

また、一般会計総額が1兆456億円に上る長野県の新年度当初予算案がまとまり、あわせて23年度から5年間の総合計画案も発表され、この計画案を具体化したのが予算案となると報道されたところであります。特色は、脱炭素社会の創出や主体的な学びの環境づくりなどを推進しつつ、新たに始動する8つのプロジェクトの筆頭に、女性・若者から選ばれる県づくりを掲げています。

そこで、小布施町の新年度予算について質問します。

1点目、当初予算案の概要及びポイントは。特に新事業や重点施策の部分についてお願いします。

2点目、桜井町政の目標である全ての人にとって豊かで幸せな町にの实现につながる歳入歳出や財産運営の考え方は。具体的には少子化、人口減少対策、子育て、教育支援策、ポストコロナ社会を見据えた地域づくりの推進、オール小布施で取り組む産業振興の推進、防災・減災事業費、脱炭素化推進の取組などです。

3点目、町の財政力指数や経常収支比率など、数値はまずまずであり、健全な財政状況かと思われませんが、今後、保育園建て替えなど公共施設に多大な予算が必要となります。

国は公共施設等の脱炭素のために脱炭素化推進事業費（仮称）を創設し、令和5年度は1,000億円を計上することとしています。その地方負担については90%まで地方債、脱炭素化推進事業債を充当できるとしています。

本町においてはこの活用はどうお考えでしょうか。また、高齢化率の上昇に伴い、社会保障費支出の増大が続くなど、引き続き厳しい財政運営が予想されますが、将来展望を見据えた財政の構築をどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

〔企画財政課長 益満崇博君登壇〕

○企画財政課長（益満崇博君） それでは、中村議員からいただきましたご質問3点につきまして答弁させていただきます。

まず、1点目の令和5年度当初予算案の概要及びポイントと2点目の歳入歳出、財政運営の考え方、そして6つの施策の取組について、一括してお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、令和5年度当初予算案の概要及びポイントにつきましては、議員皆様にお配りさせていただきました当初予算案の概要書にまとめさせていただいたとおりでございますが、令和5年度の当初予算規模につきましては、一般会計について当初予算額としては過去最大の57億7,200万円、対前年度2億9,500万円、5.4%の増となっております。

国民健康保険特別会計ほか5つの特別会計では、合計32億4,818万円、対前年度1億718万円、3.2%の減、また、水道事業会計につきましては11億1,479万円、対前年度8億2,493万円、284.6%の増となっております。

歳入歳出や財政運営の考え方については、先ほど一般会計当初予算案が過去最大の予算規模と申しましたが、歳入につきましては、期間収入であります町税や地方交付税が今年度よりも増額が見込まれることと、ふるさと納税が好調なことによるものでございます。

歳出につきましては、扶助費など社会保障費や教育費、道路修繕や水路改良等の土木費など、町民の皆さんの生活基盤を支える経費を当初予算で確保した上で、町長公約に掲げた施策の具現化や第6次小布施町総合計画に基づく各種事業の実施、そして老朽化している公共施設の改修や修繕などに取り組んでいくといたしました。

予算編成に当たりましては、事務事業の見直しや予算の執行状況に即した事業費の計上など、可能な限り、一般財源の支出削減に努めながら、投資的経費や維持補修費につきましては、実績に応じた事業費を当初予算で確保をいたしました。

また、今後、保育園や役場庁舎など、施設の建て替えや大規模修繕などに備えるため計画的に基金を積み立てるとともに、財政調整基金からの繰入れにつきましては必要最小限としております。

ご質問いただきました令和5年度における6つの施策に関しまして、順次お答えさせていただきます。

まず、少子化、人口減少対策についてですが、安心してお子さんを産み育てられる環境や支援制度の充実を図るとともに、移住促進のため情報発信の強化に取り組んでまいります。具体的には結婚新生活支援補助金や出産祝い金、多子世帯入学祝い券の支給、UIJターンの助成金、子育て応援住宅整備助成金などの支援を引き続き行ってまいります。

子育て、教育支援策につきましては、子育てや教育にかかる経済的な負担軽減を図り、誰もが安心して学べる環境づくりをさらに進めてまいります。新たな事業といたしまして、新生児聴覚検査費用の助成や、国の伴走型相談支援及び出産子育て応援給付金の一体的実施事業を実施してまいります。

また、学校徴収金補助など、教育や子育てに係る経済的負担軽減の継続や、仮称ではございますが、子供家庭支援センターの令和6年度設置に向け、子供家庭支援員や医療ケア児を支援する医療コーディネーターなどを配置し、準備を進めてまいります。

ポストコロナ社会を見据えた地域づくりの推進についてでございます。

開会の町長挨拶の中でも述べておりますが、令和5年度はつながりの再構築を進める1年にしてまいります。昨年まで中止を余儀なくされた町民運動会をはじめとする各種イベント等についても積極的に再開し、町民の皆さんのご協力の下、小布施らしい人と人との活発に交流する風景を地域の中で少しずつ取り戻せるよう取り組んでまいります。

次に、オール小布施で取り組む産業振興の推進についてです。

町の基幹産業であります農業を軸に、商工業との連携を図り、オール小布施で多様な取組を展開し、産業の活性化を図るため、今年度発足しました小布施町全体活性化協議会の活動を本格化してまいります。また、JR東日本や近隣市町村などと連携し、積極的に誘客促進事業にも取り組んでまいります。

次に、防災・減災事業につきましては、自治会を対象とした防災に関する講習会の開催、町総合防災訓練実施のほか、避難行動要支援者の名簿や個別避難計画の作成、更新など、引き続き災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

脱炭素化推進の取組につきましてでございますが、今年度策定いたしました小布施町環境

グランドデザインの目標達成に向け、再生可能エネルギーの拡充や省エネの推進、廃棄物削減や資源の有効活用を引き続き進めてまいります。

今年度、実証的に取り組んでいますバイオ炭化事業や堆肥化事業とともに剪定枝等を利用した木質バイオマスボイラーの実証事業をフラワーセンターで実施を予定するなど、地球環境に配慮した循環型社会、脱炭素社会の実現に向けた環境政策事業を推進してまいります。

3点目の国の脱炭素化推進事業費の活用と将来展望を見据えた財政の構築をどう考えているかというご質問にお答えいたします。

既に多くの町民や事業者の皆さんが実感をされていますように、コロナ禍や国際情勢の悪化により化石燃料を使った電力やガスなど、光熱費が大きく値上がりしており、住民生活に大きな影響を与えています。町役場庁舎をはじめとする公共施設におきましても、電力価格の高騰の影響はとて大きく、今後も長期化することが想定されています。

このような状況において、公共施設における太陽光発電の設置や省エネの推進は、町の温室効果ガス排出量の削減目標の達成に貢献することはもちろん、中長期的な町の財政負担軽減のために早急に進めていく必要があると考えており、議員ご指摘の脱炭素化事業につきましても、令和5年度予算編成の過程で有利な財政措置の選択肢の一つとして検討してまいりました。

現時点では、脱炭素化事業の対象事業である太陽光発電の導入やLED照明の導入について、本事業よりも補助率が高い環境省の重点対策加速化事業の活用に向け、補助申請をしている状況で、採択されれば、主要な公共施設への太陽光発電や蓄電池の導入、LED照明の導入を実現できる予定です。

なお、重点対策加速化事業に係る町の事業については、当初予算案においては予算化していませんが、採択の結果を受けまして、補正予算として上程することを予定しております。いずれにいたしましても、今後も脱炭素化事業をはじめとする国の有利な財政措置をうまく活用しながら、公共部門における脱炭素化や修繕につなげられるよう取り組んでまいります。

最後に、将来展望を見据えた財政の構築をどう考えているかという点でございますが、これまで当町の財政運営に関しましては起債が少ない一方、基金も少ない状況が続いておりましたが、近年は財政調整基金も標準財政規模の約3割、10億円を上回るようになってきたほか、先ほど申し上げましたが、将来の公共施設の建て替えも見据え、大規模建設事業資金積立金の積立ても計画に行っております。また、ふるさと応援寄附金の収入も順調に伸びており、町の財政運営に寄与しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、高齢化の進展による社会保障費や老朽化している公共施設の維持補修、また、更新に伴う歳出の増加のほか、生産年齢人口の減少による税収減により今後一層、財政運営は厳しくなることが予想されます。好調なふるさと応援寄附金の収入も自治体間競争が激しく、安定的な財源として見込むのは難しいため、これに頼らない財政運営を考慮していく必要もあると考えております。

基本的な行政サービスの質と量を確保し、直面する課題や社会情勢の変化にも対応しながら、また、選択と集中による効果的な予算投入、事務事業の見直しなどにより、持続可能な財政運営に努めていくことを基本としまして、増大する事務事業や財政上の様々な課題を整理し、公共施設や補助金、借地料などの適正な在り方など、引き続き庁内議論を進めながら、来年度におきましては行政改革推進委員会も設置し、議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） ただいまのご答弁で、予算の編成の本当に基本を踏まえた組立てであるということで、まずは町民の方々のそういう生活基盤を支える定義の確保ということで、随所にそういうものが見られましたことは本当に評価させていただきたいと思います。

主な事業になりますけれども、6点ぐらい再質問をさせていただきます。

まず、少子化人口減少対策といえば、本当に安心して産み育てられる環境の充実ということで、先ほどの町長のご答弁にも育むというところでご説明がありました。子供家庭支援センターの設置に向けてのお取組など期待するところです。

質問は、加えてやっぱり人口を増やすというところでは、移住定住対策というのが大変重要になってくるかと思えます。情報発信の強化ということもうたわれていますが、具体的に何かお考えでしたらお願いします。

それから、2点目がこれもつながりの再構築を重点にということで町長からも再三お話があるわけなんですけれども、そういう自治会活動とかが中心になってきますよね。今回、町の町民運動会も見直していくというような、各課の説明会のときに伺いました。

そういう分館活動なども含めて、再構築に向けてなんですけれども、単純に元に戻るといえるのは本当に難しいと思います。でも今、一番必要とされている地域づくりということでは欠かせないものですので、私は、種目やそういうものを考えていくという説明があったんですけれども、課の説明で。例えば具体的に自治会連合会などとも初めからそういうものを議

題にしながら、検討会的なもので分館活動への参加などはどう考えているかとか、そういうふうに全体の地域づくりというものを、コミュニティの関係も含めてでもいいんですけれども、そういうお考えはないでしょうか。

3点目ですが、産業振興のオール小布施なんですけれども、今年度より発足されていますが、小布施町の全体活性化協議会の進捗状況がお分かりでしたら、ご説明をお願いいたします。

それから誘客促進事業ということなんですけれども、昨年、初めての試みというか、町外の在住者の方も利用できるような仕組みで、おぶせ応援券などを実施して完売となりました。まだその総括というのは無理と思うんですけれども、もし誘客効果みたいなものはどうだったかというのをちょっとお聞かせ願えればと思います。

あと、近隣市町村と連携というのがあったんですけれども、何か具体的に。私は動画みたいなのがあって前、つくられているというのを聞いたんですけれども、地方で移住を考えている方にしてみれば、動画というのはすごく有効的だと思いますので、何かそういうのがありましたら教えてください。

それから、渡辺議員の先ほどの発言にもありましたけれども、誘客促進という点では本当に地元の生活している人にとってもそうなんですけれども、観光客の方が最も、私はこうやってみているんですけれども、危ない目に遭っているというのは403号の歩道の件だと思います。ご答弁ありましたけれども、一体いつ、せめて歩道の拡幅というものは手をつけられるのでしょうか。先ほどの林課長のご答弁にまだプラスありましたら、お願いいたします。

あとは大規模な修繕とか今後予定される保育所や役場の建て替えということだったんですけれども、やはり町単独の予算では、基金を幾ら積み込んでも難しいんじゃないかと思います。一気にそういうものが必要とされた場合にはどうやっていくのか。

今、とても有利な地方債などあって、今、北海道ではほとんど、町とかそういう小規模な町なんですけれども、庁舎建て替えて、本当に有利な、90%充当で、ほかの補助金を使ったら100%になるぐらいのそういうやり方で、もう22年度で終わってしまったんですけれども、そういうものも視野に入れてやっついていかないと、こういうのだけでは、補助金だけでは。先ほどの採択されなければ駄目なわけですよ。そういうときに一応、老朽化に伴って維持管理費がかなり占めていますので、もう少し具体的に次の大規模な修繕のところはとか、そういうものを視野に入れて、具体的に有利な起債の活用はお考えないでしょうか。

あとは最後になります。行政改革推進委員会の設置ということでしたけれども、委員の選

定など、何かお考えがありましたらお願いします。

以上です。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 中村議員の再質問につきまして、幾つか私のほうでお話しできることをお話をしたいと思います。

まず、自治会の在り方、特に運動会のこともご指摘にありました。今度、運動会に関しましては、本当にこのコロナで数年間でできなかった。やはり自治会の皆さんのお声を聞きますと、コロナもありますが、いわゆる選手を集めることがもうできない自治会もあるであるとか、非常に自治会長さんのご負担が大きいという意見もありまして、いろんな複合的なことがあります。やはり運動会の再開というものに結構、二の足を踏んでいらっしゃる自治会長さんも多く見受けられます。

まさしく元に戻すというのは非常に難しいというふうに思っております。やるかやらないか、ゼロか100%というその判断ではなくて、やはり町のコミュニティ、つながりという部分でもやりたいとは思っておりますけれども、まさしく元に戻すというよりは何かできるのか。それも自治会単位なのか、もしくは場合によってはコミュニティ単位なのか、中にはオープン参加でいいたろうという話もありましたけれども、本当にどういう形であればできるのかというのは、もうこれは自治会連合会さんと一緒に早めに討議を重ねまして、また、その前にいきますと、くりんこもそうですけれども、あれも商工会と役場と自治会と本当に早めから検討しまして、どういう形であればできるのかという可能性を探っていきたいというふうに考えております。

それから、オール小布施の中での町全体活性化協議会の状況でございますけれども、今年は先ほど出ました由布院の研修もそうですし、それから四万十ドラマの畦地社長に来ていただきまして、いわゆるふるさと納税であるとか、それから農商工連携の実例を伺いました。来年度は学びの場はまたつくっていきますが、それともう一つは実際に農商工連携の実績というか、成功例が何かできないかなということを探っていきたいというふうに考えております。

それから近隣市町村との連携につきましてお答えいたします。

近隣といいますと、須坂市、高山村、中野市もでございますけれども、特に須坂市、高山村とは須高地域ということで常に連絡を取り合っております。特に令和6年にイオンさんができるということで、非常にお客さんの足の流れということも変わってくると思うんです。

そこにお客さんを取られるという意識ではなく、そこに来たお客さんをどうやってこちらのほうにまた来てもらうかということを経坂市、高山村といろいろ話をありながら、やはりお客さんの取り合いというよりも、そこに来たお客さんにさらにこちらに来てもらって、満足してもらおう。

特に小布施町の場合は、ここにしかないものが特に多い地域だと思っておりますので、そういう形で、先ほど言いましたけれども、高山村ですといい温泉街がある、そういったところと連携をしながら、昼は小布施、夜は高山村ということができるとし、そういった連携も深めていきたいというふうに思っております。

403号の歩道につきましてのご質問がございました。確かに先ほどもございましたけれども、がたがたであったり波打っているという部分がありまして、何年も前から403号の検討委員会をずっとやっておりますけれども、建設事務所ともやり取りをしていますけれども、やはり用地買収に難航している部分がありまして、なかなかワンスパンきれいに……例えば中町から中町南の交差点の間であるとか、ある程度、区間がきちんと整理すればいいんですが、なかなか全てうまくいっているわけではなくて、ちょっとやっぱり1つ2つ、なかなか難航していると全体工事ですとか計画が進まないという状況でありまして、それにつきましてはまた連絡を取り合いながら、何とか進めたいというふうに考えております。

あとの質問につきましては、担当のほうからまたご説明させていただきます。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 私のほうでは、応援券の分析のお話のご質問についてお答えします。

これまで町ではプレミアム商品券、スーパープレミアム、ビッグプレミアムということで、何回か事業者支援をさせていただいた中で、小布施みんな応援券につきましては町外者ということで事業を組み立てております。これはあんまりほかの市町村ではない組み立て方だったかと思うんですが、これについて分析の中では、過去の券についてはやっぱり町民主体の利用者ですので、どうしても偏ってしまうというんですか、観光客、お土産専門店の皆さんにはあんまりいかなかったかなということが、この券につきましてはあえて北斎館前、信金さん前、また、北斎ホールということで、町民があまり訪れないという表現をしては申し訳ないんですが、観光客を主に主としてターゲットとして営んでいる業者さんには非常に効果があったというふうに考えています。

また、長野市、須坂市、高山村、中野市、この近隣の方々にもふだん行かないお店、特に

飲食だと思んですが、そういうところに行けたということで、ある意味、今までと違った効果が出た事業かなというふうに考えています。

これは簡単なアンケートも取っていますので、また分析をしながら次の施策にということですが、関東のほうにはなかなかホームページ等でしかPRができない部分がありますので、その方はたまたま来たらラッキーという部分もあるかもしれませんが、町外者向けの券については非常に効果がある意味、違う角度からあったのかなというふうに分析しています。

あとJRの関係につきましては、小布施の場合、やっぱり善行寺さん、戸隠さん、野沢温泉も含め、また、草津温泉から来る方もおいでになる中で小布施だけというわけにはいかない。お客様は市町村エリアは関係なくおいでいただきますので、小布施にお越しいただいた方、また、近くに来た方も北信エリアがやっぱり元気で、お客様を誘客促進していく地域として、その中で小布施にも寄っていただくという、これからはそういう考え方も必要ではないかということで、この事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） 私のほうから、少子化対策に関するご質問と町単での施設修繕等の起債の活用についてのご質問、それと行革の推進委員がどういうメンバーかという3点についてお答えさせていただきます。

まず、少子化対策に関する移住定住促進の情報発信の強化という点につきましては、これまで町のホームページや、あるいは東京とか県外へ出向きまして、移住セミナーを行ったりあるいはオンラインで、コロナ禍においてはオンラインで移住セミナー等、相談会をさせていただいたりしておりますが、そういった取組に加えまして、先ほどのホームページのリニューアルについて、いろいろと検索しにくいとか見にくいというようなご指摘もある中で、来年、ホームページのリニューアルについて検討していこうというふうに予定しております。その中で、移住促進に関わる情報発信の部分については、さらに強化していけるように考えていきたいと思っております。

また、明日の関 良幸議員のご質問でお答えしようと思っていたところなんですけれども、これまでも関係人口の皆様、いろんな関わりをしていただいた方々あるいは町に興味を持ってくださる方、あるいは町の出身で県外あるいは町外でお住まいの方に向けた町外者向けの情報発信のツールとして、ひとつ、LINEを使ったもので情報発信をしていこうというふ

うに今、計画をしております。

今の町の公式LINEにつきましては、町民向けが主でございますので、そういった町外者の方向けのラインの構築をしていって、いろいろ課題はあるんですけども、そういった課題を踏まえながら、改善していきながら、そういった外の方とのつながりをつくっていきたいというふうに考えておりました、また、それが移住につながっていくように進めていければなというふうに考えております。

それとあと、有利な起債を活用した施設の修繕あるいは建て替え等ですかね。中村議員おっしゃるとおりだと思っておりますし、そういった有利な起債の活用を含めて、今後の町の施設の修繕等を進めていきたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いたします。

それとあと、行革の推進委員のメンバーについてのご質問でございますが、この行政改革推進委員会につきましては、小布施町が自立を決定したといえますか、決めたとき、平成15年3月に行政改革大綱を策定しまして、その後、15年から17年の間に行政改革の実施計画を示して、その後、10項目にわたる行革の項目で実施してきたということがございましたが、それ以降、なかなか行革等、事務事業の見直しみたいなものも町民の皆様を交えた形での検討が行われてまいりませんでしたので、来年度におきましては、基本的には来年前半では庁内議論をまず進めていき、整理をした上で行革の推進委員さんを委嘱させていただいて、単年度ではなくて、継続的に開いて議論をしていきたいというふうに考えております。

メンバーにつきましては、その当時の委員さん、条例等の中でありましては、住民の皆様を交えてメンバーについては選考していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） ただいま詳細にご答弁いただきましたので、本当に納得するものもあり、えっというものもあるわけなんですけれども、富岡課長がお話いただいたああいう評価を得るようなものは、本当にそれを今後も生かして、もっともっとまた工夫して拡大できればなという思いでございますので、またお取組、よろしくお願したいと思っております。

移住に関してなんですけれども、やっぱりコロナ禍というところで世間がテレワークとかそういう、首都圏のほうでは来てはいけないみたいな、そういうぐらいな、強制的な感じの社会生活でしたよね。そういうもので、今、このときに新しい働き方を求めて地方移住ということで、長野県がかなりそういう候補としては選ばれていますので、これを好機と捉えて、

やっぱり移住の相談とかやりやすいような相談とか、そういうものを工夫していただければ、人口増につながっていくんじゃないかなと思います。

やっぱり移住先で考えるといったら就労だと思うんですね。就労があるかどうかで最終には考えていくので、半々の生活で行ったり来たりの人たちもいるかと思えますけれども、結局は地方にといったら就労ということでは、こういう農家とか農業立町、こういう町はともいいと思いますので、今、海士町のほうではそういう先進的な辞令ということで、半農半何とか半農半介護とか、もうご存じだと思いますけれども、農閑期にそういう働き方というものもやっておられると伺っています。そういう制度も補助金でありますので、そういうものも利用したりとか、どうかななんて思っています。

やっぱり農業所得は10%ほど減少しているという説明を今回受けたものですから、農業振興の計画見直しとかでは、10年を見据えてこれからやっていくんだという話がありました。その点、やっぱり今、一時的な補助金に飛びついても、それはそれで終わってしまうので、何とか10年先、20年先を見据えた財源保障が確実なものというのをつくっていかなくちゃいけないんじゃないかなと思いますので、その点、新しい産業といっても、そこは難しいので、何か今のここの本当によさを生かしたもので、町長おっしゃっているとおり、何かそういうものでお考えは、事業計画にありますけれども、根本的に起債も本当に考えながらのそういうところでは、もう一度、お願いいたします。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 移住の中に農業が入っていたので私のほうから答弁させていただきますけれども、農業関係も高齢化または労働不足という中で必ずその課題が出るんですけども、一方でご承知のとおり、ブドウ関係はいいということもありますので、駄目だ駄目だというだけではやっぱり進まない。いいところも伸ばしながら新規就農者だけでなく、議員さんからもご質問ありました定年帰農者の皆さんの支援、それから若い人たちにももっと小布施に興味を持ってもらう、また農業にも興味を持ってもらうということも大事なという総合的な見方で、農業施策または移住定住も含めていく必要があるかと思えます。

ただ、1つだけネックという部分で必ず話題に出ますものは、小布施町は面積が少ないということ、それからある意味、ブドウのやれる棚が少ないということと、もう一つは地価、土地がほかの市町村から見ると高いですねという言い方をされるということもやっぱりひとつあって、それを考えると、ちょっと違うところに行こうかなという声もありますので、ただただ呼ぶだけじゃなくて、そういう向こうの来ていただく皆さんのお声をよく聞いて、丁

寧に、そしてこちらの文化、風習もお話ししながら、双方が納得した上で一緒にまちづくりをつくっていく、そんな移住定住になっていけばいいかなというふうに産業振興のほうでは考えています。

以上です。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） 農業の部分についてはただいま富岡課長のほうから答弁させていただきました。就業、仕事の関係でございますが、県と一緒に取り組んでおりますU I J ターン就業創業移住支援補助金というのがございまして、県内の登録された企業さんに就職した場合、県外から移住された方に対して補助を支給させていただくものでございますが、小布施町におきましては活用がほとんどないという状況でございますので、そういったところは私たちの情報発信の在り方が少しよくないなというふうに反省をしておりますので、そういったところも先ほどの情報発信の強化という部分では、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） すみません。さらに一言言わせてください。確かに移住の動機というか、それは仕事でもあるんですが、今、いろんな仕事が、農業、商業、それからそれこそを使った、仕事の実態は東京だけれども、住むのはこっちなんていう場合、いろいろあると思うんですが、さらにやはり来てもらう動機としましてはプライベートの部分、住んで楽しいですとか自然の中で過ごしたい、もしくは本当に人間関係であるとか小布施町が好きであるとか、いろんな動機があると思います。

私たちとしてはそういった整備をすると同時に、小布施町の楽しさですとかそういったものをもっと拡充をさせて、アピールをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

◇ 竹内淳子君

○議長（小林一広君） 続いて、4番、竹内淳子議員。

〔4番 竹内淳子君登壇〕

○4番（竹内淳子君） 通告に従い、1問4項目について質問いたします。

私が議員となり4年がたとうとしています。私の基本姿勢として、次世代に豊かな自然環境を残す取組、地域の人々が交流を通じて様々な関係ができる場づくりをする活動をしてまいりました。その中で、子供を中心にした子供たちの居場所づくり、子供たちに食を通じて社会に関心を持ってもらう活動、環境に配慮した農業の推進や学校給食への活用ができればと考えてまいりました。

4年間の議員活動の中で様々な行動を通し、また、子供たちと触れ合う中で、これからの社会をつくっていく子供たちが、心身ともに健康に育つ環境づくりは急務であると感じています。この間、これらの関連する幾つかの質問をしてまいりました。町として、実践してこられたこと、また、課題として残ったことなどをご答弁いただきました。

そこで再度、私の質問によって明らかとなった成果と問題点について、その後、どのような進捗があったのか、次の4点について伺います。

1項目めとして、公共施設などにおける使用除草剤について伺います。

令和元年6月に公共施設で使用している除草剤について質問をいたしました。グリホサートは2015年に世界保健機構で発がん物質であると認められています。このグリホサートが主成分の除草剤は、海外では発がん性のこともあり、危険性があるということで販売や使用規制がされています。

公共施設での使用は子供への影響だけではなく、散布する職員の健康への影響も考えられます。酢が主成分の除草剤など、より安全な除草剤に切り替えていくお考えはありますかという質問に対して、国際がん研究機関の危険リストに入っていないグリホシネートを主成分にした除草剤に切り替えていくことも併せて検討していきますというご答弁でした。その後の検討や使用状況、除草状況について伺います。

2点目として、環境に配慮した農業の推進についてです。

令和2年3月に全国的に新規就農者には有機農業、自然農を希望する人が多いが、有機農業と地域振興をつなげていくお考えはありますかと質問いたしました。農業委員や農業振興課と連携し、有機農地の集約を町として後押ししていきますというご答弁をいただきました。

また、令和3年9月議会においては、みどりの食料システム戦略についての質問をいたしました。農林省は令和2年度5月に、持続可能な食料システムの構築に向けて中長期的な観点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラルなど、環境

負荷軽減のイノベーションを推進するためにみどりの食料システム戦略を策定いたしました。

現状と今後の課題として、生産者の減少、高齢化、地域コミュニティの衰退、温暖化、大規模自然災害、コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内職拡大、SDGsや環境への対応強化、国際ルールメイキングへの参画として、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務であるとしています。

低リスク農薬への転換など、化学農薬の使用量を50%に低減、化学肥料の使用量を30%低減、有機農業の取組面積を25%拡大などの目標があります。当町での具体的な取組を質問いたしました。

それに対して、生産者への技術指導などの取組の考えはということについては、県農業農村支援センターやJAなどと連携して進めていくことになる。休耕地利用の考えについては、目標を達成するには休耕地ほか、現状の耕作地でも進めていかなければならないと考えている。あと、情報収集として、農林省の有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークに加入する考えはありますかということについて、どう向き合っていくのかまだ議論に至っていないので、現状、すぐ加入ということは考えていないという答弁をいただきました。その後の検討された内容について伺います。

3点目として、学校給食への質問です。

町の学校給食における地元野菜の利用状況と供給体制について令和元年9月に質問いたしました。そして学校給食における地元野菜の利用状況と供給体制について、学校給食に地元野菜を活用した供給体制についての提案もいたしました。

教育委員会と産業振興課が連携して、振興公社や町の生産者グループ、農業者に呼びかけて、給食センターの方と一緒に説明会を開催するなどして連携を図る対策が取れないか、振興公社が取りまとめの中心になると、農業者も野菜の持込みや保管の面で給食に野菜を出しやすくなるのではないかと内容で質問いたしましたところ、説明会を開いて農家の希望などを聞きます。振興公社が取りまとめの中心になると参加農家が多くなり、計画的な生産ができると思います。農家への支払い額での利用率は、この当時、7.5%でした。そこで低いので、農業振興や農業所得向上のために支払い金額を増やすことが必要なので、振興公社を中心とし、供給体制の確立に向けた研究を進めていきますという答弁でした。

また、さらに令和2年3月会議では、令和3年3月会議においては、学校給食に町内産有機米の取入れについて答弁いただきました。

以上から伺います。小・中学校の食育の取組内容はどのようなのでしょうか。また、学校給食につ

いては地元野菜、そして有機野菜の導入はどのように進んでいるのかお聞きいたします。

あと、令和2年3月の一般質問では、発達障害や精神の不安定などが食の影響で起こりやすくなっているという研究、統計的に結果が出ていることから、子供たちの給食に有機学校給食を導入している自治体は全国でとても多くなっています。小学校でも学校給食に有機給食を取り入れています、さらに増やしていくかという考えについてお聞きしました。

幼保小中学校での食育状況についても質問いたしました。地元野菜、有機野菜の利用を増やしていく、幼保小中学校全学年が食育に取り組んで、観光教育的にも考えていくというご答弁をいただきました。

調理に使われるアレルギーに対しても、食物アレルギー発生の多い原因のある食物使用の回数を減らしたり、使用していない食品を選んでいる。あと地産地消を大切にして、生産者と給食センターの双方にとってよい方法を検討していき、また、有機米導入も検討しますというご答弁でした。

以上から、その後、具体的な教育指針は立てられたのか、また、学校給食について地元野菜、そして有機野菜の導入は増えているのかをお聞きいたします。

4点目として、子供たちの成長の場についての質問です。

認定こども園、保育園、小・中学校、一貫教育の今後の方針についてということで、令和3年3月に質問をいたしました。内容は、当町の第6次総合計画の重点施策に子どもを中心とした地域の連携づくりがあります。子供を中心に据えた園、学校と地域の連携強化を進め、他主体、多世代が一緒になって小布施の教育環境づくりを推進します。

実践の1つとして、小布施学園コミュニティ・スクールの運営があります。小布施学園コミュニティ・スクールは、学校と地域が子供を通じてつながり合う地域づくりの機能的なツールとして存在し、育てていく必要があるということから、小布施学園コミュニティ・スクールを導入してからの成果と課題についてお聞きしました。

ご答弁は、月に1回、幼保、小学校、中学校、ボランティア委員会を開催し、子供の声を反映した地域に開かれた園、学校づくりに資することを目的に活動を進めています。今後は保育士や教職員で組織する小布施幼保小中一貫教育推進委員会との協働連携を強化していきます。コミュニティ・スクール運営委員会の参加も検討しますというご答弁でした。

また、令和4年6月会議においては、子供の健全な成長には様々な体験と多くの人に関わり、多様な価値観に接することが必要。外遊びが乏しい現代の子供たちに魅力を伝え、促してあげる大人の存在と自由に遊べる場所があるということは、子供たちが伸び伸びと育つ環

境づくりになると思います。放課後児童クラブなどもありますが、さらに放課後にも地域に開かれた遊べる居場所としての第3の居場所づくりへの支援が必要だと思っておりますということで質問いたしました。

ご答弁としては、子育て支援活動グループの活動内容を集約し、ネットワークづくりを行い、課題を共有するところから進めていきたい。子育て活動グループにお声がけをして話合いの場を設ける。これは放課後児童クラブですが、登録児童がこれ以上増えたら新たな場所をつくらなければならない状況と考えているとご答弁いただいております。

以上から、コミュニティ・スクールと小布施幼保小中一貫教育推進委員会との協働連携、子育て支援グループとの連携状況、放課後児童クラブの今後の運営についての実施状況や成果をお伺いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、竹内淳子議員の質問にお答えをいたします。

議員からご指摘のあったとおり、令和元年6月会議では、グリホサートという成分が入った除草剤についての使用方針や今後のグリホシネートを主成分とした除草剤への切替えについて検討していくというふうにお答えをしております、令和2年度の別の会議、議会のほうでも同様の質問と回答をさせていただいていたと思っております。

現状については、議員からのご指摘等も踏まえまして、できる限り、除草剤の使用は控えていこうということで、幼稚園や保育園、小学校などの施設においては除草剤の使用を控えております。

幼保施設では保育士に加え、保護者の協力の下で環境整備を行い、そこで除草を行っております。また、小学校では職員がビーパー等で定期的に除草をしております。

体育施設や町の文化財施設等の施設についても、シルバー人材センターに定期的に草刈りをお願いしたり、職員がビーパー等で草刈りをするなどして、除草剤の使用を控えるようにしております。

一方、小布施中学校については年1回、プールが始まる前の時期に校庭の外周部に除草剤を使用しております、ここで散布している除草剤はグリホサート系のものを使っております。

また、町役場庁舎周辺についても夏季、夏場、一番草が多い時期には月1回程度、職員による庁舎外清掃を行って、草取り等を行っていますが、それだけでは除草が間に合わないこ

とから、現状では年一、二回ほど、グリホサート系の市販の除草剤を使用している状況です。

また、フラワーセンターをはじめとする産業振興課管轄の施設においても、引き続きグリホサート系の市販の除草剤を使用している状況となっております。

以上が現状における町施設での除草剤使用と除草方法の概要となります。

こういった除草剤の健康への影響については、先ほど議員のほうから、海外では禁止とされているところもあるというようなこともありました。一部の国、地域ではそういったことがあるのも存じ上げておりますし、また、インターネット上でいろいろと検索をしてみると、様々な情報があふれているところもございまして、国で認可されている基準以外に判断基準をどうやって持つのかということであったり、正しい情報の取捨選択が非常に難しいというふうに感じております。

こういった状況の中から、以前答弁申し上げたとおり、グリホサート系の除草剤の使用については現在の日本の基準において問題とされていないこと、また、使用頻度も年一、二回程度と非常に少ないまたはできる限り、使用を控えているような状況もあることから、主に子供たちが使用する施設以外については、当面の間は除草剤の使用を続けていく予定ですが、竹内議員はじめ、国に認可されている除草剤の中で、環境や健康等への影響を踏まえた先進的なのというか、そういった除草剤などがあれば、ご紹介をいただきながら実際の金額等も含めて総合的に検討し、今後使用する除草剤やその使用方法を決定してまいりたいと思います。

以上となります。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

〔産業振興課長 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長（富岡広記君） 私のほうから、持続可能な農業施策ということで、（２）の部分についてご答弁申し上げます。

２点目の答弁なんですが、令和２年５月に農林水産省では農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務として、みどりの食料システム戦略、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現を掲げて、策定されております。

令和３年９月議会において竹内議員からご質問いただき、先ほど議員がお話しいただいたとおり答弁を申し上げます。その後、どのように検討されたかというご質問ですが、先月２月１６日、県農業農村支援センターが開催しました農業振興懇談会で、令和５年度から令和９年度までの長野県みどりの食料システム戦略推進計画案が示されました。

この戦略概要の説明がありました中には、先ほど申しました化学農薬の使用量５０％低減で

すとか輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、有機農業の取組面積の割合を25%という、先ほどお話ししましたものが載っているわけですが、まだ具体的な行動ではなくて、計画案という段階で認識をしております。

支援センターの担当者にもお聞きしましたところ、前回もお話ししたとおり、長野県も広いエリアですので、栽培品目の県内多種多様な中で、この戦略を長野県としてどう進めていくべきかはこれからということであります。町として、今後、どのように果樹を中心としたこの地帯で地域性に見合った施策を進めていくかが課題というふうに考えています。

このみどりの食料システム戦略を進めるには、当然、国・県、市町村の連携、また、生産者側、消費者側双方にもこの戦略の事業の内容をご理解いただき、同じ方向性で共有し合うことや社会全体が要求、要望するような動きが重要というふうに考えております。さらに民間企業の研究開発にも取り組んでいただき、総合的な取組を発展、推進していく必要があるというふうに考えております。

町だけで走り出すのではなくて、みどりの食料システムに向けて、国・県、近隣市町村と足並みをそろえ、地域全体で機運を高めながら進めていくべきというふうに考えています。

以上です。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、私のほうから3点目の学校給食について、それと4点目のご質問の子供たちの成長の場についてご答弁をさせていただきます。

まず、小中における食育の取組、それと地元野菜、そして有機野菜の導入はできたのかというご質問でございます。

小学校では、栽培活動として各学年でサツマイモや大豆、小布施丸茄子、米の栽培を行っております。加えて5年生は、かつおぶしや昆布、煮干しから実際にだしを取ったり、フードロスの削減についても調べたりといった学習を行っております。

給食センター、栄養教諭が行っている食育の取組として、小学校では学年ごとにテーマを決めて、1年生は給食について、2年生は食事のマナーについて、3年生は好き嫌いなく食べよう、4年生は食事と私たちの体について、5年生は朝食について、6年生は自分の食生活を見直し、正しい食生活について、それぞれ食に関する啓発を行っております。

中学校では、家庭科の授業などで食育を行っております。給食の献立から生徒自ら1食分の献立を考えることや地域の食材と食文化や生活習慣病について学んでおります。さらに、

コロナ禍ではありましたが、プロの調理師の方を招き、魚のさばき方を実践していただく機会を設けました。

また、学校給食における地元野菜の活用でございますが、令和4年度小布施丸茄子、キュウリ、タマネギ、リンゴ、梨、ピーマン、ニンジン、シャインマスカット、サツマイモ、シメジ、トマト、ズッキーニについて町内産を使用しております。また、以前より有機野菜としては玉ねぎとニンジンを活用しております。

さらに今年度は、多くのボランティアの皆さんや中学生の協力により、3年ぶりに町内の栗を使った栗ご飯給食を幼保小中で提供することができました。今後も地元産食材の使用品目及び使用量の拡大を図っていきます。

4点目の子供たちの成長の場について。子育て支援活動グループとの連携状況は。放課後児童クラブの今後の運営についてでございます。

活動グループとの連携でございますが、現状では個々の子育て支援活動グループの活動を見学させていただいたり、個別にお話を聞かせていただいている状況でございます。今後、子育て支援活動グループの活動内容を集約し、ネットワークづくりを進めていきたいと考えております。

放課後児童クラブについては、保護者が就労している家庭が増えていることもあり、登録児童数が年々増加しております。さらに新型コロナウイルス感染予防の徹底のため、利用児童をグループ分けしたり、活動場所を分散させたりするといった対応を行ってきました。

運営につきましては、短期的には児童一人一人に寄り添ったきめ細やかな対応や充実した活動のため、様々な企画を計画するためにも職員の拡充は喫緊の課題であります。引き続き職員募集も含めて、人員体制の充実に努めるとともに、研修の機会を積極的に設け、職員の質の向上にも努めてまいります。

また、中長期的には民間への委託も選択枠に加え、放課後児童クラブが児童や保護者にとってより一層安心できる居場所となるよう、運営方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） では、ご答弁いただいたことにまた再質問させていただきます。

まず、除草剤の件についてです。

今、国が安全というふうにいわれているものについて、安全であるかないかというところはとても難しいというふうにお答えいただきましたが、私がこの質問をしましたところ、何

人かの方がやはりグリホサートというところの危険性というものが国は認めていても、海外では認めていないというところもあるのだということを知って、酢などの除草剤に変えた、変えることにするというふうにおっしゃられる方が何人かおられました。その方たちはやはり予防原則というところに立って、除草剤を変えていかれたのだと思います。

今、当町がその予防原則には立たず、使っている理由とまだ変えていないという理由についてお聞かせいただければと思います。

あと、2点目として、環境に配慮した農業の推進ということについてです。

先日、小布施町で行われた県知事との対話集会に参加いたしました。知事も環境に配慮した農業について積極的に取り組んでいきたいので、何か意見はないかと対話の中でもおっしゃっておられました。

また、先日、小布施町の、先ほど町長もおっしゃられた町全体活性化協議会主催の2月7日に行われた高知県四万十町の株式会社四万十ドラマの創設者の方のお話を聞く会にも参加いたしました。

環境観光産業を発信してローカル、ローテク、ローインパクトをコンセプトとして発展し、町内の人材育成や人材活用、また、農業の方針というものを変えていったという事例として、とても参考になるケースとして、と、参加された方々がとても興味を持ったとおっしゃっておられました。

昨夜に開催された東大の農と暮らしゼミのまとめ会にも参加いたしましたが、私の隣に座っておられた農業委員の方が、四万十ドラマの取組にとっても興味を持つと、視察に行きたいというふうに、ぜひ企画したいというふうにもおっしゃられておられました。

四万十ドラマさんの戦略として、みどりの食料システム戦略として環境省と連携して、今、進めていると。国・県、市町村、生産者、消費者と連携しているすばらしい取組だなと思っております。先ほど町長もおっしゃられたように、四万十ドラマの事例等、参考にするということですが、先ほど小布施町だけでこれをやっていくのではないと答弁いただきましたが、もちろんそうだと思います。

国・県、市町村とそして消費者、生産者と話すということが必要だと思っておりますが、県が出した案に対して、小布施町としてはこれからどうするのかということの議論を、そういう方針もやはり進めていく必要があると思います。それについて今後の考えをお聞きいたします。

あと、給食についてです。

地元の野菜を多用しているということで、やはりそういうことが生産者と消費者というところの連携ということにもつながるのだと思います。今、使っている有機野菜はタマネギ、ニンジンということです。まだ増やせるのじゃないかなというところと今、ウクライナ情勢や円高で、ほぼ輸入に頼っている小麦価格が非常に高騰しているというところがあります。

給食へのお米の対応ということも考えられるのじゃないかと。そして有機米を全部、小布施町の給食に使えるということは、小布施町の可能性としては非常にあることだと思います。今、千葉のいすみ市とそういうことを進めているところは非常に全国的にも注目を浴びているのですが、そういうことができないかというところについてお伺いいたします。

あと、子供たちの成長の場についてです。

今の子供たち、本当に多様な子供たちに対して、やはり居場所の多様性があって、子供たちが非常に学校もいい、家庭もいい、でももう一つ、ここの居場所がある、もう一つ、AB教室とかも多様な展開をしていると、子供たちも選べるという、その環境が今、とても必要だと思っております。

子育てグループ、民間と教育委員会、学校、それで社協ともつながって……

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員に申し上げます。

前回の質問に対しての検討について、その対応についてお聞きしているはずなんですけれども、何か新しい質問になっているような気がしますので、要点をまとめて質問してください。

○4番（竹内淳子君） では、今、子育て支援グループの活動を見学したり、個別に話を聞かせていただいているというふうなご答弁をいただきましたが、それについては昨年、健やかサポート事業というものが小布施町にできました。子育てグループと社協と教育委員会と健康福祉課との連携で、非課税世帯の学習支援のサポートというのができました。

今後もこの個別の話を聞いていただいていることの延長として、ぜひともとみんなで一緒になってそのことを話し合うという場をつくっていただきたいと思いますと思っておりますが、それについてのお考えはいかがでしょうか。

あと、放課後児童クラブについてです。

中長期的に見て、民間への委託ということもありましたが、今、場所の問題がとてもあると思っておりますが、グラウンドだけでは狭い、この場所についてはどのようにお考えか伺います。

以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） それでは、私のほうから1点目のご質問ですが、除草剤の係をお答えをします。

今、ご質問の中で、そういった海外の幾つかの事例の中で、禁止もしくは使用をしていないというような国、地域がある中で、なぜ予防原則に従っていないのかというようなご質問だったと思いますが、大前提として、現状において国による科学的な判断の下で承認を受けている除草剤であるということがあります。

議員おっしゃるとおり、予防原則、もし心配なものがあれば予防として使わないということとはあり得るとは思いますけれども、それをどんどん拡大解釈していきますと、例えば町がやっている事業、予防接種も含めていろいろなものができないということになってしまいますので、やはり私たちとしては一定程度、こういった国の基準というものをしっかりと科学的な基準の下で許認可をもらっているものというもの、市販に広く使われているもの、すぐに手に入るものというものを予防原則の下で使わないという選択肢というのは、一般的にはあまりないというふうに認識をしております。

その上で、プラスアルファの判断として、例えばより環境に優しいものであったりとかそういうことも踏まえた判断というものをどうしていくのかというのが今後の検討事項かなというふうに思っておりますので、例えば手に入りやすさであるとか、それは金額的に、実質上、それは住民の皆さんに説明可能な金額なのかとか、もしくは1つの側面から非常に環境に優しいというふうにいわれるけれども、実際使ってみれば、ほかの側面がもしかしたらあるかもしれないという、そういったこともあるかと思っておりますので、様々、総合的なものを判断した上で検討していかなければいけないことだというふうに思っています。よろしくお願いたします。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） みどりの戦略の関係で、今後、町はどういうふうに動いていくかということなんですが、これまでも農家の皆さん、30年ぐらい前ですと、リンゴ畑が除草剤で真っ赤な状況というのが見られたかと思うんですが、最近はどういうのがほとんどなくて、農家もやっぱり省力化の中で、木の周りですとか支柱の周りというふうに最低限の努力をしている動きが、もう農家も当然理解した中で動いていると思っております。

それから、当然、防除歴にも除草剤を使った記入欄がありますので、今、生産者はもうそういう動きをしなきゃいけないというふうに十分理解した中で、少しずつ動いてきている時期、時代というふうになっているかというふうに考えています。

とはいうものの、現状、市場では、やはりまだ見栄えですとか品質の均一化ですとか安定性を求めた商品をどうしても市場流通の中では求められている。また、一方、有機という定義も勉強していかなきゃいけない。

その中で、このみどりの戦略システムの要望に応える中では、やっぱり消費者側にもPRし、勉強していただいて、コスト的に、価格的にも多少高くてもという理解も必要ですし、栽培する生産者側にも、手はかかるけれども、この部分はプラスだよねというようなメリット、デメリット、双方が理解し合うことが一番大事だと思います。

その動きはこの小さな町が1つで動くのではなくて、国・県が一緒になって動いていくと。その中で小布施町、例えばリンゴ、ブドウ、桃、栗、梨、この部分については町でも生産者と勉強会や町民の皆さんと講習会などを開いていって、地域全体が、もっと言うと県全体が、日本全体がそういう動きになっていくようにすべきかというふうに思っています。

ですので、今後は当然、県の動き、それから県の動きと町の農家の皆さんとの声の間の中で、そういう勉強の場、講習の場を求めていく必要があるというふうには考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） 私のほうは、給食で有機米を利用できないかという点についてお答えします。

先ほど、次長が各学校で食育に関する事業はこのような点を行って行っていますということの説明をさせていただきましたけれども、私たち、その事業に関わる指導者としては6つの視点を大事にして、食育の事業をしていこうというふうにいわれているんですね。

1つは食事の重要性です。それは幼稚園、保育園ではとても大事なことで、食べることで楽しいんだなという、そういうことを子供たちにつけていきたいねという、そんなようなそれぞれの6つの視点があります。

竹内議員が言われたことは、その1つの中の食品を選択する力として、正しい知識、情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身につけるためにも、やはり安全面という点プラスそういう選択する能力をつけるためにも、有機米の利用というのは非常に大事なんじゃないかなというふうに、そういうご意見なのかなと思って聞かせていただいたんですけれども、有機米を活用することによってかなりの財源が必要になってくるのではないかと思います。

ですので、給食センターあるいは栄養教諭とも相談して、学期に1回、これが町で作られ

た有機米を使ったご飯ですよというような、そういうご飯を提供して、その際に放送で、このような願いを持って取り組んでいるんですよとか、給食だよりの中でそれを説明して、子供たちに知識として知らせていくというところからであれば、始めていけるのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、竹内議員の子育て活動グループとの話合いの場を広げていってほしいという再質問でございます。

先日開催されました県民対話集会においても、子育て活動グループの代表の方が出席をしておられ、それぞれの団体の活動を連携できたらいいなということを望んでおられました。そんなこともございますので、今後、支援グループの皆さんと、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、取組や課題をまず共有するところから始めさせていただければと考えております。

あと、児童クラブの件でございますけれども、今、小布施町の児童クラブについては小学校の空き教室を利用させていただいておりますので、子供たちが放課後、すぐ活動場所に移動できるという点では物すごくよい立地条件にはなっていると思います。

ただ、年々、登録者数も増えてきておりますので、増えた子供たちに対して、やはりそこに関わる職員の数というのがこれから物すごく確保が大切になってくる部分があるかと思っております。

ですから、まず、その体制づくりという部分は引き続き行う中で、先ほども答弁させていただきましたが、中長期的には民間の委託というのものもある程度、検討をする必要があるのかなというところを今、思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 1点質問させていただきます。

環境に配慮した農業の推進についてです。

おっしゃるとおりに本当に町だけでできることではない。消費者についてもいろいろ、高くてもいいですよとか大きくななくても大丈夫ですよとか、そういうことについての理解ということを進めていくというのは、やはり国・県、全てが同時にやっていくということだとは思っています。

そのことについても、今、県から案も出ているし、小布施町としてはどういうふうにしていくのかということについても、独自で考えるということについてはまた全庁で考えていかなきゃいけないことではないかなと思います。勉強会等もこれからしていくということですが、来年度、どう考えておられるのでしょうか。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 今のご質問ですが、私どもとすると、町がこうしてくださいというような方向性ではなくて、生産者の皆さんがこういう経営をしていく、こういう経営をしていきたいが、町は協力してもらえることがあるか、できるか、そんなような視点でいきたい。行政が農業経営に対して左に行け、右に行けという指図をするのではなくて、生産者と共に考えていくという立場を取りたいというふうに考えています。

ですので、あくまでも経営は農家です。そこに我々がいかに支援できるか、どうお手伝いできるかという立ち位置で物事は進めていくべきというふうに考えております。当然、勉強会も、私どもが生産者の皆さんと話し合った中で、こういうものが必要だね、この部分は町が背負えるね、ここはJAの背負い方だよ、ここは農業支援センターの立ち位置だよ、その場の強みをみんなで確認し合っていくべきというふうに考えています。

以上です。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 町が主導ではないということによく分かりました。ただ、みどりの食料戦略という案が出てまいります。そのことについては生産者の方々に周知していくということになるのでしょうか。これについて進めていくということで各市町村に案が出されたということですので、お伺いします。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 当然、そういう動きになると思いますが、長野県の場合、作物が地域によって全て違いますので、県が策定された、例えば先ほどの農薬の問題、肥料の問題、一律これでいけというふうに県から出て、農家のほうにご覧のとおり戦略の計画が流れたとしても、恐らく農家の皆さんはそれを読んでもそのままスルーになってしまうような感じになるのではないかと。もうちょっと県とも話して、果樹地帯、ジャブドウだったら、リンゴだったらというふうに地域に応じた戦略に少しそしゃくした見やすい戦略にしていかなきゃいけないんじゃないかという意見は出させていただきました。今後、そこも含めて、県と協議した中で進めていくべきと考えています。

○議長（小林一広君） 以上で竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（小林一広君） 続いて、1番、寺島弘樹議員。

〔1番 寺島弘樹君登壇〕

○1番（寺島弘樹君） それでは、私のほうから一般質問をさせていただきたいと思います。

今回、住民の声、これを十分に生かした予算づくりをということで、お願いをいたします。

既に来年度といえますか、当初予算に関連して福島議員、それから中村雅代議員等々の発言もありましたが、桜井町政もここに3回目の予算編成となったわけですね。民間経営者としての実績及び町長としてのご経験を踏まえながら、それぞれ新年度の町政に向けたかじ取り、そういった取組を行っていただいていると承知をしております。

事業予算の構築であったり、要望、それから各課長査定であったり、副町長査定であったりとかいうような段階を経ながら、町長を含む職員が一般住民からの要望だったりとかそういった住民視点から傾聴といえますか、耳を傾けた、そんな点からの新年度の独自の予算、そういったことについて改めてお聞きしたいと思います。

町長もご承知のとおり、先週3月4日夕刻より、北斎ホール隣で長野県の阿部知事と一緒に県民対話集会、これが行われました。当然、桜井町長も出席をされておったわけですが、阿部知事というのは就任当初から県民起点の県政ということで、当日、41市町村ですか、県民対話をということで各所を回っていると、そんな説明というか、お話がありました。

当日は5グループですか、まちづくりを主体とした実践的な活動を行っているグループからの活動報告というか、そんな運営の報告があったり、そして知事との会長を主体としてやり取りといえますか、対話形式で進んでおりました。

私もLINEから知って申込み、参加をいたしましたわけですが、こういった県民起点からの趣旨に関して私も知事に対して発言をさせていただいたんですが、今回、一般質問の通告に関連いたしまして、こういった県民参加型予算、改めてやっぱり知事の熱い思いといえますか、これは私の思いだけではありますけれども、そういったものをうかがい知ることができたということで、改めて参加してよかったなと思います。

そのときにやはり今回、50名ということですか、そういった枠がありましたけれども、住

民の皆さんがどうお感じになられたのか、その辺はまた聞く機会があれば、聞いていきたいかなと思っております。

そこで今回、改めて小布施町というか、伺いたいと思いますが、県民参加型予算について、こういった手法、町の見解だとか評価についてどうお考えになったのか、まずお聞きをしたいと思います。

次に、新たな発想や視点、これも住民から取り入れていく事業、こういったものにおいては創意工夫、これは従来にも増して一層求められているという形で考えているわけですが、当初予算の概要の中では、可能な限り、一般財源の削減を目指しますと、こういう形で明確にうたってあるわけですね。

あえてといいますか、私のほうからは、町単独事業としても予算というのは非常に積極的に考えるべきじゃないかなと考えています。特に一般財源によるこういった独自事業、施策、そういったことを展開することによって、今、ウィズコロナ、ポストコロナといわれている中であって、補正予算もこれから来年度も含めて、縮小していくと私は思っているんですが、そういった中であって知事としてもぜひ喫緊の……国においてはこども家庭庁の設置等々、そういったものがあって、今、国会においても少子化対策関連等、いろいろかまびしくいろいろ論議が交わされておりますけれども、町としても喫緊であって、なおかつ一時的ではない中長期的な課題だという形で認識しておりますし、少子に伴う高齢化対策、そういった社会保障関連ですよね。そういった歳出、支出、そういったものも取り組んでいかなきゃいけないわけです。

財政の健全性、これは当然、維持するのは当たり前ではありますが、そういった一般財源を使いながら、町独自としての施策に結びつけていくことが非常に大事ではないかと私は考えております。そこで、一般財源を活用した新年度独自の事業としての予算の反映状況について改めて伺いたいと思います。

それから3つ目としては、この一般財源事業に関わる廃止、これは昨年も私、同様の質問をさせていただいたんですが、スクラップ・アンド・ビルドということで、副町長はビルドはともかくとして、非常にスクラップは難しいというようなご答弁をいただいた記憶があるんですが、特に廃止予定事業あるいは見直し事業についても併せて伺いたいと思います。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 寺島議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番目、長野県が本年度から実施している県民参加型予算についてということであり
ます。

先日、私も阿部さんの対話集会出させていただきました。それからまた、この参加型の予
算のことも資料で見させてもらいました。また、県民の声を聞いていくというのは本当にす
ばらしい姿勢だなというふうに思っておりますが、ただ、この県の予算の編成の手法につ
きましては、町としては見解や評価を行うという立場ではございませんけれども、本当に様
々な工夫によりまして、住民の皆様のご意見、ご要望をお聞きし、適切に予算や事業に反映
させていくということは地方自治体の基本でありまして、大変重要な視点と考えております。

市町村の場合ですと、基礎自治体としてより住民に近い立場にあり、日頃から町民の皆
さんと接する機会やご要望をお聞きする機会は多いと考えております。小布施町は特にとも
小さな町ですので、非常に町民との距離は近いのではないかと思います。

9月会議の寺島議員からの住民参加型、合意形成、プラットフォームの運用方法の実施に
関するご質問のときにもお答えしましたが、小布施町では日常の業務や町政懇談会、各種審
議会、懇話会、また、イベント、行事などを通じて広く町民の皆様の声をお聞きしており
まして、また、それを予算や事業に適切かつ効果的に反映できるように努めているところ
であります。

一般財源を活用しました新年度独自事業としてのご質問にお答えをいたします。

一般財源を活用しました新年度独自事業としまして、予算反映状況ですが、一般財源だけ
じゃなくて、ふるさと応援寄附金を充当している事業もありますけれども、特殊詐欺対策サ
ービス、電話機の設置費用の補助ですとか防犯指導員のジャンパーとか、それから総合体育
館のトイレの改修工事等については、これは町民の皆さんの声をお聞きしまして、新たに予
算化をしたものでございます。

また、これは新たに予算化したものではありませんけれども、地域からの要望のありまし
た水路の新設改良、道路補修修繕工事等の実施、がん検診の受診希望者から多くいただい
ておりました乳房超音波検診の対象年齢の拡大、審議会の答申を受けての議員報酬や非常勤特
別職報酬の改定など、予算に反映し、拡大した事業もございます。

3つ目の一般財源に関わる廃止予定事業、見直し事業のご質問であります。昨年の9月、
新年度予算編成に向けた事務事業の見直しについて検討していくため、各所管課から検討項
目を提出させ、予算額に対して決算額が少ない事業、また、昨年の予算査定時に指摘した事

業など、財政係が検討を指示したものを含め、49の事務事業が挙げられました。

10月に理事者と管理職により事務事業見直し会議を開催するとともに、庁内グループによる職員に共有し、予算編成に向けて各係を中心に議論を進めたところであります。当然、中には関係者や関係機関と調整が必要なものもあり、すぐには廃止や見直し等、できない事業も多く、予算査定においても各課内検討の状況も聞きながら、予算編成を進めてまいりました。

来年度において見直した事業の一例を挙げますと、まちづくり補助金について生け垣設置の補助から植栽への補助に見直したほか、宿日直業務の委託拡大、セキュリティー効果のための庁舎内の防犯カメラの設置等があります。なお、廃止予定事業はございません。

繰り返しになりますが、新たな事業化や予算化あるいは事務事業の見直しなどには、引き続き広く町民の皆様の声をお聞きし、適切かつ効果的に予算や事業に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） 再質問をお願いいたします。

今、町長のほうから答弁いただいた中で、3月4日の県民との対話集会の中で知事がよく言う言葉も私、覚えてはいるんですが、局長が司会進行していたんですが、あの中で四字熟語というか、4つの単語の中で、「唯々諾々」ということはよく知事が言う言葉ですね。

例えば、県の元気づくり支援金もございしますが、あの中でも県は市町村とともに検討して、今、元気づくり支援金もいろいろマンネリとかという形で批判もあるようですけれども、県も市町村とともに一緒にやっぱり考えていきたいと。阿部知事も唯々諾々と自分が、知事が言ったことだからそれに従うということではなく、やはり評価だったり意見であったり、そういうものを待っている姿勢の方ではないかなと私は思っているんですね。

ですので、手法であったり見解という形で私、一般質問で申し上げましたけれども、桜井町長もぜひ、あの場で言えとは申しませんが、これからのスタンスとすればいろいろと、例えば私が個人的に思うのは、今回の県民参加型予算については非常に事業規模が小さいと、たしか1,000万円以下だったですよ。

私の先輩では原さんもこういう形で提案をして、今回、採用、採択をされたわけですがけれども、なかなか事業規模が小さい。それをいかに今度は大規模に、大きな事業にしていくとか、あるいはまだまだごく少数の限られた人だけの提案であったり、そういうようなもの

をいかに広げていくかというようなことは知事が考えなさいというような形で、こんなスタンスがあってもいいのかなと思います。ちょっと脱線しましたが。

それで、次に2番目ですが、今、すぐには廃止や見直しをすることができないという町長からのお言葉があったんですが、これは昨年も副町長からもそんな形でいただいたんですが、それにあわせて、私は今年のここの場の中で、事業レビューというか、事業掌握といいますか、そんな話もさせていただきました。今すぐにはできないという回答でしたけれども、いつやっていたらいいのか。

先ほど、渡辺建次議員のナッジの理論じゃないんですが、やっぱり膝をつつくというか、背中を押すというか、そういうような形の中で、例えば住民だったりとかいうような形の背中を押してもらった形の中で、住民の声であったりとかあるいはまちづくり委員会も、組織とすれば今、ちょっとマンネリなんていう話も当時出てはいましたけれども、そういった声を聞きながら、やっぱりある意味、枝を切って、枝の下でやっていたらいいことも必要じゃないかなと思っています。

今回、当初予算の概要、説明会をお聞きしましたが、ここから私が本番なんですけれども、個人町民税が10.8%、それから法人町民税が22.1%、ふるさと応援寄附金、これが25.0%というような形で、歳入に関して対前年度、非常に上回っているわけですね。これが堅実な伸びというのを当初予算に反映していきながら、これから町として当初予算を編成したということでもあります。

ただ、やはり一般財源、私、ちょっとこだわるんですが、町単、町の単独事業として子育て支援だったりとか先ほど申しあげました高齢者関連対策であったり、生活環境、この時期にもありましたよね。物価高騰とかいう話も一般質問の中でありましたが、そういった生活環境に対する支援に対する独自策、そういったものをぜひ積極的に打ち出していくべきじゃないかと。

先ほども申しあげましたが、コロナ対策関連というような形の中で、多分、補正を含めた年間の事業費というのはかなり下回ってくるんじゃないかなと私は想定しています。こういった町税の伸びとの抱き合わせの中で、私はやっぱり柔軟性に欠けた消極的な予算だったのではないかなとこの令和5年度の、来年度の当初予算ですね。

私も予算編成については重々承知をしているつもりではありますけれども、非常にタイトな状況の中で、ぜひこういった組替え予算とかそういったようなことが可能なかどうか、改めてその辺を伺いたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） ご指摘ありがとうございます。

一般財源の伸びにつきましては、令和4年の動向を見まして打ち出したものでございますけれども、また、その予算を生活環境の改善にというご指摘、本当にありがとうございます。小布施町の今の状況を見ながら組み立てた予算でございますけれども、議員のご指摘、重々、意識しながら業務に当たらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） では、ぜひその辺を肝に銘じたというような、ちょっと上から目線的な言葉で大変恐縮なんですけど、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次、2番目ですが、これも一方的な上から目線的な態度で大変恐縮とは思いましたが、自治体の職員としてやっぱり行政デジタル面のこういった能力を磨き、進化しませんかというような形でタイトルをつけさせていただきました。

これは私も含めて、議会もそうなんですけど、やはりこういったことについてふだんの能力というか、それを磨いていかなきゃいけないのかなと思いつつ、今回、あえて理事者側に投げさせていただきました。

ご存じのとおり、2025年度までにクラウド化に移行すると。例えばこれは税であったり、年金体系だったり、そういった関連業務がそのような形で今、国のほうで準備をされているということです。

いわゆるベンダーロックインというような形で代表されるような業者が非常に固定をされてしまう、囲い込みをしてしまうと、そういったご当地仕様というんですか、特定のシステム、小布施町の中では重々ご承知かと思いますが、そういったものを避けなさいとか、そういったシステムの関連費用もこれから統一化というような形の中でいきますと。それに当たっては広域だとかそういうような形の中でまた動いていくんだろうかなと思っております。

そこで、小布施町ではこういった行政のデジタル化に向けた取組、特にやっぱりシステム関連、これの業務については民間からといいますか、分かりますが、人材派遣による外部任せのデジタル業務と言ってしまえますが、やはり町職員としての公務に附随する必要のスキルであったり、新しいスキル、これに対応できない環境とか状況がまま発生しているのではないだろうかちょっと感じております。

例えば今回の令和5年度あるいは昨年度の令和4年度もそうですが、新年度の当初予算を組むに当たってあるいは補正予算を組むに当たって、システム関連の修正作業、こういった

ものをまずはじめとして、システム関連に伴う見積書の作成ですよね。多分、それさえもなかなか難しいというような実態が自治体職員であるここ小布施町の職員もあるのではないかなど。見積りを取るための見積りを業者をお願いをしてしまうみたいなの。

予算編成上、必要なそういった見積りの概要書であったりとかそういったものが全てお任せであったりとか、あるいはこれもよく言われることですがけれども、こういったシステム管理については委託業務が一旦、例えば指名あり、一般競争であり、落札をしてしまうとなかなか業者自体の変更がきかないというような、1者随契になってしまうというようなことで、これは先般、契約全般に関して指名競争入札の弊害については私が質問させていただきました。

今回、遅ればせながら、通告の中では申し上げなかったんですが、皆さんのほうからいただいた予算要望書に対する回答の中でも、工事請負に伴う発注方法、これは一般競争入札の取入れなど、公正な業者選定を図りたい。これに対する回答なんですが、指名競争入札を主に行っており、その際にはできる限り多くの業者を選定しとあります。これってなかなか難しいと思うんですよね。おおむね1契約に対する指名競争入札、指名競争、選定証書、これを10も20もというような形では実際、物理的にはあり得ないので、やはり私は……

○議長（小林一広君） 寺島議員に申し上げます。

通告に基づいた質問をお願いいたします。

○1番（寺島弘樹君） ということで、一般競争入札の選定をちょっと改めてこの場でも指摘をさせていただきます。

そして今回、行政のデジタル化を進めていく上で、こういったベンダーロックイン、これの弊害はないのか。過去の入札業者がその後、システムの変更を含め、独自システムのため、継続運用せざるを得ないなど、お任せ仕様でよいのかというような点について指摘をさせていただきます。

今後の自治体のシステム仕様における統一化傾向、これと相まって長野県においても各広域でシステム関連のデジタル人材の派遣を検討しているとお聞きしています。行政のデジタル化は既存業務の進め方を根本から見直す契機もしくは行政改革の一環ともなり得る。そういった側面があるんじゃないかと私は考えております。行政職員として新たなデジタルスキルへの対応について積極的な対応を望むところですが、ご所見を伺います。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、今のご質問に対しての答弁をさせていただきます。

議員からご指摘がありましたとおり、昨今、マイナンバーカードの取得促進やそれによる情報連携の強化、また、オンラインで実施できる各種手続の拡大等、行政事務の効率化や標準化、住民の皆さんの利便性を向上していくために、今後、職員のデジタルスキルの向上や人材の確保は重要な課題であるというふうに認識しております。

町では、このような状況を踏まえまして、平成31年度より株式会社電算と協定を締結し、町のデジタル化やDX推進に関わる業務に取り組む職員の出向をお願いしております。出向職員には出向元である株式会社電算のシステムのみならず、幅広い視点から真に町の業務効率化や住民のサービス向上に係る取組を検討いただいて、大変貢献をいただいているというふうに理解をしております。

行政内部における取組はもちろん、住民向けの取組としてこの間、新たなる町の公式LINEを導入させていただいて、継続的に公式LINEも様々な機能を拡充させていただいておるなど、町のデジタル化推進、住民サービスの向上の一翼を担っていただいているとともに、町職員の知識やスキルの向上に様々なご質問にお答えいただくなどして、貢献をいただいているという状況です。

これ以外に、令和4年度から、今年度からになります。まさに先ほど議員からもご指摘があったベンダーロックインの問題等を改善していくために、現在、県で取り組んでいる自治体のシステム標準化業務の中核を担っている長野県自治振興組合に職員1人を2年間の期限では県をしております。情報政策分野における幅広い経験やスキル獲得を図るとともに、派遣職員と定期的に情報交換の場を持ちながら、自治体のシステム標準化に向けた最前線の情報提供を受けているところでございます。

このほか、専門職採用ではないものの、大学でデジタルや技術分野を先行し、こういったデジタル分野における一定程度の知見を持っている職員を積極的に採用しておるとともに、情報政策を担当する職員の中には、自ら情報システムに関わる資格の取得に取り組む者もおりまして、デジタル化に係る人材確保や育成については町で取り組んでいるもの、また個人で取り組んでいるものを含めて一定程度進んできていると認識をしております。

ただ、今後の課題としましては、こういったデジタル分野の知識やスキルを、現在は情報政策の担当の職員がかなり頑張っているという状況ではありますけれども、そういった担当以外の業務を一般的な業務を担う職員に広げていき、業務の効率化や住民サービスの向上に結びつけていくことだというふうに考えております。

今年度より副町長を本部長、企画財政課を事務局として、行政DX推進本部を役場の内部、庁内に立ち上げまして、特に情報システムの標準化に関わる業務担当者と定期的な情報共有を図り始めているということで、例えば窓口担当でシステムを担当している職員であるとか、様々各課の担当業務を担っている職員も関わってもらいながら、本部で議論を進めているところになります。次年度はこの動きをさらに推進していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） 1点、再質問をお願いいたします。

今、総務課長から回答いただいた中で、今後の課題はとして、デジタル分野の知識、スキル、情報政策担当以外の業務を行う職員に広げていきというようなことで、本当に課題については私も共感できる課題なのかなと承知をしております。

実態というか、私もここしばらく経験をさせていただく中で、やはり補正にしても当初予算についてもなんですが、間違っていたら大変恐縮なんですが、例えばホームページの修正についても、これは委託に出しているというような事案があったかと記憶をしています。

なので、できれば、やはり全職員、今、コロナ禍をきっかけとして全国の自治体でもオンライン受講をしている自治体もあろうかと思えます。なので、やっぱりこういったデジタルスキルを磨くためのデジタル受講を全員が勉強していくとか、若い人のみではなく、若いからおまえてできるだろうみたいな、そんな傾向になるのではなくて、全職員が基本的な、プログラミングとは言いませんが、オンライン受講できるような、総員がデジタル面の受講機会、そんなことも日々の業務の中に入れていただくとよろしいのではないかと思います。

これはどう感じていらっしゃるのか、私が感じたことですから、これはあえて指摘をさせていただきますが、システム関連、先ほどのホームページも含めて、システム関連も含めて、非常に委託件数、こういった物件費が非常に多いのではないかなというような形で感じています。

その辺の評価も含めて、今、来年度は徐々にデジタルスキルを磨いていくというようなことではあるんですが、その辺の委託の削減につながっていくのか、それについてのニュアンスをお聞かせいただいてよろしいですか。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） すみません。私がお答えできる範囲の中での回答とさせていただきますが、デジタル分野の関係の研修であったり講習というのは、この3月、4

月にも予定をしていたりもしますし、できる限り、一般的な研修も含めて、取組を進めていきたいというふうに思っておりますが、先ほどからの質問も含めて全体的なところに対してにはなりますけれども、私たちも今、非常に厳しい体制の中で取組を進めているというのは議員の皆さんにもご認識をいただいていると思いますが、その中で業務改善であったりとか事務事業の見直しというものを一丁目一番地として進めているという中で、当然、職員体制を増やすということも必要でもありますし、人材育成も必要なんです、やはり優先順位をつけて取り組んでいかないと全てを取り組むことは非常に難しいというふうに思っております。

そういった中で2つ目の質問の委託という部分にも関わってきますけれども、委託が決して悪いことであるというふうには私たち、全く思っておりませんで、やはり必要なスキルを持った事業者に必要な対価をお願いをしていくということは、1つの事務事業の在り方としてあるべき姿だというふうに思っております。

それがどれぐらいが多くて、どれぐらいが少ないかといわれると非常に困るわけですが、体制を考えていく中で業務委託、事務委託をしていくということも含めて、必要なものは減っていくということが一番重要であるというふうに認識をしております。

ただ、その過程の中で、何でもかんでも全部丸投げをするということではなくて、やはり町職員として一定の認識、スキル、知識を持った上で、一定程度のマネジメントができる状況を担保しなければならないというのはおっしゃるとおりだというふうに思いますので、すぐにとということではなくて、長い目線を持ってそういった職員の育成というものは優先順位をつけて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小林一広君） 以上で寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（小林一広君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。
書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（小林一広君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時06分

令和5年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第3号)

令和5年3月10日(金)午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小西和実君	8番	関悦子君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
住民税務課長 補佐	原茂君	健康福祉課長	永井芳夫君

産業振興課長	富岡 広記 君	産業振興課長 補佐	宮崎 貴司 君
建設水道課長 補佐	芋川 享正 君	教育次長	藤沢 憲一 君
監査委員	持田 宏 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木 利一	書記	柘津 貴子
--------	-------	----	-------

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

これより直ちに日程に入ります。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項を申し上げます。

建設水道課長、林 信廣君が都合により欠席する届出がありましたので、ご報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 小 淵 晃 君

○議長（小林一広君） 最初に、10番、小淵 晃議員。

〔10番 小淵 晃君登壇〕

○10番（小淵 晃君） 職員が活躍できる役場の職場環境を築き上げるためにという演題で、一般質問をさせていただきます。

昨年4月27日に発刊された「週間文春」に我が町の記事が掲載されました。そこで、私たち議会では、職場環境等調査特別委員会を議会内に設置し、中村雅代委員長を中心に、全役場職員を対象にしてのアンケート調査を実施いたしました。アンケートに記された職員の思いは切実で、一日でも早く改善が必要であると痛感いたしております。

職員が、今の仕事が町民の皆様のためになっていることを実感でき、生き生きと活躍できる役場の職場環境を築き上げるために、私の限られた小さな知識ではありますが、提案を申し上げます。

第1項目としまして、町では職員の働きやすい職場環境に向け、逐次改善をされてこられていることと存じますが、どんな改善をされているかを具体的に説明をいただきたいと思えます。また、現在は着手されていないが、将来に向けて取り組もうとしておられる事項をご説明ください。

2つ目としまして、人事異動は職員にとって特に関心が高いことです。

私の40年間の農水省の勤務の経験の中では、異動先の業務量や内容より上司は誰か、部下に誰がいるかによって、喜怒哀楽を表明するものが多かったことを思い出します。業務は頑張れば何とかなるが、上司、部下は任期中は我慢するしかなく、これが勤め人の宿命だと諦めていました。

よって、職場環境は人間関係が大きな存在です。ですから、人事担当者は異動対象者の過去の職務経験等の把握は当然、異動先の上司、部下の関係等も考慮し総合勘案の上、内示をされておられると考えますが、それでも半分以上の人が不満に感じるのが人事異動であります。

このような機微に触れる人事異動の事務を所管するのは総務課です。現在の総務課は、多岐にわたる業務を抱えており、業務量の多い部門です。総定員数が増えた今、人事担当の係のポストを新設され、より職員の希望に添える人事異動が発令されることを望み提案をいたします。

また、最近では町民の皆さんから、様々な要望やご意見が町に届いていると聞いております。

町民の立場に立てば、困ったことは町にお願いすれば何とかなる。あるいは、高齢者にとっては、役場はセーフティーネット代わりになっており、つつい強い言葉になったり、愚痴を聞いていただく場にもなりがちです。

だが、相手をする職員は無理な話であっても、むげに対応することもできず、その対応に時間を費やしていると本来の業務ができなくなり、最後は超過勤務をすることになってしまいます。職員が本来の業務に専念することができるようにするために、町に来る要望や苦情の電話等を専門に対応する窓口として、仮称、町民相談係のようなものを新設されてはいかがかと併せて提案いたします。

3点目であります。小布施町の職員に採用されれば、県に派遣されるおおむね2年ですが、その者以外の方は、退職されるまでの約40年間は、同じこの庁舎の中で勤務をされます。

よって、好むと好まざるかに関係なく、井の中のカワズで終わってしまう可能性があり、その状態では、刺激がなく活力に欠けたまま業務をして、退職してしまうことになりかねないのであります。このことは理事者や職員の責任でなく、町の規模が小さいということであり、これはやむを得ないこととは存じます。

しかし、キャリアアップをするために二、三年間は、庁舎の外での世間を知り、新たな思考を持って職員に成長をしていただきたい、そんなシステムを考えてはどうかと思うのであります。

一例としては、現在県庁に行っておられるほかに、広域連合関係、あるいは須高3市町村や中高5市町村との人事交流をするということによって、よい経験をしていただきたいと思いますが、いかがかと思います。このことは、相手のあることですので、機会を見て他町村等ともお話し合いをしていただければと思い、ここに提案をいたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

〔副町長 新井隆司君登壇〕

○副町長（新井隆司君） 職員が活躍できる職場環境を築くためにということで、小淵 晃議員のご質問にお答えいたします。

町民の皆様が、幸せにそして安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、住民サービスを提供し、町民の皆様を支援する町役場職員自身がやりがいを持って仕事に取り組めるよう働きやすい職場環境をつくっていくことが、肝要かと考えております。

町では、平成の大合併の際の自立宣言以降、財政健全化に向けて職員数を抑制してまいり

ました。一方、昨今は台風災害等の緊急対応が頻発化するとともに、行政ニーズの多様化、複雑化やそれに伴う各種制度、事業の新設等により、職員が担う行政事務は増大の一途をたどっており、この3年間で発生した事案と決して無関係ではないと考えております。このような認識の下、町では職場環境改善に向けた取組を進めてきております。

最初に、職員の体制強化です。

ここ数年、特に積極的に職員採用行っており、平成27年度当初、29人だった職員数は、今年度当初には114人まで増加し、令和5年度当初にはさらに13人の新規採用職員を予定するなど、早急な体制強化に取り組んできています。

なかなか難しいところではありますが、特に土木職、保健師、保育士などの専門職の採用は強化していきたいと考えております。

次に、宿日直業務の負担軽減です。平日の業務時間外や土日祝日には職員が宿日直業務を担っており、令和元年度までは、宿直業務後も引き続き通常業務に従事しなければならないなど、職員にとっては負担の大きいものでした。

このため令和2年度からは、土日祝日の宿日直業務について、宿日直者2人のうち1人をシルバー人材センターに委託して、職員の担当回数削減に取り組むとともに、宿直明けの日の半日の特別休暇を取得できる制度を導入してきたところです。令和5年度には、さらなる負担軽減を図るため、宿日直業務の外部委託時間の拡大に係る関係予算を当初予算案に計上させていただいたところです。

職員体制や、宿日直業務以外に今後の課題として、硬直した人事の改善、引継ぎ体制の確保、業務マネジメント体制の確保、コミュニケーションの活性化、所属内での業務の共有、人材育成などに取り組んでいく必要があると考えております。

人事引継ぎ体制に関しましては、厳しい職員体制の中では、定期的な人事異動を実施することが難しく、特に専門性が高い業務については、長期にわたって同じ職員が担当する状況が続いてきております。

このような人事の硬直化は、職員の資質向上や複数職員による業務の共有化、組織におけるノウハウの蓄積を阻害する要因となっております。町ではこのような課題に対し、令和3年度より、組織編成と人事異動に係る実施方針を策定し職員に示した上で、一般事務職については、3年または4年での人事異動を原則とするとともに、職員が多様な業務経験をできることや他職員への引継ぎを前提としたマニュアルの整備推進に向け、取り組みを始めているところです。

業務マニュアルの整備につきましては、定期的な人事異動を可能とする上での必要条件であり、現時点では十分に組み立てていないため、来年度からは重点的かつ計画的に取り組んでいきたいと考えております。

業務マネジメントにつきましては、人材育成、組織風土改革に係る外部専門家の支援もいただきながら、定期的に研修会を開催したり、助言をいただいたりしているほか、人事評価制度の本格導入により、組織目標の達成、管理監督職員による担当職員の業務支援、コミュニケーション機会の喪失などに取り組んでいるところです。

コミュニケーションの活性化につきましては、課、係での定期ミーティングの開催、職員同士の声かけ、理事者と職員による対話の実施に取り組んでいるほか、職員の皆さんも自ら職員組合などの活動を通じ、職員間の交流を促進する事業に取り組んでいただいております。

職員の人材育成につきましては、来年度からは係長以上を対象としたマネジメント研修を充実させるほか、主幹以下の職員の階層別研修を体系的に実施し、人材育成に取り組んでいきたいと考えております。

取組を始めたものもありますが、まだ道半ばなところもございます。職員の皆さんの声も聞きながら、職員や住民の皆さんに職場環境改善の取組の効果が実感いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、総務系の業務と町民相談係の関係のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、人事を担当する総務系の所管業務は、人事をはじめ、給与、自治会、庁舎管理、職員の健康管理、選挙事務など多岐にわたっております。

このため、令和2年度には総務系の所管だった広報広聴及び情報公開等に係る業務を切り離し、広報係を新設するとともに令和4年度には、防災・消防等の危機管理業務を担当する危機管理係を新設したところです。

これら係の新設により、総務係長がマネジメントする業務量は減少したものの、係に所属する職員数が減少したことで、選挙等の季節的な業務、職員が休暇をしたときの融通が難しくなるほか、新設した係については少人数の業務推進を余儀なくされるなど、新たな課題も出てきております。

議員ご提案の人事担当の係を独立して設置することは、新規採用職員が多くなっている現状の職員体制では、難しいと考えておりますけれども、例えば総務係に人事担当の担当係長の配置を検討するなど、可能などころから改善に着手してまいりたいと考えております。

また、ご提案の町民相談係につきましては、ご指摘のとおり職員が町民の皆様から要望等

の対応で、時間が割かれることも少なくありませんが、そういった住民の皆さんから寄せられる声に対応することも、重要な業務の一つであると認識しております。

市町村は、基礎自治体として、最も住民の皆様に近いところで住民サービスを提供しており、担当課や係の職員が直接住民の皆様のお声をお聞きし、改善に向けて迅速かつ的確に対応することも重要かと考えております。

先ほども答弁いたしましたけれども、現在職員体制の強化に取り組んでおり、併せて職員の人材育成に努めることで、ご指摘いただいた課題の解決につなげていきたいと考えております。

最後に、人事交流のご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、基礎自治体の業務について見識を深めるとともに、小布施町行政を客観的な視点から眺める機会をつくることは職員の人材育成や職員の成長、業務改善、また自治体間連携を推進する上でも重要であると考えております。

町としても、職員体制が拡充されつつある中で、次のステップの一つとして近隣市町村との人事交流は、積極的に行っていきたいと考えており、今後、調整協議にしていきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） ただいま副町長より答弁をいただき、私が言わんとすることをおおむねご理解いただいているなどと思い、感謝をしているところであります。

ただ、答弁の中身については非常に総花的というんか、非常に美辞麗句ときれいに整っていますが、何か心が籠もっていない場所が何か所かあります。その辺について伺いたします。

まず、職員の皆さんも自ら職員組合などの活動を通じ、職員間の交流を促進する事業に取り組んでいただいているという、この文言であります。これはそのとおりだとは思いますが、具体的に町の職員組合の皆さんの活動の中で、職員間の交流はされてはいても、そんなに濃厚ではないと思うんです。

当然本来でしたら、労働組合と職員組合の差があると思います。労働組合だったら一定の労働条件の欠けている点を堂々と管理者当局に申し上げて、それで改善をいただけると、職員組合は仲良しサークル的なもので、その声がどうやって上司に伝わって、どうやって改善されるかという点で、非常に弱さがあると思うんです。

本当に、この今の職員組合の皆さんが自ら組合活動を通じて職場間の交流をし、職場環境をよくするためには、もっと積極的に職員組合の例えば、今日4時から5時までは勤務時間の中で職場環境のこういう問題について職員の皆さん話し合ってくださいと、こういう場所を設けてやらない限り、自ら結集されてやっているというような美辞麗句では、何の効能もないと思うんです。

それで、職員組合の上司が入らない組合員だから、つい思い切ったことも言えるし、そういう職場の本当の声をがっちり吸い上げていく組織にしなければ、職員組合の皆さんが自ら云々なんていう美辞麗句に終わってしまうと私は思うんです。

本当に職員の皆さん、小さな声、弱い声を吸い上げるには、吸い上げられる仕掛けをつかってやらなきゃ駄目で、ただ表面上だけ、職員組合がありますからやっているんでしょみたいな、そんな程度で職員の声なき声なんかすくえないと思うので、その辺もし本当にその気持ちがあるのなら、1時間、時間をあげるから、各グループごとに、あるいは年代ごとに職場のことを話し合っただけで提案してくださいと、こういうふうな方法を取るべきだと私は思うんです。

それから、これまたさすが副町長は県庁の高官だけあって、上手な表現をされているんですばらしいと思いました。町民相談係については、ご指摘のとおり、職員が町民要望等の対応で時間を割かれることも少なくはないが、そういった声に対応することも重要な業務の一つであると認識していると。当然です。

担当課や係が直接お声をお聞きし、改善に向けて迅速かつ的確に対応することも重要と考えていますと。これは当然ですよ。だけれども、入ったばかりの若い職員の方が、職員の苦情受けているのに、それは真面目に一生懸命答えたりなんかしていて、そのうち言葉尻をつかまえて何だかんだと、またそこから始まっちゃうんです。それは若い子にとっては、ストレスになってくるんです。例えば私がもしかけたら、本当に私は意地が悪いから、その職員、悲しくなっちゃうと思うんです。

そうじゃなくて、そういうふうに職員がそういう難題に対応して、成長していくことはうんと大事、そのことは否定しないけれども、それに困って悩んじゃうそういう立場の人が出てくる可能性がいっぱいあるわけですから、それを例えば、相談係という係が仮称ですがあれば、その問題はそちらの方をお願いして、そのベテランなり広く知っている職員が上手に対応する。

こういう悩み事の社会福祉課関係の悩み事の相談というのは、高齢者が半分、分かっている

るか分かっていないような、そういう状況の中の質問が多くあると思うんで、自分の仕事の責任のなす説明を何ぼしたって、相手は理解しようとしな。そういうときには、やはりもう、それはそれで担当の係、もしそれはつくらんでも、それぞれの課でそういう場合は、課長補佐に全部流してくれと、そういうようなシステムを明確にして、そういう問題で若い人がうんと苦労して、それがもとで悩むということのないやはり状況を常に予測して、つくっておくという必要が私はある、それが私が言っている相談係なんですよ。

だから、クレマーという表現がいいか、悪いかもしれないけれども、そういうことの場合に、若い職員が真剣に対応したってそんな解決なんかできない、悩むきりなんです。そういうことを含めて、提案をしているわけでありまして、その辺、再度答弁お願いします。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 小淵議員の再質問、2点あるかと思ます。

まず、職員組合等の関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり、私ども理事者とか管理職から積極的に働きかけるといことも、一つかもございませぬけれども、やはり職員組合は、職員の皆さんが基本的には自律的に、自発的に意見交換をしたり、討論して必要によって理事者、管理職等に要求をしていくというところかと思ますけれども、小さな町では、やはり管理職職員とかそんな分けるのではなくて、一緒に取り組んでいかなければ、職場環境はよくなっていかなければならないと思ますので、そういったところでは職員組合の皆さんからもしっかりお声を聞き、こちらからも小淵議員おっしゃるとおり、課題を提供しながら共有して、どうやったら職場環境よくなるかというのを一緒になって考えていきたい。これまでもつくってきておりますし、これからも小淵議員おっしゃるとおり、もう少し積極的に、意見交換する場とか課題を共有する場を設けて、取り組んでいきたいと思っておりますのでお願いいたします。

2点目の町民相談係というか、若い職員が、特に対応が大変だといところかと思ますが、おっしゃるとおりでございます、苦情等あれば案件にもよりますが、やはり係長とか、課長が実際は対応する場面も多いかと思ます。そういったところで、案件によって対応する職員も変わってくると思ますけれども、やはり一人で対応するといのは、かなり負担になると思ますので、そういった行為には複数の職員で対応したり、またはそういった苦情等を係の中で共有しながら解決して、一人の職員が抱え込まないようにやっていきたいというふうに思っております。

小淵議員のおっしゃるとおり、町民相談係というのも一つの方法かもしれませんが、

そうやって住民の声を吸い上げる方法、また職員の負担を軽減する方法というのは、いろいろあるかと思っておりますので、小淵議員のご提案も踏まえまして、また職員の負担軽減、住民のお声がちゃんと取り入れられるように考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○10番（小淵 晃君） じゃ、よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 以上で小淵 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 関 良 幸 君

○議長（小林一広君） 続いて、3番、関 良幸議員。

〔3番 関 良幸君登壇〕

○3番（関 良幸君） 一般質問に対する検討しますなどの答弁のその後の状況について質問いたします。

これまで、一般質問を行ってきましたが、それに対し検討しますなどの答弁が幾つかありました。

この通告書を提出した後で、以前は、検討しますという答弁に対しては、質問者に検討結果を答えていたという話を聞きましたが、この4年間はそれがありませんでした。質問して、検討しますという答弁を聞いただけでは、質問した者としての責任を果たしたことはありませんので、その後の検討結果などについて3点伺います。

1点目、令和元年9月会議で、フラワーセンターの現状と今後の展望についてとして、花苗販売収入と運営管理費の状況や施設の有効活用、さらにはこの施設を拠点とした北部地区農業地域の活性化の可能性などについて質問しました。そしてこれらを達成するための一つとして、花苗の特売日を設け広く町民の皆さんに花苗を安く購入していただき、施設の売上げ増を図り、さらには地元農家の皆様に協力してもらい、農産物を販売してもらおうなどして、北部地区の活性化につなげたらどうかとの提案に対し、当時の町長はよいアイデアだ、ぜひ実現したいとの答弁でした。

現実的には、この質問の後コロナ禍となり実現できていませんが、ある程度コロナの状況が落ち着いてきたとき、当時の町長の答弁のとおり、特売日を設け併せて地元農家の皆さんに農産物を販売していただき、北部地区の活性化を図ることなどが考えられるのかどうかお

聞きします。

また、より質の高い花苗生産と多品種育苗に応えることで、より広範な受注につなげ収支改善を図りたいとの答弁でしたが、その質問当時と比較し、現在の収支バランスについての見解を伺います。

さらに、昨年从这个施設を利用し、栗イガ、剪定枝などの木炭化や生ごみの堆肥化など実証実験が行われているところで、これらについては大いに推進していくべきものと考えますが、花生産を中心とした農業振興の拠点施設としての今後の施設本体の有効活用については、どのように考えているのか見解を伺います。

2点目、令和2年12月会議で、遊休農地対策について質問しました。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんのご努力や農地専門相談員が借り手を紹介するなどして、年々減少してきているとの答弁でしたが、遊休農地の近隣の農地耕作者の迷惑を考えると、遊休農地所有者の皆様には、ある程度の負担をしていただくこともやむを得ないのではないかと。例えば、近隣農地耕作者の皆さんが除草をするときに、遊休農地所有者の皆様には、幾ばくかの報酬を負担していただき、一緒に除草してもらうなどの制度化はできないかと提案しました。

当時の副町長の答弁では、制度の構築には多くの課題や対応すべき問題がある。しかし、遊休農地の減少をさせるには様々な手段、方法が必要であり、この提案について、農業委員会や農業関係機関等の集まりの場において、紹介、説明させていただきご意見をお聞きしていきたいとのことでした。

そこで、その後農業委員会などで紹介、説明をして意見を聞いたのでしょうか。現在の見解を伺います。

また、令和4年度に遊休農地対策費が初めて予算化されましたが、詳細な内容は決算まで待つとしても、現時点での施策の推進状況はどのようなものか伺います。

3点目です。令和元年6月会議で、移住定住の促進について質問しました。

この中で、町外からの移住定住促進も重要だが、町出身者へのUターンを促す施策も必要ではないか。特に、異郷で学ぶ町出身者の若者にUターンを働きかけることが大切で、雇用の情報や町の現在の状況を知らせるため、町報や新聞記事などとともにいつまでも君たちを応援しているよと町長などのメッセージを不定期でもいいから送付したらどうかと提案しました。

当時の企画政策課長の答弁では、直接的な施策や働きかけは行っていないが、大学卒業時

にUターンを考えていただくことは大切で、町報や応援メッセージの送付は働きかけの一つになると思うので、学生の住所の把握ができれば検討していきたいとのことでした。

これと関連して、町出身の若者支援の観点から令和2年9月会議では、コロナ禍における学生への経済的、精神的支援について質問しました。ここで、経済的支援とともに精神的支援として、町長または町幹部職員もしくは、世代が近い若手職員の応援メッセージなどを送ったらどうかと提案しましたが、当時の教育次長の答弁では、支援金の支給を軸に検討し、町長メッセージを添え、学生の皆さんを少しでも後押しできたらなと思いますとのことでした。また、君たちの故郷である小布施町は、いつでも君たちを応援し気にかけているよという熱い思いを届け、示すことが何より大切と考えていますとのことでした。

その後、1人5万円の支援金が支給され、応援メッセージも送付されましたが、このとき学生の住所を把握することができました。さきの企画政策課長の答弁からすると、住所が把握できたのですから、継続的に応援メッセージなどを送付することは可能になりましたが、実施したのでしょうか。

以上、3点について見解を伺います。

○議長（小林一広君） 宮崎産業振興課長補佐。

〔産業振興課長補佐 宮崎貴司君登壇〕

○産業振興課長補佐（宮崎貴司君） おはようございます。

関 良幸議員の令和元年9月会議におけるフラワーセンターの現状と今後の展望についての答弁に対するその後の対応はといったご質問に、私のほうからお答えさせていただきます。

小布施フラワーセンターは、花苗の生産、花の栽培技術指導などを行うことにより、花の産地化を推進することを目的として平成9年に開設した施設になります。

開設当初の理念を継承しつつ時代の要請にも応じて、議員のお話のとおり、北部地区あるいは農業地域の活性化の拠点とも位置づけられる施設であるというふうに考えております。

1つ目の花苗の特売についてでございますが、センターのほうでは各方面からご注文いただきました苗を確保した上で、予備として生産していた花苗などにつきまして、春から夏にかけてフラワーセンターにおいて、販売を昨年も行わせていただきました。

注文いただいた苗の出荷と、数量の調整を行いながらの販売になりますので、販売の時期が、ご家庭で花がもう既にある程度植え終わった時期になってしまっていたり、あるいは人気のある品種については、即完売になるといったところで、在庫が単色のものですか、品種が不ぞろいになってしまうというようなこともあったり、あと事前のPRが難しかったり

するというようなこともありまして、課題も見えてきているところでございます。

その中の、議員ご提案の地元農家の皆さんのご協力によります農産物販売、イベントの企画といたしますのは、施設の魅力と地域の活力を発信できる大変すばらしい企画であるというふうに考えます。地域の方々が主体となっていただいて、企画運営するイベントこそが、真の地域の活性化につながるものというふうに考えますので、センター単独ではなくて、ぜひとも、大勢の地元の方々にもご参画をいただきまして、今後一緒になってアイデアを具現化させていただきたく、ご協力をお願い申し上げる次第です。

2つ目の施設の収支についてです。

以前、ご質問いただきました令和元年度の時点では、プラスの121万円ということで、一時黒字に転じたわけなんですけど、以降はコロナ禍などもございまして、受注が減少傾向にある中、資材価格の高騰や施設の老朽化に伴います修繕などが重なりまして、令和2年度においてはマイナスの89万円、3年度におきましてはマイナスの579万円ということで、思うように改善が進んでいないのが実情でございます。

そのような中ではございますが、施設の目指す姿を明確にするとともに、多品種で質が高く一層信頼していただける花苗の提供を目指しまして、現場スタッフの意識と技術の向上にこれまで以上に取り組んでいるところでございます。

今年度、スタッフの発案によりまして、オープンガーデンオーナーの皆さんや一般の方々にもお声がけをさせていただいて、専門家を招いての花作りの技術研修会を行いましたり、あとスタッフ同士で話し合いを行いまして、より魅力的な品種を選定して、受注の拡大を目指す。あるいは施設自体を、センター自体をセンターで生産した花で彩ったり、あとミニマラソンですとか、六斎市などのイベントの際に花苗を配布させていただいて、花作りの情報発信を行うなど、新しい取組も進めているところでございます。

3つ目の、今後の施設本体の有効活用についてどのように考えているかというご質問でございますが、目的の達成のために、施設の安定的な運営を図るため収入の確保、また施設の有効活用というのは設置者として当然の責務であり、あらゆる手だてを講じていかなければならないと考えております。

ご質問にもございましたけれども、昨年5月に策定しました小布施町環境グランドデザイン、これに基づきまして地域内資源化のための実証事業を、フラワーセンターの敷地内で昨年10月から試験的に実施しています。

1つは、町内飲食店の生ごみ堆肥化実証事業、もう一つは町内の剪定枝、栗イガなどの炭

化実証事業でございます。

さらに来年度におきましては、この3月会議で予算を上程させていただいておりますけれども、フラワーセンター温室の暖房用の重油ボイラーを、町有林の伐採木や畑から出た剪定枝などを燃焼させる木質バイオマスボイラーに試験的に切り替えて稼働させていただき、能力面、あるいはコスト面、周辺への影響などについて検証をしていきたいと考えています。これらの実証事業は、フラワーセンターの施設や敷地を使って試験的に行うものでありますので、本来の施設の目的を変えるものではありませんが、検証によりまして有効性が認められる場合には、継続的な稼働も視野に入れていきたいというふうに考えています。

小布施フラワーセンターは、本来の目的であります花の産地化を支える拠点として、安定した施設運営に心がけることはもちろんですが、時代に即した需要の高い品種を選定するなど、経営内容を見直していく考えで進めてまいります。

花苗の選定などにおいては、フローラルガーデンおぶせとの情報共有、連携を強化しますとともに、あるいは民間の種苗会社の情報にもアンテナを高くしていきたいと思っております。また、一年草中心とした育苗から、宿根草の数も増やしていった付加価値を高められるよう取り組んでいきたいと思っております。

このような動きとともに、当初にも申し上げましたが、北部地区、農業地域の活性化につながるようアフターコロナを見据えまして、農業の研修ですとか、あるいは交流の場として、そういった場としての活用も再開、あるいは拡大してまいりたいと思っておりますので、議員の皆さん、地域の方々にもご理解、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

〔産業振興課長 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長（富岡広記君） それでは、遊休農地対策について私のほうから申し上げます。

これまでも関議員、また多くの議員の皆さんから、遊休農地対策についてご質問をいただいております。町としても、この課題は農業振興進めるにおいて、重要な課題として認識をしております。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんが、毎年8月頃、町内の全農地に対し、いわゆる農地パトロールを行いまして、遊休農地に努めていただいておりますが、農地パトロールの結果に基づいて遊休農地の所有者にお伺いし、改善をお願いしたり、所有者の要望により町農地バンクに登録をいただいて、農地の貸手や借り手をつなぐ仕組みへとつなげてい

ただいております。さらに、農地専門相談員を配置しまして、受け手を探している農家、また規模を拡大し、移行していく考えをお持ちの方とのマッチングにも努めているところであります。

遊休農地につきまして分析してみますと、専業農家の場合は、遊休農地が少ない状況にあると考えています。作物が植えられていなくても、近隣、隣近所とのつながり、畑の周囲の所有者同士顔なじみであったり、お互いのコミュニケーションが図られており、先祖代々、大事な農地との考え方からも、荒らすことなく除草だけして管理しているという傾向にもあります。

遊休農地になってしまう傾向としては、農地をお持ちでも、ご両親がお亡くなりになり次の世代に引き継がれなかった、継続されなかった場合やお勤めが忙しいとか、周囲の耕作者とのつながりが薄かったり、相続者が他県にお住まいになったなどの理由などから、遊休農地の発生が多いと考えております。

議員ご質問の、農地所有者に除草費用の一部を負担いただくこともやむを得ないのではないかと、またご負担いただき、除草いただく制度化はできないかと提案いただきました。

また、農業委員会や農業関係機関との集まりの場で、ご意見をお聞きしたいとお答えしましたが、農業委員会では意見を聞いたのかというご質問ですが、農業委員会の農地部会で、話合いの中で部会の活動として、あるいはボランティアなどにより遊休農地の除草を行うべきではないかという話題は出ております。まだ現時点で、現実的な行動決定には至っておりませんが、引き続き話合いの場をつくってまいりたいと考えております。

また、ほかの農業機関との話し合う機会が、コロナの関係でなかなかなかったため、機会を見て話題を提供し、話合いを進めていきたいと考えております。

2つ目の、今年度遊休農地対策費が初めて予算化されたが、現時点で施策の進捗状況は、どのようなことか伺いたいという質問ですが、前回の遊休農地対策のご質問から、町では遊休農地対策について議論を重ね、また近隣市町村の施策状況を調査した中で、令和4年度から農地を再生し、利用促進を目的とした荒廃農地再生対策事業を新たに新設しました。認定農業者等の場合は、上限を10万円とし経費の3分の2以内、その他の農業者には、上限7万円を限度額として事業対象経費の3分の2以内で業者に再生、要するに伐根とかそういうものを委託する場合や重機費、燃料費などの補助対象とした要綱を定めて実施しております。

本年度現在で、5件のご利用をいただき約90アール9田んぼほどが、農地再生にご利用いただいております。結果が出始めていると考えておりますが、今後も積極的にPRを進

めて、3年程度で事業を見直ししながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

〔企画財政課長 益満崇博君登壇〕

○企画財政課長（益満崇博君） それでは、私のほうから3つ目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほどのご質問の中でご説明いただきましたが、令和2年度、そして3年度に実施いたしました小布施町学生支援給付金事業は、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、アルバイト収入の減少や、帰省自粛などの影響を受けている町内出身で、親元を離れ町外で居住している学生の皆さんの生活を支援するため、1人5万円の給付金を支給いたしました。この際、町長から小布施町を離れて暮らしている学生の皆さんも小布施町民です。小布施町は、いつでも皆さんを応援しています。新型コロナウイルスに負けることなく、この難局を乗り越えられるよう一緒に頑張りましょうとのメッセージをお送りさせていただいております。

この給付金申請により、町外で暮らす学生の皆さんの所在を把握したわけですが、給付金支給後の継続的に応援のメッセージについては、送ってはいません。

これまで、成人式や東京小布施会などの場で、町長から町外で暮らす学生や町出身者の方の健康やご活躍を願い、皆さんを応援しているとの思いをお伝えしてまいりました。そして、そのような思いやメッセージを継続して発信していくことは、とても大切なことだと思っております。継続して郵送によるメッセージをお送りすることにつきましては、考えてはございませんが、町内出身者を含めた、今まで多様な形でつながっていた関係人口とも言われる方々に向けた情報発信ツールとして、現在の町公式LINEとは別な形での新たなLINEを活用し、町の様々な情報を発信していく計画をしております。いかに登録していただき、ご覧いただけるかは課題としてはございますが、このLINEを町外で暮らす町出身者や、学生の皆さんとのつながりをつくる一つのツールとして、生かしていきたいと考えてございます。

また、このLINEの活用のほか、町のホームページのリニューアルを来年度検討しておりますが、発信する情報の整理をし、町外に暮らす町出身者の皆さんや学生の皆さんに、町はいつでも皆さんを応援しているとの思いや、メッセージを発信してまいりたいというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） それでは、2点再質問いたします。

フラワーセンターの今後の方向性に対しては、十分理解いたしました。地元住民の皆さんの期待も大きいものがありますので、その期待に応えるべく、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

1点目、遊休農地対策については、荒廃農地再生対策事業として効果が出始め、5件約90アールで農地再生ができたとの答弁でしたが、今後もぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

ただ、意欲的に農業に取り組んでいる方たちに話を聞くと、今、話もありましたが、耕作できない様々な事情があることは理解できるとしても、せめて、除草することは農地所有者の義務ではないか、除草もしない農地所有者にはペナルティーを科し、課金すべきではないかと強い意見もあります。

遊休農地に対しては、固定資産税の減免がなされていて、遊休農地になっちゃうと減免が解除される。それも一つのペナルティーかとも思うんですが、そもそも農地の固定資産税はかなり安くて、実感として受け止められていないというふうに思います。このことからしても、もう一步踏み込んだ対策が必要だと思います。

例えば、あくまでも言葉の使い方はともかくとしてなんですが、農地再生最適化推進負担金賦課金その名称はともかくとして、除草もしない土地所有者の皆様には、酌むべき事情がある場合は考慮するとしても、課金するなど、いわゆるペナルティーなども考えなければいけないのではないかとこのように思いますがいかがでしょう。

2点目、若者支援に関してなんですが、継続的な応援メッセージに対しては郵送しない。新たなLINEを活用し、町の様々な情報を発信していくとの答弁でした。皆さんは、よく情報発信、情報発信と言われ、金科玉条のごとくそのツールとして、LINEやホームページの重視と言われますが、これらのことをもちろん否定するわけではないんですが、有効な手段ではあるとは思いますが。

しかし、私が申し上げたいのは、単なる情報の伝達だけではなく、熱い思いや本当に応援していると分かってもらえるには、果たしてそれだけでいいのか、ということです。

一つの例を申し上げます。5万円の支援金を受け取った孫から聞いた話をして、あるおばあさんの話なんですが、そのお孫さんが言うには、5万円は経済的にとてもありがたかった、

他府県出身の友達も同じように支援金をもらったけれども、町長からの応援メッセージなんかなくて、ただお金だけが振り込まれただけだよと、小布施町って若い人を本当に応援しているんだねと、とても感心していたとちょっと誇らしげに話してくれたそうです。そしてこのお孫さんは、これがきっかけになったかどうかは分かりませんが、就職活動は地元で考えていると、おばあさんはとてもうれしそうに話してくれました。

私は、この町長メッセージの内容は承知していませんが、ただ単に情報を伝えるだけでいいのか。大きな経費や手間もかかると思えませんか、人の心を打つには、熱いメッセージを伝えるには、パソコンの画面だけでは伝わらないこともあるのではないかと思います、いかがでしょう。引き続き議論を深めていただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 議員さんのほうから、何としても遊休農地を削減したい思いで、かなり厳しいご意見といたしますが、ペナルティーをとというようなご意見だったと思うんですが、実際問題こういう荒れた農地を調べますと、たまたま介護で大変ですとか、それから職場が異動になったとか、その家庭、家庭によっていろんな課題もありますので、一概に、何とかしてくれという、ただそれだけでは駄目だと思っています。いずれにしてもこの問題というのは、町、また農業委員さん、それから私どもの産業振興課担当職員のみならず、やっぱりJAさんも含めて、そういうものを進めていかなければならないというふうに考えています。ですので、そのペナルティーの件につきましては、法律の問題等々いろいろあると思いますので、これについては今すぐこういうふうにするという返答はちょっとできませんが、それも視野に入れた、今後遊休の荒れた農地を少なくしていく対策を考えていきたいと思っています。

一方でそれだけではなくて荒廃地を出さない施策、これも大事なことで、例えば議員さんがよく申し上げます定年帰農者の皆さんにも規模拡大をするとか、そういうマッチングをして荒れた農地だけではなくて、出さないという施策も両サイドから含めていく必要があるかと思っています。いずれにしても、近隣市町村や何かの話も聞きながら、対策を練っていきたいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） 再質問の引き続き、LINEとかホームページではなくて、郵送によるメッセージを送ることについてでございますが、基本的には、先ほど答弁

申し上げましたとおり、継続して郵送するということは今は考えておりませんが、例えば、成人式のご案内をするときにそういったメッセージも添えるとか、そういったことは今後できるのではないかなというふうに思いましたし、ただその継続して、というところの情報管理の部分については、私たちの中では、継続的にそれを管理運用していくというところについては、少し課題を感じているところがあります。

ただ、町外で暮らす学生の皆さんですとか、若い皆さんを応援するという気持ちは、議員さんが強い気持ちをお持ちのように我々もそう思っております。ただ、それをどうやって伝えるかの手法の違いだと思いますけれども、確かに手紙で送るということは、現代の中でも非常に大事なことでないかなとは、同じように思っておりますけれども、そういったことも含めて、どんな方法があるかということは引き続き考え、そしてさらに先ほど申し上げましたとおり、町からLINEとかあるいは町報、そしてホームページ等でそういったメッセージ、思いを伝えていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 補足して私のほうからも答弁させていただきます。

この継続という形を、どういうふうに捉えるかという問題もあると思うんですが、何もなしで急に来るというのも、また受け取り方としてうんと思うかもしれませんが、何かいいタイミングで、今回は5万円というものがございましたけれども、何か受け取ったときのこのタイミングとといいますか、例えば成人式とかいろんなイベントがありますが、そういったときに適切にメッセージを送る、これはやはり今後も検討していくべきだと思っておりますし、今現在、続けていますものは当然続けていかないとというふうに思っております。

以上です。

○3番（関 良幸君） 終わります。

○議長（小林一広君） 以上で関 良幸議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦子 君

○議長（小林一広君） 続いて、8番、関 悦子議員。

〔8番 関 悦子君登壇〕

○8番（関 悦子君） それではよろしく願いいたします。

「人にやさしいまちづくり」の推進と題しまして、3項目についてお尋ねをいたします。
まず最初に、ユニバーサルデザインの取組について。

町の景観への取組については、昭和56年に策定しました第2次小布施町総合計画において、「すぐれた自然景観と文化景観がほどよく調和した“小布施の格調”を維持して育てるとともに、今までおろそかにされてきた町の景観についても、住民の協力を得ながらつくりあげていきます」という基本目標が盛り込まれたことに始まり、以後、町並み修景事業の推進、小布施町地域住宅計画の策定、環境デザイン協力基準を定め、また、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例を制定して、町並みづくりが進められてきました。そして重要なことは、今後の取組に関しては「バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりと連動させ、さらに質の高い生活環境づくり、景観づくりを進めていく必要があると考えている」とされているところです。

このバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりは、障害者や高齢者や観光客はもとより、ここに住む私たちにとっても大変大きな問題で、将来のまちづくりにおいて非常に大切なことでもあります。

また、国は、ユニバーサルデザイン社会の実現を目指し、平成18年6月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称、バリアフリー新法）を策定いたしました。

そこでお聞きします。現在、町内でバリアフリー化を必要としている施設や設備はどのように把握をしているのかお聞きします。

次に、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進は、一日も早く実施すべきと思いますが、今後どのようなスケジュールで、バリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくのかを予定をお聞きいたします。

次に、合理的配慮について。

合理的配慮とは、障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業その他社会生活において、平等に参加できるようそれぞれの障害特性や困り事に合わせて行われる配慮のことで、2016年4月に施行され、障害者差別解消法により、この合理的配慮を可能な限り提供することが、行政や学校、そして事業者に求められるようになりました。

例えば、障がいのある方からの申出により、障がいを取り除くよう求められたときに、負担になり過ぎない範囲で対応する。例えば具体的には、点字、音声データなどの資料を用意

する、筆記用具やタブレットを使用して筆談する、車椅子が通れる幅の通路を確保する、分かりやすい言葉を使いゆっくり説明するなどが該当します。

様々な障がいのある人々に対する差別をなくし、お互いに人格と個性を尊重し合う社会を目指していくために、きめ細かな対応をすることが必要です。

そこで伺います。最初に、小・中学校では、現在どのような合理的配慮が実施されているのかお聞きいたします。

次に、毎年12月3日から一週間、12月3日から9日でしょうか、障害者週間が設定をされております。これは、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、積極的に参加をする意欲を高めることを目的に展開をされているわけです。障害の種類や程度は一人一人違います。そして障がいは事故や病気により、誰にもでも生じるものです。

障害者週間は、障がいのある人もない人も、互いを尊重し支え合う共生社会を実現するためには、一人一人が自分に何ができるかを考える週間でもあります。この期間に、様々な意識啓発に関わる取組が重点的に展開することが求められていますが、町は、今後この週間をどのように捉え、どんな啓発・広報をしていくか、お考えをお聞きいたします。

次に、読書バリアフリー法についてお尋ねいたします。

令和元年6月読書バリアフリー法、正式名称、視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律が成立いたしました。

この法律は、視覚障害者や寝たきり、上肢障害など様々な障がいのため、本を読みづらい方々の読書環境の改善を目指して、全ての人が読書による文字、活字文化の恩恵を受けられるようにする目的で制定されたものであります。

そこには地域の図書館に、読書に困難がある障害者が利用しやすい資料、例えば点字図書、拡大図書、録音図書、電子データなどを充実させることや、資料の作成の支援、図書データの充実、全国の図書館とのネットワークづくり、電子書籍などに関することなど様々な内容が盛り込まれています。

そこで伺います。最初に、現在図書館で障害のある方々が利用されているサービスはどのようなものがあるのか、その利用者数、利用件数についてお尋ねをいたします。

次に、今後どのような形でバリアフリー化を推進していくか、お考えをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、ただいまの関議員のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

最初に、バリアフリー化を必要としている施設、設備、それからバリアフリーやユニバーサルデザインの推進を一日も早くということに関する答弁になります。

町が管理する公共施設や駅などの公共的な建物、施設においては、基本的に高齢者や障害者が社会生活を営む上で、障壁となるものを取り除くバリアフリー化は順次進められ、歩道や道路等は、国が定める道路構造令に基づき必要な安全を担保しつつ、改良工事が実施されていると考えております。公共的な建物、施設においては、現在明らかに段差などによる支障は生じていないと考えております。

町では、障害者計画これは6年ごとに改定いたします。また障害福祉計画、障害児福祉計画、3年ごとに改定するものですが、それらを策定しておりまして、その際町内の障害をお持ちの方々を対象に、計画策定の参考資料とするためアンケート調査を行い、町の障害者福祉課題の把握に努めております。

アンケートの中で、バリアフリー化について満足、おおむね満足というお答えが前々回は、平成30年ですが38.9%、前回令和2年は44.7%と改善の傾向にある状況であります。一方、不満という回答は減っているものの、普通という回答が減り、やや不満が増えているということもあります。その点などについては、自由記述欄の記載に着目しますと、点字ブロックの設置や、歩道の凸凹の解消、電柱の地中化などのご意見があったところでございます。

その上でユニバーサルデザイン、これはもともとから全ての人に使いやすいようにデザインするというまちづくりについてでございます。ユニバーサルデザインでは7原則を定めておりまして、1点目は誰でも同じように利用できる公平性、2点目は使い方を选べる自由度、3点目は簡単に使える単純性、4点目は欲しい情報がすぐに分かる明確さ、5点目はミスや危険につながらない安全性、6点目は無理なく使える体への負担の少なさ、7点目は使いやすい広さや大きさなどの空間性などとされております。

そういった中で、ユニバーサルデザインの進め方ということでございますが、現在では、単にもの、ことのみではなくて、障害に対する誤解、偏見、理解の不足などにより障害のある人が不当な差別的扱いを受け、暮らしにくさを感じている現実があるとのことでございまして、そのような意識に基づく社会的障壁を取り除いていくことが、社会の責任であるとの理解に進んでいると考えられます。

そのような中、昨年4月に、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例が施行されています。基本理念は、第3条において7号が規定されています。その第7号では、「全ての県民は、幼児期から、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、障がいのある人及び障がいのない人による共同活動その他の障がい及び障がいのある人に対する理解を深める機会の拡大が図られること」としております。

町も県条例の目的と基本理念を踏まえるとともに、ご高齢で、目や耳に見えづらさや聞こえづらさを抱えてしまった場合なども含めて、社会的障壁を取り除くための周知・啓発の取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の合理的配慮のうち、12月の1週間の障害者週間の啓発・広報についてご答弁申し上げます。

障害者週間は、平成16年6月の障害者基本法の改正によりまして、従来の障害者の日、12月9日に変わるものとして、12月3日から9日までの間を地域社会における共生、障がいを理由とする差別の禁止等に関する「関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的」として設けられたというふうに説明をされております。

町では、障害者週間の前からポスターの掲示や町報を活用した啓発を行ってきているところでございまして、数年前には、町の障害者の方が描いた絵画を役場庁舎に掲示するなどの試みも行ってきたところでございます。今後も、障害者週間を問わず、障害者の方々に対する理解に資する啓発を継続的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 茂君登壇〕

○教育長（山崎 茂君） 私のほうからは、小・中学校では、現在どのような合理的配慮が実施されているのかの質問についてです。

文科省のホームページに記載のある合理的配慮の提供として考えらる事項として、3つの例を挙げています。1つ目は教員支援員の確保、2つ目は施設、設備の整備、3つ目は個別の教育支援計画や、個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮などです。

これらの3つの例に照らし合わせ、小・中学校で実施している主な提供として、小学校では、町費の特別支援教育支援員を8名配置しています。そして、具体的な配慮として各教科

への支援員の同行、タブレット端末を活用した音声の読み上げやデジタル教材の利用、さらに医療的ケアが必要な児童への看護師配置や医療的ケアを行う部屋や用具の確保、個別学習や気持ちを落ち着かせるために相談室や保健室の利用などを行っています。

中学校では、町費の生活支援員を3名配置しています。具体的な配慮として、医療的ケアが必要な生徒への看護師による支援や、欠席生徒へのオンライン授業配信、学習ボランティアによる放課後の学習支援などを行っています。

また、小・中学校では、配慮を必要とする児童・生徒の個別の支援計画や個別の指導計画を作成して、保護者とともに関係者が集まり継続した支援会議を実施しています。加えて、須坂支援学校の特別支援教育コーディネーターや、北信教育事務所の特別支援教育推進員が学校を訪問し、児童・生徒の実態を基にした合理的配慮の在り方について、職員研修を行っています。

エレベーターの設置といった、多額の費用がかかる施設改修をすぐに行うことは難しいのですが、タブレット端末などICT機器の活用や既存施設の有効活用などを進め、保護者が参加する支援会議や関係者が集まる関係者会議を通して、一人一人に寄り添った合理的配慮を検討し、定期的な見直しや改善、ここがこれからすごく大事になると思っています。すけれども、このことを今後も行い、きめ細やかな対応に努めていきます。

2点目、読書バリアフリー法についての質問についてです。

1点目の障がいのある方々が利用されているサービスはどのようなものか、その利用者数、利用件数のご質問について答えます。

図書館では、バリアフリーコーナーを設置しています。そこでは、ご高齢の方など目の見えにくい方にも読みやすいように大きな文字で書かれた大活字本、また目の不自由な方へのサービスとして、点字図書31冊や音読CD16枚、ボランティアの方にご協力いただき作成された町報おぶせCDなどを閲覧または聞くことができ、加えて貸出しもしています。

そのほか、令和4年度より、県立長野図書館が主導する市町村と県による協働電子図書館「デジとしょ信州」にも参画しています。これにより提供されている電子図書は、文字の大きさや背景の色などを変えて、個人に応じた読書環境を整えることができるサービスで、中には音声で聞くことができるコンテンツも提供されています。デジとしょ信州の町図書館における利用は、小布施町民に限られていますが、図書館の利用者登録をしている5,715名の町民の皆さんは、デジとしょ信州の利用登録をいただければ、電子図書を利用できるようになっています。他市町村においてお住まいの方は、居住地の図書館で利用することができま

す。

障がいのある方が利用されているサービスの利用件数については、利用の際に、障害者手帳等の提示を求めているため、どなたにどのような障害があるのかを図書館側では把握していないことと、日本図書館協会による、図書館の自由に関する宣言に伴うプライバシー保護ガイドラインに準じ、個人情報と利用情報の関係が判断できるデータは、速やかに消去を徹底していることから提示することはできません。参考までに、令和3年度中の大活字本の貸出し数は100冊、点字図書及び音読CDはゼロ冊、デジとしょ信州は現在37名に登録いただいています。

2点目の、今後どのようなバリアフリー化を推進していくのかとのご質問ですが、先ほど、紹介しました現在提供している幾つかのサービスは始まったばかりなので、まだ周知が徹底していない状況です。まずは今あるサービスの重要性を再認識し、特に目の不自由な方へのその周知が難しいということ把握していますので、福祉係と今後連携してサービスの周知に引き続き取り組んでいきます。

以上です。

○議長（小林一広君） 関悦子議員。

○8番（関悦子君） ただいま回答いただきました。

このユニバーサルデザイン、バリアフリー化は、行政はもちろん学校関係もそうですし、規模の大きい事業所というものは義務化されていますので、本当に年々よくなっているなどというふうのを実感として感じますけれども、非常に小布施の町としては、小さな企業が非常に多い点について、そういう方たちへの働きかけ、それから協力というものはどんなように今後していったらいいのかなと、もうちょっと大勢の方たちの利用する町になってほしいためには、やっぱりそういうところの協力が必要なんだなというふうに思うんですけれども、その点どういうふうに考えていらっしゃるかということ。

それから、このユニバーサルデザインというものはもちろん施設であったり、それから何でしょう、体と心が快適だなというのが、ユニバーサルデザインなんだろうなというふうに思うんです。

小布施の町というのは花のまち小布施で、花で皆さんを迎えるという点では、非常にどのような方たちにも快適、まさしくユニバーサルデザイン、おもてなしがいいということそのものがユニバーサルデザインのすばらしいところだなと、小布施のいいところだなというふうには思うわけですが、施設面についてはいまいちどうかなという、これはまさしく

健康な人たち、体の自由のきく人たちにとって都合のいい町であって、私も日頃、町の中におりますけれども、町にいらっしゃる方たちは、本当に障がいのある方が非常に少ない町だなと、外から来た方もそういう方というのは、あまり見かけないというふうにおっしゃるんです。やっぱりそういう方たちがいらっしゃるには、難しい町なんだなというのを非常に実感しております。

そして、高齢者の福祉のことも考えますと、これから高齢者が多くなる。高齢者になるといろんなところに障害を持っている、そういう人たちが家に閉じ籠もらないで、外に出るということは消費にもつながる、それから活性化にもつながる、本人の健康にもつながり、介護予防にもつながると。

やっぱり、これから多くなる人たちにターゲットをある程度見据えて、そういう方たちが家に閉じ籠もらないために、町に出てくると、町が活性化するんだと、これが消費につながるんだぞという、これが投資になるんだということを考えてのユニバーサルデザインというものは、やっぱり早い段階に少しずつやっていくことが必要だなというふうに思います。

市庭通りプロジェクトが、どのように進んでいくのかまだ様子がよく分かりませんが、特にそういう点については強く要望をして、ユニバーサルデザインを加えたデザインで、進めていただきたいなというふうに思うんですけども、その点、どのように考えているかお尋ねします。

それから、12月3日が障害者の週間だということで、1週間の週間になっているわけです。障がいのある人もない人もともに支え合って、共生して生きるんだという大事な生き方、それを示す1週間。私たちが一体どんなことができるのかという、考える、みんながそれぞれに考える期間としては、大事な期間だなというふうに思うんですけども、私が見落としているのかどうか分かりませんが、私は広報で、障害者週間というのは見たことないような気がするんですね、何年か。広報おぶせは、私はくまなく見るんですけども、なんか違ったパンフレットで出しているのかどうか分かりませんが、やっぱり12月3日というのは、必ず出すという、毎年出す。これは大事な責務だと思いますね。皆さんがともに生きる社会をつくるんだと、これは大事な大事な責務だと思いますので、必ず行政は町民の皆さんへの啓発活動として、これはぜひやっていただきたいなというふうに思いますけれども、その点についてはどうかお聞きをいたします。

それから、図書館については本当に様々な元気な活発な活動をして、小布施の町というところ、「まちとしょテラソ」だというぐらいに、シンボルになっているようなすばらしい図書館だ

なというふうに関心をしております。やっぱり元気な人だけじゃなく、こういうふうに関がいを持った方たちが利用するような町、これから高齢化進む中で、ますますそういう方たちに目を向けた図書館の在り方というものも、どんなことが一体図書館で、そういう何でしょう、健康、それから介護にもつながらないような元気な年寄りを担ってもらうために、図書館として何ができるかと、そういう点の催物というか、そういうことも考えての図書館づくりというものをしてもらいたいなというふうに思うんですけども、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） ただいま、4点ほど再質問をいただいたと思います。最初にユニバーサルデザイン、バリアフリー化、小さな企業への働きかけ、それから障害者週間、皆さんが何ができるかということで、町はどのように周知しているのか、毎年周知をということ、ご答弁をさせていただきたいと思います。

小さな企業への働きかけという部分に関しては、先ほどの福祉サービスの周知に対して、教育長が答弁していただいたように、まだ、周知が徹底していないということはあるかなということで、今回、関議員からご質問をいただきまして、検討する中でも反省をしなければいけないなというふうに、実感しているところでございます。特に町内、小さな企業の方、たくさんいらっしゃいます。そういった方に対する働きかけという部分に関しては、障害者週間ということで、その中できちんと周知を図っていくこと、また県の条例も昨年できて、しっかりと周知ということでホームページや何かでも、様々な情報が提供されておりますので、そういったものも皆さんにお伝えをさせていただき、そういった機会として大切にしていきたいというふうに考えます。

それから、2点目にご質問がありました心や体が快適で、自由な人にとってはよい町なんだけれども、障がいのある人にとってはどうなのかということに関してでございます。

ユニバーサルデザインの基本的な7原則については、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。ただ、反省ばかりで恐縮なんですけど、こういった考え方をまず役場内部で、職員の皆さんときちんと共有しているかと問われると、まだできていないところがあるのかというふうに感じます。

これから、総合計画とか環境デザイン協力基準、そういったハード面というふうに私たちが思いがちであったんですけども、そういうところにもこのユニバーサルデザインの考え方をきちんと拾っていただけるように、役場内で情報を共有し議論を進めさせていただきたい

と思います。

私からは以上でございます。

○議長（小林一広君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） ご指摘いただいた、広報の大切さについては、教育委員会としても大事に考えやっていきたいというふうに思っています。

それから、図書館では障がいのある方のイベントとか、それから高齢者の方にもどんどん図書館に来ていただけるようなイベントというのは、今、館長も中心になって進めているところですので、教えていただいたことを大事にしながら、また図書館の運営をしていきたいと思えますし、よく学校では図書館は学校の心臓だなんていうふうにも言われていますので、議員ご指摘なことは、図書館というのは町の心臓であるということ再度教えていただいたのかなと思いますので、その図書館の取組というのも大事にこれから運営していきたいなというふうには考えています。

それから、ユニバーサルデザインについては、子どもたちやそれから町の人たち、広くどんなところがユニバーサルデザインとして今後変えていけばいいかというような、そんなアンケートとか意見も学校で、子どもたちには学校で聞くこともできると思えますので、そんな意見も集めながら、子どもたちがこんなふうにするといいんじゃないかなという意見も大事にしながら、取り組んでみたいというふうに考えています。

あと、建物のバリアフリー化については、図書館はもう車椅子でも動けるようにバリアフリー化されていますが、既存の施設はちょっとバリアフリー化ができていない部分もあると思えますが、今後やはり新しい施設を造っていく際には、やはりその点はもう大事な視点ですので、バリアフリーというのを大事にしながら新しい施設のことも考えていきたいと思っています。

私からは以上です。

○議長（小林一広君） 関 悦子議員。

○8番（関 悦子君） すみません。今後予定されている市庭通りプロジェクトがありますけれども、その点ではもうユニバーサルデザインを考えて、本当に体も心も快適なんだというような道づくりをぜひ、まちづくりをしていただきたいというふうに思っていますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 市庭通りにつきましては、基本的な考え方としてあの道は、車のため

の道ではなくて歩行者のための道であると、やっぱり歩いて楽しい町である、確かに市庭という、庭というふうなものをつけましたけれども、そういった道であるという基本でもともと考えられていたものであります。

現状見ますと、栗のブロックの劣化であるとか、道の凸凹であるとか、細いですとか、やはり一般に歩かれる方はもちろん、障害を持たれる方、ご高齢の方にとって、非常に歩きづらい道であるというのも重々認識をしております。

今、様々ないろいろな問題をクリアしながら補修と進めておりますけれども、そういった方々にも歩きやすく、楽しい道であるように努めてまいります。よろしくをお願いします。

○8番（関 悦子君） 終わります。

○議長（小林一広君） 以上で関 悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（小林一広君） 続いて、13番、小林正子議員。

[13番 小林正子君登壇]

○13番（小林正子君） 子育て支援策として国保均等割の軽減・廃止の推進を求めます。

国民健康保険税の子どもの均等割の町独自の軽減を求めます。国民の子どもの均等割に対する強い批判と減免への要望により、国は23年、今年からです。今年の4月から就学前の子どもに対する均等割を5割軽減しました。これは子ども均等割が、子育て世帯に対して大変な負担になっていることを認めたことでもあります。

この際、町独自にこの負担を取り払う決断をいただきたい。子どもの均等割廃止は、全物価が高騰して町民生活に襲いかかっているとき、子育て世帯に大きな支援となると確信します。

国保税は、所得に保険料率をかける所得割と固定資産税に応じてかかる資産割、現在小布施は資産割はなくしました。世帯員の数に応じてかかる均等割、さらに各世帯に定額でかかる平等割の4つを合算して策定されます。そのうち均等割は、赤ちゃんから75歳以下の高齢者に対して、1人当たり小布施町では年額2万3,000円が課せられる税です。

所得の低い世帯には、法定減免が適用されるものの、数が多いほど国保税が引き上がる仕組みで、まるで人頭税だ、子育て支援に逆行しているという批判の声が上がっています。人

頭税は、納付能力に関係なく頭割りで決まるので、人類史上で最も原始的で過酷な税とされています。この過酷な税は、人々の抵抗と社会の発展により、税は富の再配分の考え方に變化し、削減してきました。

それが21世紀の現在、国民健康保険に残っています。まさに時代錯誤の課税の仕組みです。

会社などで、加入している健保では、健康保険料は給与収入に保険料率をかけて計算するだけで、扶養家族の人数が保険料に影響することはありません。

ところが国保では、家族の数が多いほど国保税の額が上がっていくわけです。資産割、平等割は自治体の判断で賦課しないことも可能で、小布施町も資産割は現在課せられていません。

そして、2010年代後半になって子どもの均等割も、減額、免除する自治体独自の取組が始まっています。それは、少子化に歯止めをかけたいとする子育て支援策として、自治体独自で減免するなどが起きています。

具体的にお聞きします。小布施町の子どもの人口はどのように推移していますか。小布施町の国保加入世帯で、子どもに係る均等割は何人になりますか、またその推移はどうなっていますか。

2021年の12月会議において、子どもの均等割減免を求めた私の質問に対して、町からは検討すべき課題と認識している。試算もしているとの答弁がありました。どのような試算をされたかその内容についてお答えください。

3番目として、町の裁量では減免できないとの答弁もありました。この点について国保法77条は「特別な事情がある場合に市町村が条例を定めて国保税を減免することができる」との規定があります。いわゆる条例減免ですが、子ども均等割を減免している自治体の多くは、子供がいることを特別な事情として減免する条例を定め、実施しています。小布施町もこの条例減免の考えに立って、18歳までの子供の均等割減免の実施に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、どう考えるかご答弁お願いいたします。

○議長（小林一広君） 須山住民税務課長。

〔住民税務課長 須山和幸君登壇〕

○住民税務課長（須山和幸君） それでは、小林議員の子育て支援策として国保税均等割の軽減・廃止を求めますのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町の子供の人口の推移、国保加入世帯で子供の均等割は何人になるか、またその推移についてであります。町の18歳までの子供の人口の推移につきましては、各年

2月末日現在になりますが、令和2年1,823人、令和3年1,827人、令和4年1,838人、令和5年1,841人となっております。

また、国保加入世帯で18歳までの子供に係る均等割の人数につきましては、こちらも各年2月末日現在で、令和2年235人、令和3年240人、令和4年223人、令和5年206人となっております。

2点目の、子どもの均等割についてどのような試算をしたのかについてでございますが、現時点になるわけですけれども、町独自で均等割の軽減を実施した場合、どれだけの財源が必要かについて試算したところ、7歳から18歳までの被保険者144人で370万円の負担額となります。

3点目の、町の裁量では減免できないと答弁したが、国保法第77条の規定により、特別な事情として減免する条例を定め実施してはについてでございますが、国民健康法第77条は、「市町村は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる」と定めています。これは、徴収金制度として保険料方式を採用している場合の減免等の根拠になります。

町では、税方式を採用しているため、国民保険税の減免につきましては地方税法717条により「地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要と認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、減免することができる」と定められております。

国民保険税の減免は、市町村の条例の定めるところにより行われますが、低所得者に対する減額賦課のように保険基盤安定制度で、減額分が国・県などの公費で補填されることはありません。また、国民健康保険特別会計に対して、町の一般会計から繰り出して補填することもできないと理解しております。

国民保険税の均等割の賦課や未就学児に関わる軽減措置は、国民健康保険法等の法令に基づくものであり、自治体が独自に廃止したり、あるいは国の基準を超えて軽減するといったことはできない仕組みとなっております。

国が令和4年度から就学前の子どもに対する均等割を5割軽減したように、制度として、国・県・町から財源措置を受けられることはないので、減免に充てる財源につきましては、高齢者含めた被保険者の皆さんに求めていくことになり、お子さんのいない国保加入世帯の税を増額するなどの措置が必要となります。

議員ご提案の18歳までの子供の均等割減免につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減

に資することは十分認識しておりますが、町単独で進めるには、慎重な議論が必要なものと考えており、今後検討していくべき課題ではありますが、現時点では現行の制度の下、運営してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいま、現行制度の下ではできないということですが、私は今回、就学前の子どもに対して50%の減免が行われるということ、これは国のほうでもそのようなことが言われていました。そういう点で、国のほうがやるということに対して、小布施町もそれに準じて就学前をやるということだと思えるんですけども、そういう点で、これは子どもの医療費のときも同じだったと思うんですよね。そういう点ではその当時は皆さん、就学前までということがほとんどだったんですけども、それが現在では、小布施町も18歳まで子供の医療費が無料になりました。

ほかにも、中学卒業までのところも大分それぞれの自治体によっては違いますけれども、大体長野県内では、中学卒業のまでのところが多いと思います。そういう点では、少しずつ上げていくじゃなくて、最初から18歳まで、18歳までの子どもたちに対してはほとんどが収入がないんですよね。学校に行ったりなんかしていますので、収入のない子どもたちからも均等割1万3,000円ずつもらうというのはいかがなものかというふうに思いますし、そういう点では、18歳までやはり均等割の減免をやっていくということがいいと思うんですけども、その辺のところを再度お答えください。

○議長（小林一広君） 須山住民税務課長。

○住民税務課長（須山和幸君） それでは、再質問にお答えいたしますが、議員おっしゃるとおり福祉医療につきましては、町は先駆けて18歳まで今拡大しているわけですが、先ほど、現状未就学児を18歳まで引き上げたらどうかというご質問になるわけですが、要は昨年の4月からの未就学児の軽減につきましては、全国一律の制度として公費を投入しまして、被保険者間の公平性を確保した上で、負担軽減を図る趣旨で実施されているところであります。

確かに今現在、物価高ですとか電気の高騰ですとか各世帯に与える影響は大きなものがあるわけなんですけれども、現行、18歳までに拡大するということになりますと、法定外の繰入れということで、一般会計からの負担になろうかと思っております。こちらにつきましては、例えば被用者保険、あるいは健康保険組合ですとか、協会けんぽの方そういった加入さ

れている方も、要は国保へのこういった二重の負担になることになってございますので、現状はこういった法定外繰入れについては実施せず、法の下でやらさせていただきます、引き続き国のほうにそういった範囲等の拡大を要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小林一広君） 小林正子議員の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため暫時休憩します。

再開は午後1時の予定です。

再開は放送をもってお知らせいたします。ご苦労さまでした。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、小林正子議員。

○13番（小林正子君） 再質です。

○議長（小林一広君） 再質ですね。

小林正子議員。

○13番（小林正子君） 子どもの均等割減免を求めた私の質問に対して、減免をした場合には、一般会計から繰入れをしなければならない、ということは、国保税だけに繰入れをするのは不公平になるという答弁でしたが、これは共済の方たちも、やはり町の一般会計から半分50%の加算をしていると思うんです。そういう点で共済には加算をする、そのほかに国保には加算をすると不公平になるというのはいかがなものか。その点について、私は町の施策として子どもの均等割を減免するよという、これは政策としてやってほしいということで、当然のことではないかと思うんですよね。そういう点で再度答弁ください。

○議長（小林一広君） 須山住民税務課長。

〔住民税務課長 須山和幸君登壇〕

○住民税務課長（須山和幸君） それでは、再質問にお答えいたしますが、今議員おっしゃった共済というのは恐らく、事業者負担のことをおっしゃっているんだと思うんですが、その

事業者負担につきましては、たしか法のほうで決められていて、その負担というものは決められているものと認識しているわけなんですけれども、先ほど言った、法定外繰入れにつきましては、本来であれば均等減免分を保険税ですとか、公費により賄う必要があるものを要は一般会計から補填するもので、これについては、先ほど申し上げましたとおり、被用者の働いている方の保険ですとか、健康保険組合、また協会けんぽと要は加入されている方それぞれ、ご自分でお支払われているわけなんですけれども、その方に対するものを要は、国保のほうへ二重の負担を求めることになるので、法定外の繰入れについては、現状考えていないという先ほどの答弁になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 今、国保だけについてということですが、それぞれのところでこの点については、やはり18歳まで、これは子どもたちが収入がない子なんです。74歳までの方でも失業している方は失業保険からとか、それから年金の方は年金からという、ある程度の収入がある方たちなんです。ところが、18歳までの方たちはほとんどが収入がない、ゼロ円なんです。そこから、均等割を皆さんから集めるというのは、親の負担とまた保護者の負担なんです。

そういう点では、やはりこの均等割というのは、私はなくすべきじゃないかなというふうに思います。そういう点で当面子どもの、収入のない子どもたちへの均等割はぜひ減免・廃止が一番いいかと思うんですけれども、そういうふうに町としての考えはないのかどうか、そういうことに関しての町の考えはどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林一広君） 須山住民税務課長。

○住民税務課長（須山和幸君） それでは、お答えいたしますが、先ほどのちょっと答弁の繰り返しとなるわけなんですけれども、18歳までの均等割、軽減なり廃止ということであろうかと思うわけなんですけれども、現行、先ほども申し上げましたとおり、国民健康保険法の要は、法の下でやってございます。そんな中で、一律に18歳までの方を減免するということは、ちょっとやっぱり法の趣旨には違うものと認識しておりますので、それぞれ先ほども申し上げましたとおり、要は家庭への負担、世帯を今、いろいろ物価高等で負担は増えているわけなんですけれども、現行今の国民健康保険制度の下でやっている以上、町といたしましては、未就学児の均等割の軽減そのものを、現状は維持していきたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2項目めの子供が安心して学べる環境として、小・中学校の給食費無料化の考えはについて質問します。

食材や光熱費高騰の中、安全で楽しく子どもの健康と成長を願って、給食提供に携わっておられる関係の皆さんの奮闘に本当に心から感謝いたします。

かつてない物価高騰により、町民の家計は逼迫し、子育て家庭では学校給食費が家計の大きな負担になっています。学校給食費の無料化は、子育てに対する大きな支援となると確信します。

学校給食法は、第11条で食材などの経費は保護者負担としていますが、第1条の目的、第2条の目標では、学校教育の一環としての学校給食の位置づけを高らかにうたっております。そして日本国憲法第26条は、子どもに教育を受けさせることを保護者の義務とし、その代わりとして義務教育は無償とすると定めております。しかし、無償としながら教材費や修学旅行の学費など、学校に納める教育費は保護者に多大な負担となっています。その中でも給食費は、半分以上を占めております。

子育て支援が今一番必要な時代、憲法の精神に立ち返って学校給食費無料を求めます。子供医療費のように、市町村が実施すれば県も動かざるを得なくなります。

具体的にお聞きします。

1つ、栗ガ丘小学校、小布施中学校で保護者から徴収する教育費は、年間いかほどになりますか。そのうちの給食費は幾らですか。

参考までに、長野県全体では小学校年間7万591円うち給食費4万8,322円、中学校年間9万1,369円うち給食費5万5,850円となっています。

22年県教育委員資料からの試算と栗ガ丘小学校では、児童1人当たり学校納入金は7万7,396円、そのうち学校給食費は5万3,822円です。いずれも県平均を上回っております。平均以上の質の高い教育、給食が提供されていると考えることもできますが、平均以上の保護者負担であるのも現実です。

2、県下で学校給食費無料としているのは、東信、中信、南信の21町村です。給食費の一部補助している自治体も増加しています。

小布施町では学校給食費の保護者負担に対して、どのような補助をしていますか。

3、明るい県政をつくる県民の会が学校給食を無料にという署名に取り組み、この2月に

署名2万5,000人分を県教育委員会に提出しました。県として給食費無料の財政支援をしてほしいと要請したところ、内堀県教育長は、給食費無料とした場合の県の負担について、シミュレーションなどして検討しているとのことでした。

小布施町が、町独自の給食費無料化に動き出すことは、県や国の学校給食費無料の背中を押すことにもなります。町として学校給食費無料化、保護者負担軽減についての考えについていかがでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（小林一広君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 茂君登壇〕

○教育長（山崎 茂君） それでは、小・中学校で、保護者から徴収している児童1人当たりの教育費は年間幾らか、またそのうち給食費はどの質問です。

保護者からの徴収金は、児童・生徒1人当たり平均で令和3年度は議員が報告していただきましたように小学校は7万円7,396円、私が調べたものが、小学校は5万4,944円というふうに給食費はなっていたんですけれども、大体の割合にすると71%に給食費、令和3年度は当たっていると思います。

中学校は10万3,440円で、そのときの給食費は6万4,148円ですから、約62%が給食費に当たっているというふうになります。

2番目の町では、給食費の保護者負担に対して、どのような補助をしているのかという質問です。

町では、今年度から保護者負担を軽減するために、学校徴収金補助金として、給食費に対して年間1人5,000円の補助を行っています。

さらに、食材費等の物価高騰への対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、今年度は給食会計に200万円の補助を行って、保護者負担の増額をお願いすることは行いませんでした。

3番目の、町として給食費無料化、保護者の負担軽減についての考えはという質問です。

令和3年度に徴収した給食費は、総額で約5,600万円です。給食費を全額無償化するとすると、この金額を一般会計から毎年支出することになります。無償化することにより、保護者の経済的負担が軽減、子育て環境の充実は図れますが、一方でしばらく続くであろう食材費等の物価高騰などに対応しながら、恒久的に5,000万円を超える予算の確保をしていくこととなります。財政的な課題も含め、慎重に議論を進める必要があると考えています。

自治体の中には、2022年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、

無償化や一部補助を実施していましたが、交付期限後の4月以降の継続を未定、徴収再開予定との新聞報道もありました。

保護者が負担する給食費の額については、小・中学校や学校医、PTA、コミュニティスクールの代表の方々から構成される小布施町学校給食センター運営委員会で、審議することになっています。

現在、小・中学校給食の無料化を求めるそういう動きも高まってはきています。国や県内のほか、自治体の動向を注視しながら保護者負担の在り方について引き続き、考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 小布施町では、児童1人当たりの平均が令和3年度で、小学校が7万7,396円、中学校が10万3,440円で、給食費は小学校が5万4,944円、中学が6万4,148円というふうになっていまして、かなりの金額が給食費に当たっています。そういう点で、やはり給食費を無料にするということが、保護者に対するどれだけの子ども支援になるのかという点で考えた場合に、かなり大きな割合を占めてくると思うんです。そういう点で、町としてはぜひ給食費無料化に向けて、少しでも改善をしていってほしいと思います。

そういう点でこれからのことを考えたときに、どうするのかということですが、今年間1人5,000円の補助を行っているということですが、これを5,000円だけじゃなくて1万5,000円にするとか、そのような方向で少しでも軽減できる方向で考えることはできないのか。一気に全額無償化というふうになると、町の予算もかなり大変かとは思いますが、今年度の予算はかなり大きく増やしていると思うんです。そういう点で子どもへの負担が、少しでもよくなるようにしていただくことが大事だと思うんです。

それで、一人一人の子どもたちに一番はっきり分かるのが、給食費の負担ということ、給食費への補助ということになると思うんです。そういう点でやはりもう少し、年間1人5,000円なんていうことを言っていないで、もう少し補助を行う。

学校教育費に対して、小布施町は県平均よりもかなり高いんです。そういう点でも、やはり負担をもう少し補助を出すべきではないかと思うんですけれども、そういう点での考え方はないのかお答えください。

○議長（小林一広君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） やはり、こういう経済状況の中で保護者負担の軽減というのは、大

事なことだというふうに考えています。県や市町村からもやはり、保護者負担の軽減を心がけようじゃないかということで、小・中学校の学校長のほうにはそのようなお願いもし、学校長も保護者負担軽減ということについては、一生懸命考えています。

給食費についてという、やはり議員のご指摘、大事な視点だと思いますので、総合的に考え、前向きに考えてはいきたいなというふうには思っています。

以上です。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 前向きに考えるということは、どの程度のことを前向きにと言っているのか、その辺のところは前向きにと簡単におっしゃいますけれども、今このくらいの補助を年間1人5,000円の補助をしていますけれども、それをどのくらいまで引き上げるのかという、なんていうんかな数字できちんとしたものを提出してもらいたいと思うんですけれども、その辺の点についてはどのように考えているかお答えください。

○議長（小林一広君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） 具体的な数字は、本当に示すことができれば、それは一番明確にはなると思うんですけれども、総合的という意味は、教育委員会としても今後、子ども家庭支援センター、それから土日の部活動の地域クラブ化には、関わっていただく方に報酬費をどうしたらいいかというそういう懸案事項もあって、それにもやはり費用はかかってきます。

そういう点で、本当に保護者負担軽減というのは大事な視点ですから、気持ちとしては、本当に大事にして考えて前向きにとしか言えなくて、具体的にというのは、総合的にどれだけのお金、費用がかかっていくのかというのをもう一度精査しないと、ここで詳細な金額は幾らベースアップしますとか、アップしますというようなことはちょっと今言えなくて、申し訳ありませんけれども、総合的に考えながら、保護者負担軽減についても積極的に考えていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 自治体によっては、3人以上の子どもに対しては無料化にするとか、それから50%割引するとか、そういうようなことを政策というか実施しているところもあるんです。小布施町は、現在そういうことはないんですよね。

そういう点で、もう少し考える余地がいろんな点であるんじゃないかと思うんですけれども、その辺についての検討というのは、どのように検討しているのか答弁願います。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） ありがとうございます。

先ほど、教育長のほうからも答弁させていただきましたが、確かに小林正子議員おっしゃるとおり、徴収費に占める給食費の割合というのが高いというのは事実でございます。

それで、保護者の徴収金につきましては、この給食費の補助以外にも制服の補助をしたりとか、あと部活です。中学の部活活動に補助をしたりとか、様々な負担軽減をしている部分もございますので、給食費の5,000円の補助というのは令和4年度、今年度から議会の皆様のご理解もいただく中で、予算づけをして負担軽減を図っているところでありますので、先ほど小林正子議員提案の今後額の見直しについても、教育長答弁のとおり、また中で十分検討させていただき、増額もまた必要ということがあれば議会のほうにお示しをし、また審議をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 1点補足させていただきます。

町でも町単独で、第3子以降の子どもが小・中学校に入学する際には、世帯に小学校入学時には3万円、中学校入学時には5万円の商品券を配付してしていくという独自の事業を行っておりますので、補足させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 小学校と中学校に入学する際に、小学校は3万円、中学は5万円の補助をやっていると、補助というか商品券を出していますということですが、それは入学準備金ということで出していると思うんですね。それとはまた別に、給食費はまた別になります。そういう点で給食費に対する補助をぜひ、出してほしいというのが私の考え方です。そういう点で再度ご答弁ください。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） その点につきましては、先ほど教育長も答弁しておりましたけれども、町部局とも一体となって検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

以上をもって行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時29分

令和5年小布施町議会3月会議会議録

議 事 日 程 (第4号)

令和5年3月24日(金)午後2時30分開議

開 議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第76号 小布施町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 3 議案第77号 小布施町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第 4 議案第80号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第81号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第82号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第94号 令和4年度小布施町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第98号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第99号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第100号 令和4年度小布施町水道事業会計補正予算
- 日程第11 社会文教常任委員長報告
- 日程第12 議案第78号 小布施町債権管理条例
- 日程第13 議案第79号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第14 議案第83号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第84号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第85号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 日程第17 議案第86号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第95号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第19 議案第96号 令和4年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第20 議案第97号 令和4年度小布施町介護保険特別会計補正予算
- 日程第21 政策立案常任委員長報告
- 日程第22 陳情第 3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」採
択を求める陳情書
- 日程第23 発委第 9号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書
- 日程第24 予算特別委員長報告
- 日程第25 議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算
- 日程第26 発議第 2号 議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算に対する修正動
議
- 日程第27 発委第10号 議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算に対する付帯決
議
- 日程第28 議案第88号 令和5年度小布施町国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第89号 令和5年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第90号 令和5年度小布施町介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第91号 令和5年度小布施町下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第92号 令和5年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第33 議案第93号 令和5年度小布施町水道事業会計予算
- 日程第34 委発第11号 小布施町議会個人情報保護に関する条例
- 日程第35 議会報告第13号 新たな議会活性化検討特別委員会 最終報告
- 日程第36 議会報告第14号 職場環境等調査特別委員会 最終報告
- 日程第37 議会報告第15号 出納検査の報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番 寺島弘樹君

2番 水野貴雄君

3番	関 良 幸 君	4番	竹 内 淳 子 君
5番	中 村 雅 代 君	6番	福 島 浩 洋 君
7番	小 西 和 実 君	8番	関 悦 子 君
9番	大 島 孝 司 君	10番	小 淵 晃 君
12番	渡 辺 建 次 君	13番	小 林 正 子 君
14番	小 林 一 広 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	桜 井 昌 季 君	副 町 長	新 井 隆 司 君
教 育 長	山 崎 茂 君	総 務 課 長	大 宮 透 君
企画財政課長	益 満 崇 博 君	住民税務課長	須 山 和 幸 君
住民税務課長 補 佐	原 茂 君	健康福祉課長	永 井 芳 夫 君
産業振興課長	富 岡 広 記 君	産業振興課長 補 佐	宮 崎 貴 司 君
建設水道課長	林 信 廣 君	建設水道課長 補 佐	芋 川 享 正 君
教 育 次 長	藤 沢 憲 一 君	監 査 委 員	持 田 宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長	鈴 木 利 一	書 記	柘 津 貴 子
--------	---------	-----	---------

開議 午後 2時30分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） ご苦労さまです。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、政策立案常任委員長から、発委第9号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書、6番、福島浩洋議員ほか2名から、発議第2号 議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算に対する修正案、予算特別委員長から、発委第10号 議案第87号に対する付帯決議、議会運営委員長から、発委第11号 小布施町議会個人情報の保護に関する条例が提出されましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました、日程第2、議案第76号から日程第10、議案第100

号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

福島総務産業常任委員長

〔総務産業常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○総務産業常任委員長（福島浩洋君） ご苦労さまです。

総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月13日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第76号 小布施町個人情報の保護に関する法律施行条例について、議案第77号 小布施町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、議案第80号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、議案第81号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第82号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第94号 令和4年度小布施町一般会計補正予算に関する条例について、議案第98号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第99号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第100号 令和4年度小布施町水道事業会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の主席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第76号及び議案第77号についての発言はありませんでした。

議案第80号についての質疑として、改正の趣旨と詳細の内容はの発言がありました。

議案第81号についての発言はありませんでした。

議案82第号についての質疑として、教育委員の改正なしの理由と上げる議論の有無はとの発言がありました。

議案第94号についての質疑として、ふるさと納税促進事業費の基金積立理由について。

町有財産管理費と交通安全施設設置費の減額理由と繰越明許としない理由は。

ふるさと納税事務業務委託料の今後における見直しの方針はとの発言がありました。

議案第98号及び議案第99号についての発言はありませんでした。

議案第100号についての質疑として、補正額2億2,000万円の内容はの発言がありました。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありまし

た。

慎重審査を期すため、3月20日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。

議案第81号については、議員の報酬については、過日のアシスター会議において討論をした結果、据え置きという結論に至り、1月の議会日より町民に広く周知された。今回、審議会の答申があったことについても、ここで認めると議会の一貫性に欠けるものとなり反対すべきである。

議案第94号については、ふるさと納税事務業務委託料の231万円については、令和4年度予算審議の折、直轄あるいは振興公社への委託がふさわしいのではないかとということで付帯決議をした経緯がある。基本、当初の手数料の中で、ふるさと納税をイノベーションハブへ委託しているが、当初の委託費の中での運営で納税額が上がったのが結果であり、さらにその差額に対して、規約の中で額に応じた手数料が支払われている。そうした中、今回の231万円は、再度イノベーションハブへいくことになるが、このお金は実際どのように使われているのかという疑問がある。町の産業全般をいろいろな形で掘り起こしていく振興公社へ入るとなると、有効に使われるのではないかと解釈し、振興公社への委託がふさわしいと考える。

今回の補正については、現契約を基に行われている行為であり、現契約をきちんとし認めている理解であるためやむを得ないと考える。今後の動向を見ながら検証した上で、また別の機会に意見したらと考えるとの発言がありました。

討論を省略して採決の結果、議案第76号、議案第77号、議案第80号、議案第82号、議案第94号、議案第98号、議案第99号、議案第100号は全員挙手で、議案第81号は挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和5年3月24日、総務産業常任委員長、福島浩洋。

○議長（小林一広君） 以上で、総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第76号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第76号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第77号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第80号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第81号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第82号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第94号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第98号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第99号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第100号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 日程第11、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第12、議案第78号から、日程第20、議案第97号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

中村社会文教常任委員長。

[社会文教常任委員長 中村雅代君登壇]

○社会文教常任委員長（中村雅代君） 社会文教常任委員会審査報告を申し上げます。

社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月14日午前9時から公民館講堂において、委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第78号 小布施町債権管理条例について、

議案第79号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第83号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第84号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第85号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第86号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第95号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第96号 令和4年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第97号 令和4年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第78号についての質疑として、現在の債権処理はどのようにしているか。

催告手続についての今後の考え方は。

今回、条例化した理由は。

公債権と私債権の相違点は。

奨学金は該当するか。

差押え財産の価格評価者は誰か、法人、個人の区分けについて、免除と放棄の相違点は。

債権の経過措置は何年ぐらいか等の発言がありました。

議案第79号についての質疑としては、44条の大臣名が変わった理由はどの発言がありました。

議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第95号、議案第96号及び議案第97号についての発言はありませんでした。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために3月20日に委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第78号、議案第79号、議案第83号、議案第84号、議案第85号及び議案第86号は全員挙手、議案第95号、議案第96号及び議案第97号は挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和5年3月24日、社会文教常任委員長、中村雅代。

○議長（小林一広君） 以上で、社会文教常任委員長からの報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第78号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより、議案第78号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第79号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第83号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第84号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第85号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第86号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第95号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第96号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第97号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（陳情）

○議長（小林一広君） 日程第21、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第22、陳情第3号について、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。

小淵政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇]

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 政策立案常任委員会審査報告。

政策立案常任委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

3月15日午前8時57分から公民館講堂において委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議に付託された陳情第3号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてであり、陳情人に出席を求めて慎重に審査いたしました。

陳情第3号についての質疑の主なものとして、中小企業の62.4%は赤字の中で雇用を守りながらの賃上げは難しいと考えるが、その見解は。

政府支援をすることによりゾンビ企業の延命ということになり、生産性が上がらず世界レベルにならないと考えるが、見解はどうか。

生活保護との整合性はどうか。

地方部と都市部の路線価の違いはどうか。

最低生計費資産の県民所得額との関連はどうか。

近年の賃金の動向と中小企業の先進事例は。

国民総生産は大である中、地域ごとで生活レベルの違う中で全国一律にすることは疑問がある。物価指数の違いについての見解は等の発言がありました。

慎重審査を期するために3月20日に委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、陳情第3号は挙手多数で原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和5年3月24日、政策立案常任委員長、小淵 晃。

○議長（小林一広君） 以上で、政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第3号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

◎発委第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） 日程第23、発委第9号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

小淵政策立案常任委員長

[政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇]

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 発委第9号、令和5年3月24日、政策立案常任委員長、小淵 晃。

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について。

上記議案を小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。

新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ危機などの影響による異常な物価高騰は、住民生活を圧迫し、中小零細企業に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める消費購買力の引上げ、最低賃金の大幅引上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正を図ることが不可欠である。

国が、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化するとともに、消費購買力の促進と循環型地域経済の確立をするため、最低賃金法の全国一律制度へ改正を求め意見書を提出する。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で、発委第9号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより、発委第9号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 日程第24 予算特別委員長報告を行います。

予算特別委員会に付託されました議案、日程第25、議案第87号から日程第33、議案第93号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、委員長の審査報告を求めます。

小西予算特別委員長。

[予算特別委員長 小西和実君登壇]

○予算特別委員長（小西和実君） 予算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

3月20日午前9時40分から、公民館講堂において、委員12名中12名の出席を得て予算特別委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算について、議案第88号 令和5年度小布施町国民健康保険特別会計予算について、議案第89号 令和5年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第90号 令和5年度小布施町介護保険特別会計予算について、議案第91号 令和5年度小布施町下水道事業特別会計予算について、議案第92号 令和5年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第93号 令和5年度小布施町水道事業会計予算についてであります。

令和5年度一般会計及び特別会計予算については、予算特別委員会に2日間の日程を設定し、議案第87号については第1及び第2日程それぞれに、議案第88号、第89号及び第90号は第2日程に、議案第91号、第92号及び第93号は第1日程において審査を行いました。

3月20日の予算特別委員会において、副委員長から審査の経過と結果の報告を求め、付託された案件を審査いたしました。

これらをまとめたものを報告させていただきます。

議案第87号について、発言の主なものは、民生費負担金及び国庫補助金の前年度比大幅減となった要因は。

美術館入館料等教育使用料の昨年度と同額となった理由は。

ふるさと応援寄附金の町税への影響額と他への寄附人数は把握しているか。

ふるさと納税返礼品の種目別内容は。

役場過年度漏水分収入の内容は。

土地の売払い収入の内容は。

土地開発基金繰入金の解散後の方針について。

充電器電気代負担金の内容は、前年度予算に対し減額となっている理由は。

電気代高騰に対する対応方針は。

ミュージカル特別公演チケット売上額の内訳は。

派遣職員人件費負担金における派遣先と人数は。

サテライトオフィス体験施設貸家料の前年度同額の理由と現在の問合せ状況は。

防犯カメラ設置場所と設置数は。設置後の運用方法は。

庁舎南側駐車場防水工事の詳細内容は。

現代の湯治場の位置づけについて。

農商工連携小布施町「現代の湯治場」プロジェクト交付金の内、交付対象外と推測される事務経費についての見解は。

現代の湯治場プロジェクトにおける小布施町町全体活性化協議会への委託内容や組織構成は。

湯布院視察研修の費用等詳細内容と新年度における勉強会や研修内容は。

イノベーションHUBとの関連性は。

ポストコロナを見据えた「持続可能な観光づくりモデル市町村」形成事業の方向性は。

お買物タクシーの運営方針と業務の委託先は。

ふるさと応援基金積立てに伴う経費削減と積立増額の必要性について。

国道403号と市庭通り事業の今後の予定は。

行政改革推進委員の委員構成と会議の開催状況は。

ふるさと納税事務業務の委託先は。

少子化対策補助金の今年度実績は。

町議会議員一般選挙費、自動車借上料の人数と台数は。

第7コミュニティトイレ改修計画の有無について。

小布施中学校下駄箱修繕工事と備品購入費の内容と設置先は。

新興果実全量買取り委託料の内容は。

木質バイオマス導入に伴う経緯について。

新規就農者支援事業の詳細内容について。

シャトルバス運行の経緯とこれからの展望は。

都市計画マスタープラン改定業務の詳細内容は。

交通安全施設設置工事の詳細内容は。

踏切工事の優先順位について長電との関連性の有無は。

国道403号道路用地・代替地の詳細内容と今後の買取りや売却予定について。

景観計画見直しの目的と委託先について。

栗木レンガブロック購入に伴う工事費と昨年度比増額となった理由は。

マイナンバーカードの今後の活用見込みは。

子ども、高齢者の取得率は、保険証としての利用に伴う医療機関への周知状況は。

町税還付金及び還付加算金の内訳は。

保育園用地購入に伴う面積と坪単価は。

特殊詐欺対策サービス電話機設置補助は何件を想定しているか。想定件数の根拠と告知方法は。

個別避難計画、避難行動要支援者名簿システム改修の詳細内容は。

病後児保育委託における予算規模について。

高齢者タクシー利用給付金の令和4年度実績は。

特別保育事業の予算書の位置づけは。

一時預かりの現状は。

幼体協実務者会議の内容は。メンテナンス必要案件数と家庭数は。

成年後見支援事業委託における委託先と活動内容、周知について。

休憩パートの時間帯と延べ勤務時間など雇用形態はどうなるか。

独り暮らし高齢者等生活支援事業の委託先は。

長寿者訪問事業における長寿祝の本年度内容は。

保育園用地購入に伴う取得用地の地目は。

成年後見支援委託は今後、町社協でできないのか。

保育園、こども園の他園紹介、育児休業延長児童は希望したが入所できなかったのか。また、継続児での断念者はいるか。

障害者に優しい住宅改良事業の実績は。

介護予防支援におけるケアマネジャーの現在数は。

資源回収委託に伴うリサイクルの詳細な仕組みは。

清水厚生住宅取壊しの坪単価は。

おぶせスタディの利用者数と事業内容は。

心の健康づくり推進事業の昨年比増となっている要因は。

がん健診の周知状況は。

予防接種委託費用の詳細内容は。

インフルエンザ予防接種、コロナワクチン接種料の今後の費用負担について。

し尿くみ取りの現在数と、件数の推移について。

妊婦健康診査費補助における県費補助との関連と今年度の実績は。

I C T教育支援業務の委託先はどうなるか。任期1年にとらわれず現支援員を含む2人体制についての考えは。

育英金貸付基金利子繰出金の内容は。

医療的ケア学校看護師の看護が必要な人数は。

小学校管理費における修繕料の内容と環境整備事業費の修繕工事費との相違点は。

小学校環境整備においてグラウンド南側桜並木に代わる今後の計画について。

設計委託の必要性和委託先、発注方法は。

小学校就学援助費の昨年比減額となった理由は。

特別支援教育推進事業講師謝礼の内容は。

費用弁償と普通旅費の相違点は。

図書館管理における植栽の予算付けがない理由は。

一般図書購入に伴う基準や分野と購入予定数は。

歴史民俗資料館の不要物品の廃棄基準は。

高井鴻山記念館収蔵品の保存場所確保と火災対策は。

高井鴻山記念館企画展の計画内容は。

おぶせミュージアム管理における報酬・給料の大幅増額となった要因は。

美術館同士の職員異動の現状は。

美術館入館料収入の現状から見る収支バランスの見解と美術館施設の指定管理についての考えは。

子ども教室推進事業におけるパート雇用がなくなった理由は。

分館活動における昨年度比大幅減額となった理由は。

おぶせミュージアム企画展における展示作者の人物像は。

今後における土地借り上げの見直し方針は。

北斎ホール修繕工事に伴うロールバック椅子修繕の有無は。

美術館運営は、可能な限り収蔵品展示に集中させ借用品の輸送委託料を縮減していくべきと考えるが、見解は。

スポーツ未来会議終了に伴う地域移行の課題は等の発言がありました。

議案第88号についての発言は、医療費給付費滞納繰越分の現在の滞納世帯数は。

一般被保険者療養給付費の大幅減額となった要因と給付額が最も多くなっている病名は等の発言がありました。

議案第89号及び議案第90号についての発言はありませんでした。

議案第91号についての発言は、浸水シミュレーション委託の内容はの発言がありました。

議案第92号についての発言はありませんでした。

議案第93号についての発言は、庁舎借上料の内容はとの発言がありました。

以上が、本委員会に付託された議案の質疑内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

これらの議案について、慎重審査を期すために討議を行いました。

議案第87号について、修正動議には反対である。町長公約の地域創生プロジェクトの柱となる部分であり、公約を否定することになる。

金額の大小の問題ではない。事業の透明性に欠けており、現代の湯治場へつながっていないのでは。

事前資料によると、内容は前年度と変わらない。

農商工連携の部分で理解できない。

町長のイメージする湯治場が私たちと食い違いがあるのではないか。

栗のイガと癒しのつながりがない。

企画展費は従来からも課題であるので引き続き引き下げるべきである。

おぶせミュージアム企画展費で付帯決議、修正案の提出について意見が出た。

付帯決議内容は慎重に検討して進めるべき等の発言がありました。

なお、現代の湯治場事業の理事者の再度の説明を求める動議があり、担当課より説明を受けました。

討議を省略して採決の結果、議案第87号については、福島浩洋委員ほか2名から修正案が提出され、発委で修正案を提出することを採決した結果、挙手少数で否決されました。原案に対して採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、令和5年度一般会計予算の執行に当たっての付帯決議の提案があり、採決の結果、挙手多数で付帯決議を予算特別委員会として提案することに決しました。

以下、議案第88号、議案第89号及び議案第90号は挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第91号、議案第92号及び議案第93号は全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員長報告といたします。

令和5年3月24日、予算特別委員長、小西和実。

○議長（小林一広君） 以上で、予算特別委員長報告が終わりました。

◎予算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決及び議案第87号の修正案の提出

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

議案第87号を議題といたします。

本案に対し、6番、福島浩洋議員ほか2名から修正の動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

6番、福島浩洋議員。

〔6番 福島浩洋君登壇〕

○6番（福島浩洋君） 議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条（第2項）の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算に対する修正案についてを説明いたします。

議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算の一部を下記のとおり修正する。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳出款2総務費、項1総務管理費14億4,919万1,000円を14億4,819万1,000円に、15億8,109万9,000円を15億8,009万9,000円に、款11予備費、項11及び目1予備費等に3,000万円を3,100万円に、歳出合計57億7,200万円。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を行います。

3歳出、款2総務費、項2総務管理費、目6企画費のうち、右側の説明の内訳としまして、地方創生推進事業費小布施町農商工連携プロジェクト交付金に改め、200万円を100万円に修正する。

発議第2号について。

議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算に対する修正案の訂正理由について説明を申し上げます。

令和5年度小布施町一般会計予算、農商工連携小布施町「現代の湯治場プロジェクト」交付金に関し、内容について予算特別委員会を開き審議を行いました。町からの答弁内容から実施予定とする実証実験の内容がほぼ前年度と同様であること、農商工連携と「現代の湯治場プロジェクト」との関連性が不明瞭であること、具体的には町長の「現代の湯治場プロジェクト」の当初の趣旨が全く触れられていないこと、町政残り2年を経過したが、当初の湯治場全体像とは全くかけ離れた農商工連携と「現代の湯治場プロジェクト」が混在した企画になっていること、さらには、町長の湯治場構想は、住む人、来る人の体と心を癒す場、小布施町は一つの宿屋であるとしています。

基本方針は6つあり、1つ、来てくれたお客様を不快にさせない、2、掃除が行き届いている、どこを見てもきれい、3、どこに行っても満足できる、4、ゆったりと小布施を楽しむ

む、5、健康を確認してくれる、6、運動施設は自分に合った選択ができるとしています。

当事業内容では、きのこ培地の高騰によるアカエンドウ皮のきのこ培地の活用実験、栗鬼皮のブナシメジ培地の活用比較実験、きのこ園、栗菓子店、大手建設企業専門事業部との共同研究に50万円、基礎実験として、土壌改良、木活性剤、鮮度保持剤及び色差分解処理技術実験で、農産物色差分解処理専門企業、栗菓子店等との共同研究等に50万円、これは、湯治場事業とは到底思えない。なおかつ、この事業が、行政が行う事業とも思えない。企業が自ら行う事業と考える。農商工連携の事業を進めることで、結果、現代の湯治場となり得る可能性は考えられるが、現代の湯治場事業を実施するには、町民に分かりやすく説明し、事業の内容を組み立てるべきであるなど、様々な問題点が確認されました。

このような事業は到底町民の理解が得られないと危機感を覚え、修正案を提出するものがあります。

小布施町議会議長様、発議者、小布施町議会議員、福島浩洋、中村雅代、関 良幸。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で、議案第87号に対する修正案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本修正案に対する質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第87号について討論に入ります。

議案第87号に対し、反対討論通告がありましたので、発言を許可します。

13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算について、反対討論を行います。

1月20日に総務省が公表した2022年12月の全国の消費者物価指数は、天候などによる変動が大きい生鮮食品を除いた総合指数で前年比4%増という高い上昇率となりました。これは、過去の消費税増税時をも上回って、41年ぶりの歴史的な物価高騰です。物価上昇は2023年に入っても収まる気配はありません。2023年2月だけで5,500品目、4月までに1万品目を超える値上げが予定されているとあります。これは、帝国データバンクの食品メーカー195社の集計によるものです。歴史的な物価高騰の原因には、ロシアのウクライナ侵攻による石

油・小麦価格の値上げがありますが、アベノミクス以来の超金利政策が依然として続けられていることによる円安の影響も重大です。こうした物価高騰にもかかわらず、働く人の賃金は僅かな伸びにとどまり、年金は逆に削減されています。電気・ガスの値上げは、これから先々、暮らしていけるかどうかと、町民の生活は不安にさせられています。先頃、衆議院を通過した2023年度国の予算は、アメリカから1発5億円とも言われる巡航ミサイルトマホーク400発など、敵地攻撃兵器を爆買いする軍事費2倍化への大軍拡予算で、中身も定かでない子育て予算倍増で帳消しできるものではありません。このようなとき、町の予算は、物価高騰と収入減に苦しめられている町民への支援策が必要です。具体的に指摘していきます。

歳出、款3民生費、項1社会福祉費、目3高齢者福祉、高齢者在宅支援事業費、高齢者等タクシー利用給付事業は、自動車免許返納者が年々増えており年々増加されていますが、ワンメーター、月3枚、2,100円分ではとても足りていません。しかも、この助成は、75歳以上、住民税非課税、障害者手帳などの強い制約があり、生活保護世帯も対象外です。外出機会を増やすことは健康寿命に不可欠です。公共移動手段が整備されていない小布施町にとっては大事な施策です。助成制限を緩和し助成額を増額すべきです。

次、目4人権同和政策費、部落解放関係団体補助金312万円は速やかに廃止すべきです。ここ十数年、300万円台が計上されていますが、全面廃止の方針に反しています。目7老人福祉センター費、修繕料100万円が盛り込まれています。この施設、小布施町老人福祉センター桃源荘は、小布施町シニアクラブの皆さんの会合や事業、カラオケやゲートボール愛好会、それから町社協のミニデイ、いきいきサロン利用者の皆さん、現在は小布施ミニマラソンの実行委員会事務局、シルバー人材センター事務所として大勢の方々が盛んに利用されている施設です。大広間へのエアコンの設置や畳の入替えなどされてきましたが、施設の老朽化、トイレを含め段差が各所にあり、建物全体を点検し利用者の要望も十分くんで、早急に全体的な改善、改修すべきです。

次、目2予防費、带状疱疹予防ワクチンの接種に助成するようにすべきです。ただいま、80代の方が、この带状疱疹にかかって苦しんでいらっしゃる方が、私の知り合いでも何人もいらっしゃいます。やはり、带状疱疹予防ワクチンの接種に助成することは必要ですので、ぜひ助成するようにすべきです。

目1社会福祉総務費、繰出金、国民健康保険特別会計繰出金を400万円増額することにより、小布施町の18歳までの均等割が減額でき、子育て中の保護者への負担軽減となります。

目3保育園費、保育園管理費、保育園保育士一般職員22名、臨時職員25名、臨時職員の時

給は現在1,040円です。小布施町は近隣と比べて賃金が低いと言われていました。フルタイムで勤務できる職員は正規職員としていくべきです。

款9教育費、目4図書館管理費、一般職員1名、臨時職員6名、うち司書職2名です。リファレンスなどの図書館機能を充実させるためには、少なくとも司書職は正規職員とすべきです。

款9教育費、目2子育て支援教育推進事業費、学校徴収金補助金に5,600万円を増加すると、小・中学生の給食費を無償にすることができます。子育て世帯への大きな支援となります。無償化へ向けて、部分補助などせず、実施を求めます。

私は、かねがね申し上げてまいりましたが、町役場は国の圧政から町民を守る防波堤だと思っております。東日本大震災を見ても、自らの命をかけて住民を津波から守った数々の自治体職員がおられました。どうか、役場の皆さんは、お互いに助け合って、誇りを持って、気持ちよく住民の生活向上のために働いていただきたい。町長はじめ理事者は、町民に寄り添う政策とそれを実施する役場の職場環境をつくり、役場づくりに努めていただきたい。町民に信頼され愛される役場となってほしいことを心より願っています。

以上を指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（小林一広君） ここで一言説明をさせていただきます。

今回の反対討論、賛成討論は、修正案についての反対、賛成ではないことを、まずご理解ください。議案第87号についての、あくまでも反対討論、賛成討論ということですので、よろしく願いいたします。

次に、賛成討論の通告がありましたので、発言を許可します。

8番、関悦子議員。

〔8番 関悦子君登壇〕

○8番（関悦子君） それでは、令和5年度一般会計当初予算案について、賛成の立場から討論いたします。

コロナウイルス感染症は落ち着きを取り戻してきましたが、世界各地での紛争、気候変動や異常気象が世界経済に大きな影響を及ぼし、物価高などの混乱を招いているところではあります。そんな中ではございますが、状況下において、町の令和5年度一般会計予算額は57億7,200万円で、対前年度比5.4%増で過去最大の規模となっております。歳入増については、基幹収入であります個人町民税、そして法人町民税及び固定資産税の増加が見込まれ、また、地方交付税の増額とふるさと応援寄附金が好調に増加をしているためによるものとされてい

ます。また、公債費負担比率と基金残高の推移については、それぞれ健全な指標を示している状況のため、現在の財政状況は提案されている予算を執行することが可能な状況であると考えます。

事業内容については、第6次町総合計画の将来像、未来に誇れる私たちの町、小布施の実現に向け、6つの基本計画を重点施策として取り組むこととしています。

最初に、出産・子育て・教育分野においては、安心して子供を産み育てられる環境の充実に図るとともに、誰もが安心して学べる環境づくりの推進のため、新たに設けられました新生児聴覚検査費用の助成や出産・子育て応援ギフト、子育てガイドブックの作成など、子育て支援を手厚く推進する内容になっております。なお、子供家庭支援センター、仮称ですが、設置準備につきましては、次年度の設置に向け確実な準備を進めることを強く要望いたします。

次に、健康・医療・福祉分野においては、高齢化の進展と心を病む時代の中、子供から大人までの体と心の健康づくりに力を入れた施策となっています。

次に、学び・交流・文化分野では、暮らしを豊かにする学びと交流の場づくりや、多様性を育む人権意識の醸成を図るとともに、時代を担う若者の育成に取り組むこととし、また、町立図書館開館100周年事業、そして、高井鴻山記念館は40周年事業が計画、計上されています。とても楽しみです。そして、今まで中止を余儀なくされていた町民運動会等々などの再開が、人と人々が活発に交流する場づくりと、つながりの再構築に期待するところであります。

次に、産業振興・移住定住分野では、町の基幹産業の農業を軸としながら、商工業との連携をさらに強化し、オール小布施で多様な取組を展開し産業の活性化を図るとしています。また、多様な交流を通じた移住定住事業を推進するため、UIJ支援への助成金、多子世帯入学祝い券、子育て応援住宅整備助成金などなど、充実に図っているところです。また、今年度から、2か年かけた農業振興整備計画の見直しが計上されていますが、農業の町、小布施町にとっては大切な施策であると考えます。

次に、環境・防災・インフラ分野では、災害想定や対策を強化し、災害に強い環境づくりを構築するとともに、地球環境に配慮した循環型社会、脱炭素社会の実現に向けた施策を推進するための木質バイオマス実証事業、ごみの減量化の推進と再資源化事業については大いに期待をするものであります。また、通学路を中心にカラー塗装化など、交通安全対策には大変重要なことと考えております。

次、協働の推進・行財政改革の分野におきましては、町民や民間事業者と協働のまちづくりを一層推進、効率的・効果的な行政サービスと自立可能な行財政運営の両立したまちづくりを推進するとしています。DX、デジタルトランスフォーメーションの推進による作業のさらなる効率化、業務の見直しによる歳出削減の効果にも期待するところですし、必ずや町民の利便性向上に役立つものと思います。そしてまた、働きやすい職場環境づくりの実現の施策、また、事務事業見直しについての行政改革には大いに評価し期待するところでありま

す。

世界全体に大きな猛威を振るったコロナ禍には、3年という長い時間を費やし、その間、私たちの意識、価値観、そして行動様式を変える大きな機会となりました。このコロナ禍による影響は、以前とは違う段階に入り、加えて、デジタル革命、グリーン革命が必須とされる新しい時代を迎えています。この変革が激しい時代においては、町と、そして町民が協働したまちづくりが必要不可欠であります。令和5年度の予算執行に当たっては、変化し続ける状況を素早く的確に把握し、熟慮した予算執行に当たることを要望し、本予算の賛成討論といたします。

○議長（小林一広君） 以上で討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより、6番、福島浩洋議員ほか2名から提出されました議案第87号の修正案について、会議規則第88条第1項の規定により、先に採決いたします。

修正案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、この修正案は可決されました。

ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

原案について、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、修正議決した部分を除くそのほかの部分は原案のとおり可決されました。

◎発委第10号の上程、説明、採決

○議長（小林一広君） 日程第27、発委第10号 議案第87号に対する付帯決議についてを議題といたします。

予算特別委員長から提案理由の説明を求めます。

小西予算特別委員長。

[予算特別委員長 小西和実君登壇]

○予算特別委員長（小西和実君） 議案第87号 令和5年度小布施町一般会計予算に対する付帯決議。

令和5年度小布施町一般会計予算執行に当たり、下記の事項について対応することを強く求める。

記。

1、ふるさと納税の返礼品は可能な限り地元産のものを優先的に取り入れ、委託手数料は現行率4%から、事業開始当初の3%とするよう努力すること。さらに、経費は2割以下に抑制すること。また、ふるさと応援基金積立金は5割以上を目指し努力されたい。

2、現代の湯治場事業の執行に当たっては、令和4年度執行中の費用対効果を十分に検証した上で事業を進めるよう努めること。

3、文化芸術に関する振興施設の運営については、現経営状況を分析し、将来的に指定管理制度導入など視野に入れ検討を行うこと。また、費用対効果を検証しながら効率的な予算執行に努めること。

以上、議決する。

令和5年3月24日、予算特別委員長、小西和実。

○議長（小林一広君） 以上で、発委第10号の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、発委第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第88号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第89号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第90号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第91号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第92号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第93号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎発委第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） 日程第34、発委第11号 小布施町議会個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

大島議会運営委員長。

[議会運営委員長 大島孝司君登壇]

○議会運営委員長（大島孝司君） 発委第11号 小布施町議会個人情報の保護に関する条例について。

上記議案を小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出いたします。
提案理由です。

国の個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、議会においても個人情報の保護に関する限定を明確にし、適正な運営を図るため新たな条例を制定するものであります。条例はお手元に配付してあるとおりであります。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第11号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第11号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、発委第11号は原案のとおり可決されました。

◎新たな議会活性化検討特別委員会最終報告

○議長（小林一広君） 日程第35、議会報告第13号 新たな議会活性化検討特別委員会最終報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、特別委員長から報告を求めます。

小西特別委員長。

○新たな議会活性化検討特別委員会委員長（小西和実君） 新たな議会活性化検討特別委員会

最終報告を申し上げます。

新たな議会活性化に関する特別委員会に付託されました審査案件について、小布施町会議規則第45条第2項の規定に基づき最終報告をします。

本特別委員会は、令和元年9月会議において設置され、新たな活性化に関する事項について、町民に身近に開かれた議会を目指すため継続して調査研究を進めてきました。以下、検討した内容と経過について最終報告します。

特別委員会の経過。

開催条項については、令和3年3月以降9回開催しております。これまで、前期・後期に分けて開催をしてきたアシスター会議が今期の最終回である第19回を迎えました。アシスター会議の総括として、中間報告以降に議論を重ねてきたテーマをまとめ、振り返りながら今後のアシスター会議の展望について意見の聞き取りを行いました。その結果出された意見は、議会を支援する組織がほかにないため、残すほうが議会にとって有益である。できれば継続し、若い世代へもぜひ参加を。3年の任期は長い、テーマが興味を持てるものや専門性や強みを持っている分野だと参加し貢献できると思うが、専門外は対応が難しい。20代、30代の勧誘は難しいので、参加してもらうには工夫が必要。

以上の意見は、議員側のアシスター会議参加者も同意するところであり、来期以降の会議においても、このような意見を踏まえ、アシスター会議や類似した組織により継続して取り組んでいただきたいと考えている。令和3年5月以降における新たな議会の在り方検討特別委員会及びアシスター会議は、コロナウイルスの影響により進捗が停滞してしまったことは否めないが、新たな取組として取り組んだこれらの委員会や会議の有効性は十分に確認できたと認識する。

なお、来期の審議会においては、今期活動を参考として、議会の活性化を新たな視点で進めていただきたいと切に願うものであり、今後の議会のさらなる発展と活性化を期待して今期活動を終了するものであります。

以上、新たな議会活性化特別委員会の最終報告とします。

令和5年3月24日、新たな議会活性化検討特別委員会委員長、小西和実。

○議長（小林一広君） 以上で、新たな議会活性化検討特別委員長報告が終わりました。

◎職場環境等調査特別委員会最終報告

○議長（小林一広君） 日程第36、議会報告第14号 職場環境等調査特別委員会最終報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、特別委員長から報告を求めます。

中村特別委員長。

〔職場環境等調査特別委員長 中村雅代君登壇〕

○職場環境等調査特別委員長（中村雅代君） 議会報告第14号 職場環境等調査特別委員会における最終報告を申し上げます。

職場環境等調査特別委員会報告書。

第1、調査・検証の趣旨。

小布施町議会が令和4年6月17日に設置した職場環境等調査特別委員会（以下、「特別委員会」という。）の調査等に関し、議会として町民に対する説明責任を果たすため、事案の背景や人事管理などの調査・検証を行い、原因の究明・検証と自死等の再発防止（以下、「再発防止」という。）に向けた方策を町へ提言することとしました。

第2、特別委員会の設置について。

当議会では、全員協議会の場で特別委員会を設置し、亡くなった職員等の勤務実態やその背景及び時間外勤務縮減に向けた業務改善や職場環境改善等の提言及び組織編制等に関し、良好な職場環境等の構築に努めることを目的とする上記委員会を設置し、調査を開始いたしました。

第3、特別委員会の開催状況。

特別委員会は、7月28日から令和5年3月15日までの間に計23回委員会を開催いたしました。内容については別紙のとおりであります。

第4、調査の概要ですが、町提供資料の調査・検証について。

町へ提出を依頼した11種の資料に基づき調査・検証を行いました。続いて、アンケート調査及び聞き取り調査の検証について。アンケートは全職員358人に配布し、回収は185人、回収率51.7%。調査期間は、令和4年11月1日から11月11日、上記アンケート結果に基づき、職員及び退職職員からの聞き取り調査を行いました。期間は、1月26日から2月28日頃まで

に5回ほど実施し、聞き取り内容は亡くなられた職員の人柄や勤務態度、本事案が業務に起因するものであったと言えるか及びパワーハラスメントの有無などについてです。

第5、調査結果。

1、町提供資料からの現状等については、報告書4から5ページを、2、アンケート調査及び聞き取り調査結果については6から19ページに結果をまとめましたので、詳細についてはご覧ください。

第6、職場環境等改善及び自死等再発防止に向けての提言。職場環境及び再発防止等に向けての具体的提言です。

1として、労働時間の短縮と労働環境及び人員配置等の改善について。2として、健康確保措置の強化など、健康管理活動の取組について。3として、休暇・休業制度の拡充について。4として、組織の見直しなどについて。5として、人事異動について。6として、ハラスメントのない職場づくり、快適な職場づくりを。7として、仕事にやりがいを感じ、地域に根差した働き方ができる職場へ改善をの計7項目について提言します。詳細内容については、19から22ページをご覧ください。

第7、理事者に求められる責任と自覚。

今回の複数の事案発生の背景として、業務起因性によるものと判断されたと同時に、直接的原因としての当該上司や同僚など職員による明らかにハラスメントがあったという事実は確認されなかったわけですが、疑われるような言動を見たり聞いたりしたことがあるとの自由記述欄への具体的な記載も数件ございました。

また、本特別委員会としては、組織運営と管理の最高責任者である前理事者等の責任については言及せざるを得ないところであります。

町が調査委任した第三者による調査委員会の調査報告書も参考にすべきところではございますが、理事者における職場環境の安全配慮義務が強く問われていることを認識すべきではないでしょうか。

また、改革を推進していく上で、管理監督の立場にある者の取組姿勢が大きく影響することから、理事者や管理監督者は職員の理解と共感を得て、両輪で推進していくことを期待するところでございます。町民の思いに寄り添いつつ、未来を見据えた取組を町議会として重ねて期待いたします。

なお、本報告書作成中、職員の逮捕などが相次ぎました。改めてガバナンスの強化に努められますようお願いいたします。

第8、議会の役割と責任について。

一方、議会及び議員としての自省についても触れなければなりません。地方行政における二元代表制において求められる議会及び議員の基本的な役割である行政のチェック機能を私たち議会が十分に果たしていたのかということ、本事案の調査検証を通じて問われることが多くあったと認識しております。

地方議会は存在意義が問われており、首長の判断を追認するだけの組織との批判も根強いです。アンケートの回答に、複数の職員が亡くなり記事として取り上げられたからと、今頃になって原因究明と再発防止に向け職員の職場実態をただすと言われても何の意味もないとの非常に厳しい否定的な意見がありました。まさに、これらを指摘するもので、私たちは深く反省しなければなりません。

職員配置や業務改善、事務事業の見直しなど、一般質問や委員会審議で数多く発言してきたことは事実ですが、それらが形として残らず、言いつ放しに過ぎない、追認的な存在に陥りがちになっていたのではないかと自省とともに、町民や職員の皆様の厳しい評価も受け止めなければなりません。

終わりに、亡くなられました職員の方々のご冥福を心からお祈りするとともに、再発防止に向けた真摯な取組を、議会も、理事者・職員とともに取り組んでまいることを誓い、本特別委員会の報告書といたします。

令和5年3月24日、職場環境等調査特別委員長、中村雅代。

○議長（小林一広君） 以上で、職場環境等調査特別委員長報告が終わりました。

◎出納検査の報告

○議長（小林一広君） 日程第37、議会報告第15号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

持田監査委員。

〔監査委員 持田 宏君登壇〕

○監査委員（持田 宏君） それでは、例月出納検査の結果に関する報告をいたします。

検査の概要です。検査の対象としましては、令和4年11月分、12月分、令和5年1月分の次の各会計基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況を検査いたしました。

一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、基金繰替金、町県民税、歳入歳出外現金、指定金融機関担保金一時借入金の保管状況を確認いたしました。

検査の実施日ですが、令和5年1月27日、令和5年2月28日、実施した検査手続です、検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等の照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果です。

令和4年11月30日現在、12月30日現在及び令和5年1月31日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。各会計別の現金の出納状況と基金明細は別途のとおりですが、省略いたします。ご覧いただきたいと思います。

令和5年3月24日、小布施町監査委員、持田 宏、渡辺建次。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

◎散会の議決

○議長（小林一広君） 以上で、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

令和5年3月会議を閉じ、令和4年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、令和5年3月会議を閉じ、令和4年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小林一広君）　ここで、町長から挨拶があります。

桜井町長。

〔町長　桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君）　令和5年3月会議の散会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

3月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り厚く御礼を申し上げます。修正決議や付帯決議をいただいた部分につきましては、しっかりと受け止め、今後の町政運営に生かしてまいります。

新型コロナウイルス感染症については、開会の挨拶でも申し上げましたとおり、3月13日からはマスク着用の見直し、5月からは感染症の分類変更が予定されるなど、いよいよウイルスとの向き合い方について社会全体で方向転換していく時期を迎えています。

町でも、3月13日より、個人の主体的な選択を尊重し、公共施設におけるマスク着用の協力依頼の貼り紙等を撤去し、新年度からは町役場庁舎内の窓口に設置してあるパーティションも撤去することとしています。

職員のマスク着用についても、近隣地域で感染が拡大している場合や体調不良時を除き、原則として個人の判断に委ねることとしております。また、マスクを着用していない職員についても、マスクは常時携帯するようしておりますので、感染対策として職員のマスク着用を希望される方がいらっしゃいましたら、お気軽にお声かけをください。

今後予定している事業等について申し上げます。

国の電力価格高騰臨時交付金を活用し、昨年12月1日より実施してきた省エネ家電等買換え促進補助事業につきましては3月10日をもって終了し、合計80世帯の皆様にご活用いただき、補助額の合計は341万3,000円、予定執行率の78%となりました。

次年度当初予算では、同内容の継続事業の実施は予定はしておりませんが、今後も国の交付金等を有効に活用しながら、地球環境や家計負担の軽減に貢献できる省エネ事業の実施を検討してまいります。

出産・子育て応援交付金事業につきましては、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を進めるものです。まず、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身

近で相談に応じ、様々なニーズを把握し必要な支援につなぐ伴走型の支援を充実します。さらに、経済的支援として、妊娠時と出産後に各5万円相当を支給してまいります。

ギフト券による支給が推奨されている事業ですが、本町においてはギフト券の利用範囲が極めて限られてしまうと考えられることから、現金による支給の方向性で調整しているところです。この事業が、町で出産・子育てを行う皆様にとっても少しでも有益な支援となるよう、事業に取り組んでまいります。

なお、一昨日の3月22日に、政府は、予備費を活用した物価高騰に対する追加策を取りまとめました。追加策には、住民税非課税世帯への3万円支給、低所得の子育て世帯への5万円支給のほか、生活者や事業者支援のための推奨メニューなどが示されております。制度の詳細が分かり次第、町としても必要な対策を検討の上、補正予算を編成し議会にお諮りしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

東大・小布施町コミュニティ・ラボでは、今年度、「農と暮らしゼミ」を4回行い、農村集落のコミュニティの維持と良好な営農環境の維持の両面を満たす土地利用の在り方を、東大の調査結果をもとに住民の皆様と考えてきました。

3月8日の最終回では、「私たちの考える実来（みらい）の種」と題し、住宅に隣接した畑での消毒の問題をどう解決していくか、参加者全員で話し合い、農家と移住者とのコミュニケーションが大切で、コミュニケーションを取るためには、お互いが自治会活動に積極的に参加していくことも大切なのではないかと考えさせられました。

来年度は、コミュニケーションや人との関係性の重要性を考え、自治会ごとに学生と職員で地域を回り、地域が抱える課題をより詳細に把握し、地域の方々と共に課題解決に向けて努めてまいります。

春には、初の試みとしまして、山王島菜の花公園で、春のイベント「太陽の丘マルシェ」を開催します。毎年見事に咲きほこる菜の花と桜堤の八重桜は、今や小布施町の春の風物詩となり、多くの方々が訪れ春のにぎわいを創り出しています。菜の花公園を訪れる方々がより楽しんでいただけるように、町内の企業、また長野県内の食材や素材を使ったキッチンカーやクラフトの出店を行います。

コロナ禍前まで開催されていましたが「千曲川ふれあい公園花まつり」が開催されないことは誠に残念であります。菜の花公園の管理と丁寧な手入れをされている山王島自治会の皆様、山王島黄金島の会の皆様のご尽力に心から感謝申し上げます。

3月18日から森の駐車場のご利用を再開し、お客様に小布施町の魅力をお伝えしながらお

お客様をお迎えしてまいります。また、小布施駅に「花のおもてなしコーナー」を設置し、駅をご利用される皆さんを花でお迎えすることで、心地よい空間、少しでも心和む空間を提供することを目的に、オープンガーデンオーナーの皆さんにご協力いただき、花飾りによるおもてなしの準備を進めてまいります。

小布施中学校と栗ガ丘小学校では、3月15日と16日に卒業式を行いました。中学校は卒業生と保護者が体育館に入り、在校生は教室で卒業式に参加しました。小学校は卒業生とその保護者、5年生のみが体育館に入り、1年生から4年生は教室でプロジェクターを利用して卒業式の様子を見ました。

現在は春休み中ですが、これからも子供たちが充実して過ごせるよう、引き続き、学校や家庭と連携し見守りを行ってまいります。

高井鴻山記念館では、3月17日から6月21日まで、開館40周年記念特別春季展「北斎とつながる小布施 鴻山と北斎のお宝展」を開催しています。鴻山や北斎・お栄の、この地域に残るお宝作品や二人の関係の分かる資料をご覧ください。なお、町内にお住みの65歳以上の方は無料で入館できますので、大勢の皆さんにお越しいただきたいと思っております。

4月3日には、つすみ保育園とわかば保育園の入園式、4日に認定こども園栗ガ丘幼稚園の入園式を行います。また、6日には栗ガ丘小学校と小布施中学校で、それぞれ入学式を行います。令和5年度も、一人一人のお子さんが健やかに成長できるよう取り組んでまいります。

本会議及び委員会で議員各位からいただいたご意見・ご要望などにつきましては今後十分検討し、今後の町政運営に遺憾なきよう努めてまいります。

また、ご報告いただきました職場環境等調査特別委員会における内容につきましては、これを深く受け止め、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

さて、議員の皆様は任期も、いよいよ満了を迎えられることとなりました。引き続きご出馬をされる方におかれましては、来る4月の統一地方選挙において信任を得られまして、小布施町のさらなる発展に向けてご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。また、今限りで勇退をされる議員各位におかれましては、長年にわたり町政発展のために多大なご尽力を賜りました。これまでのご功労に対しまして深甚なる敬意を表しますとともに、引き続き町政にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、町発展に向け、ご健勝でご活躍いただくとともに、町議会のますますの発展をご祈念申し上げ、散会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（小林一広君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） これにて令和5年3月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月24日

議 長 小 林 一 広

署 名 議 員 中 村 雅 代

署 名 議 員 福 島 浩 洋